

不要品をごみとして出す前に

リユース リサイクルの仕方

— 保存版 —

横浜市版

持続可能なライフスタイルを
みんなの行動で！ サーキュラーエコノミーで！



はじめに

リユース
(再使用する)

修理・修繕・
補修する

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者・業界団体
国が定める指定法人

法律の豆知識

はじめに

本誌は、いらなくなつたものをごみにしない方法を集めた情報誌です。手放すときにできるだけごみにしない方法をいくつか紹介しています。

家庭で使われるものは、いつかは壊れて使えなくなったり、サービスが終了して買い替える必要が出でたり、あるいは必要がなくなったりして、手放すときが訪れます。そんなときに本誌を使ってごみにしない方法を探ってみてください。

それでも、どうしてもごみとして処分するしか方法がなかったら、横浜市が発行している「ごみと資源物の分け方・出し方」の冊子、あるいは「横浜市ごみ分別アプリ」を使って、適切に処分をしてください。

本誌の使い方

本誌は、ごみにしない方法を大きく4つに分類し、色分けして紹介しています。いらないものが出たら、できそなところのページをめくって読んでみてください。

はじめに	
売る、譲る、寄付するとき	リユース・リサイクルショップの利用 市中回収事業者の利用（不要品回収事業者） ネットオークション・フリマアプリの利用 ネット掲示板、市町村の行政サービスの利用 フードバンク等への寄付
修理や部品を交換するとき	修理・修繕・補修する
たい肥を作る、制度を利用するとき	リサイクルする
大量の不要品の整理、パソコン・スマホ内の写真などを消去するとき	片付けを依頼する
	空き家の管理と活用
	サステナブル・資源循環 社会の主なキーワード
	地域のお店・事業者・業界団体・ 国が定める指定法人
	法律の豆知識

ごみにしない・ごみを出さない3Rの取り組み

3R（スリーアール）は、Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRをとつてまとめた呼び方です。3Rで目指すのは、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷を減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）をつくることです。

■ 高度経済成長→最終処分場のひつ迫→3R政策

第二次世界大戦後の日本は、1955年から高度経済成長に入り、大量生産、大量消費による大量廃棄の時代に入りました。同時に大気汚染、水質汚濁、土壤汚染などの産業公害が全国で発生し、住民の健康被害が深刻な社会問題となりました。それはいまも続いています。



1970年代の東京都心

1992年の東京都埋立処分場
(収集したごみをそのまま埋立てていた)

出典：植野正明他『写真で振り返る東京の清掃事業』2011年

■ 3Rの取り組み

取り組みの優先順位は、Reduce⇒Reuse⇒Recycleです。

1. Reduce

ごみを出さないようにすること

例：使い捨てのものは買わない、マイバッグ・マイボトルを使用する

3. Recycle

資源や素材にもどして作り直すこと

例：古紙や空き缶、プラスチック製品を分別する、リサイクル製品を積極的に利用する

2. Reuse

使えなくなるまで何度も使うこと

例：不要になったものを売買したり、寄付する、壊れたり、傷んだところを直して使用する

■ 横浜市の取り組み

横浜市は、「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」（一般廃棄物処理基本計画）を策定し、3Rと安定的なごみ処理に加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減に力を入れています。

目標

2030年度までに燃やすごみに含まれる
プラスチックごみの量を2万トン削減（2022年度比）
1人あたりに換算すると ▲5.3kg／年



プラスチックは、「ごみ」から「資源」へ

プラスチックごみを燃やすと、二酸化炭素などの温室効果ガスが多く発生します。
燃やすもの「ごみ」を入れてしまいながら、使い終わったらラップやティッシュで保管する。
そして、調味料や食品が入っていたティッシュや容器など、分別できるプラスチックを捨ててしまいません。プラスチックは「ごみ」から「資源」へプラスチック循環への分別をお願いします。



引用：横浜市『ヨコハマ プラ5.3計画 横浜市一般廃棄物処理基本計画2023年度～2030年度（概要版）』／チラシ（A4サイズ）

目 次

1 リユース（再使用）する

① 地域のリユース・リサイクルショップを利用する	6
コラム1 電話勧誘による強引な訪問買取りを受けたとき	
コラム2 クーリング・オフ制度	
② 不要品回収業者を利用する	10
③ ネットオークション・フリマアプリを利用する	11
④ 無料のネット掲示板を利用する	12
⑤ 市や区のリユース取組みやイベントを利用する	12
コラム3 フードバンク・フードドライブ・こども食堂	

2 修理・修繕・補修する

① 家庭用電気製品	14
② 家具	17
コラム4 家庭ごみの量と焼却、埋立てされるごみの量	
③ パソコン・タブレット・携帯電話	18
④ いろんな修理・修繕	21
コラム5 主な都道府県・市町村の取り組み	
コラム6 自分で修理してみる	

3 リサイクルする

① 生ごみのリサイクル（たい肥化）	24
② 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）のリサイクル	25
③ 小型家電28品目のリサイクル	26
コラム7 小型家電再資源化事業者（認定事業者）	
④ 金属類のリサイクル	28
コラム8 パソコンのリサイクル	
コラム9 都市鉱山	
⑤ 古布・古紙のリサイクル	32
コラム10 古紙のリサイクルを困らせる紙	
⑥ プラスチックのリサイクル	35
コラム11 プラスチックの自然環境への流出	
コラム12 アップサイクル（Upcycle）	

4 片付けを依頼する

① 仕分け・ごみの分別と処分	38
コラム13 横浜市では収集しないごみについて	
② 遺品整理作業の主なポイント	40
③ 適切に行う業者の見極め方	41
④ デジタル遺品の整理	42
コラム14 生前整理・遺品整理に関する民間資格	

5 空き家の管理と活用

① 横浜市の「空家条例」	44
② 空家・土地等所有者に対する支援制度	45
コラム15 空き家活用の取り組み例	

6 サステナブル・資源循環社会の主なキーワード

① SDGs（エスディージーズ）	46
② サーキュラーエコノミー（Circular Economy）	47
③ パリ協定	48
④ 2050年カーボンニュートラル	49
⑤ エシカル消費	50
⑥ 廃プラスチックのリサイクル	51
⑦ ゼロ・ウェイスト（Zero Waste）	52
⑧ 修理する権利	53

7 地域のお店・事業者・業界団体・国が定める指定法人

① 地域のお店・事業者	54
② 全国展開している主なリユース・リサイクル業者	56
③ 横浜市の資源循環局事務所・持込み施設等	57
④ 地域の主な事業者・資源循環局事務所マップ	58
⑤ 主な企業・業界団体の紹介	60
⑥ 日本国内の主なリユース・リサイクルに関する団体	63
⑦ 国が定める指定法人	64

8 法律の豆知識～環境と消費に関する主な法律～

① 循環型社会形成推進基本法	65
② 廃棄物処理法	66
コラム16 消費者による廃棄物の回収強要は罪になる!?	
③ 古物営業法	68
コラム17 不要品を売って得た所得の確定申告について	
④ 家電リサイクル法	69
⑤ 食品リサイクル法	70
⑥ 自動車リサイクル法	70
⑦ 小型家電リサイクル法	71
コラム18 小型家電の対象品目とリサイクルの現状	
⑧ 容器包装リサイクル法	72
⑨ プラスチック資源循環法	72
⑩ 資源有効利用促進法	73
⑪ グリーン購入法	73
コラム19 横浜市環境事業推進委員会の活動	

編集コラム 持続可能なライフスタイルと消費者の行動	74
参考・参照文献	76
本誌利用上の注意	79

1 リユース(再使用)する

家庭でいらなくなったものの多くはごみとして捨てられ、市の収集車が日々回収し、燃やされたり最終処分場に埋め立てられたりしています。一方、使わなくなったものでも捨てるにはもったいない、捨てるにはお金もかかるので家の中にしまっているものがたくさんあります。ここでは、使わなくなったものを売ったり譲ったり寄付したりする方法をいくつか紹介します。

1 地域のリユース・リサイクルショップを利用する

リユース・リサイクルショップは、家庭でいらなくなったものをたくさん仕入れています。全国に展開しているお店や住んでいる地域にしかないお店、売り場の広いお店や小さいお店などたくさんあります。お店によって仕入れるものや買取り価格も違ったりします。

店頭持ち込み

近くにお店があれば、何を買い取ってくれるか確認して持ち込むとよいでしょう。

店頭買取りの主な流れ



どのお店でも共通することは、売るときに本人を確認する証明書等の提示が求められます。これは古物営業法第15条（確認等及び申告）で古物を売り買いする業を行う事業者（個人事業主を含む）に義務付けられており、偽品の売買防止と速やかな発見が目的です。

本人確認証となる主なもの



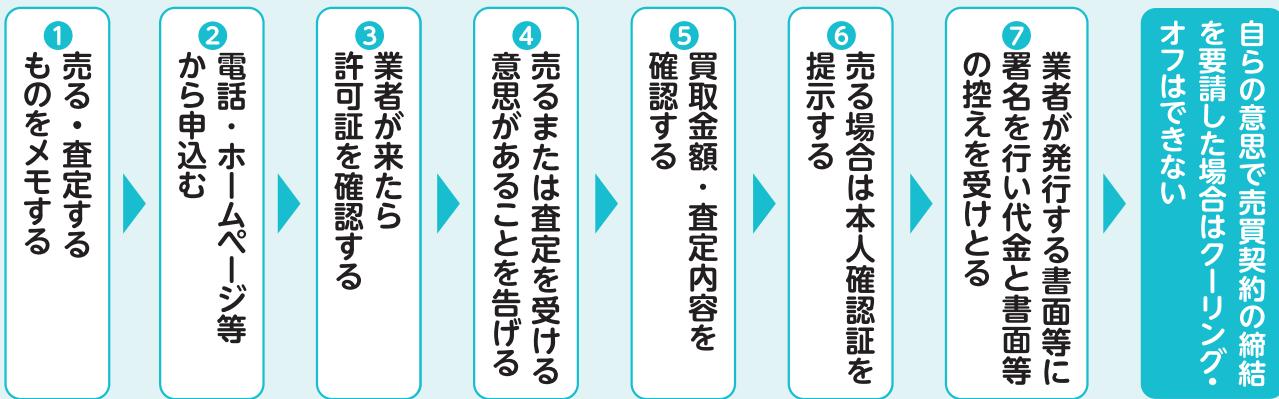
- マイナンバーカードの裏面は法令で定められた税、社会保障、災害対策の手続き以外のコピー撮影はできません。店員がコピーしようとしたら違法です。
- 健康保険証は、保険証の記号、番号、QRコードのコピー・撮影をしないよう注意が必要です。
- 未成年者が売る場合は、保護者の同意を得たことを証する同意書あるいは同席を求められます。規定は都道府県、区市町村の条例（青少年保護育成条例）に定められています。

出張買取り

自宅等に査定や買取りに来てもらう場合は、お店に電話やメール等で依頼します。そのときに売りたいものが何か、あるいは査定してもらいたいものが何かを相手に伝えておく必要があります。注意しておきたいのは、依頼したもの以外の買取りの勧誘を受け、売ってしまわないようにすることです。売るとき、査定を依頼するときにしっかりと決めておくことが大事です。

出張買取りの主な流れ(招請取引*)

*招請：自分から頼んで来てもらうこと



- ①あらかじめ売りたいものや査定してもらいたいものをリストアップしておくと業者との交渉がスムーズになります。
- ②電話で依頼するときは買取りや査定してもらうものだけを伝える。ホームページの申し込み画面から依頼する場合も買取りまたは査定のみの依頼かを記入します。
- ③業者が来たら「古物営業許可証」あるいは「行商従業者証」の提示を求め、相手を確認する。業者は自分が誰かを明示しなくてはいけません。
- ④業者は訪問した際に、依頼者本人に対して買取りや査定を行ってよいか確認しなくてはならないことになっています。
- ⑤業者は買取りまたは査定の依頼を受けたもの以外に買取りや査定をしてはいけないことになっています。
- ⑥売却では本人確認証の提示が求められ、住所、氏名、職業、年齢を確認されます。業者は、提示された本人確認証を控えとしてコピーを取ったり、デジタルカメラ等で撮影することができます。
- ⑦依頼者は、売却の意思表示として、住所、氏名、職業、年齢及び署名をしなくてはなりません。



コラム 1 電話勧誘による強引な訪問買取りを受けたとき

電話勧誘による訪問買取りを受け承諾した場合は、業者が来たときに相手をしっかり確認することが大切です。売る気がなければきつぱり断りましょう。訪問買取で売ってしまった場合でも、クーリング・オフが適用され、返してもらうことができます。そのためにも必ず売却の契約書面を受け取るようにします。

- 売りたくなかったらきっぱり断る!
- 売る前に見積書、契約書などの書面を発行するか確認する
- 売ったあとに売買を証明する書面(契約書など)を受け取る
- クーリング・オフは書面を受け取った日を含めて8日以内
- 買取りの契約をしてもその場で引き渡す必要はない
 - ▶クーリング・オフが適用されない商品や取引の態様があるので注意が必要
(コラム2参照)
- 困ったときは、地域の消費生活センター等に相談する

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはさっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないわ。うそになるよ」とあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せとこころ、「それを売ってほしい」と言われた。断つたが男性の様子が怖かっだし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。

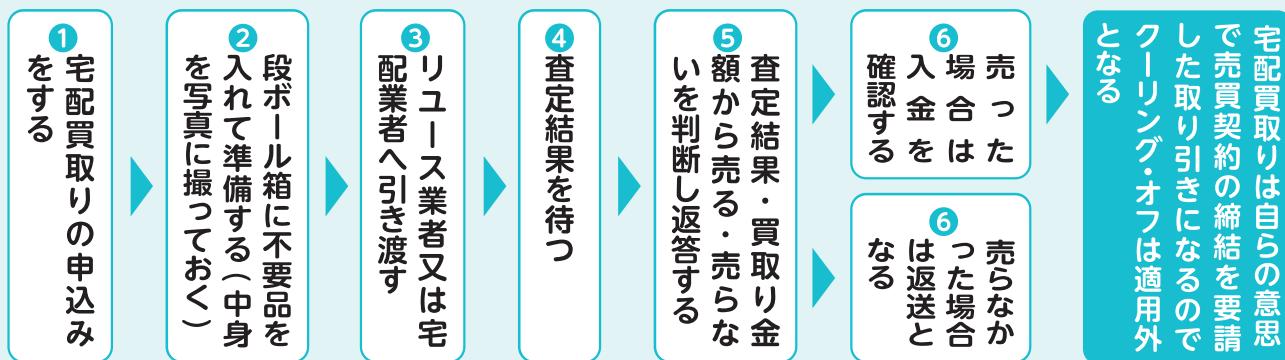
冷静になると大事なものを売ってしまった後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。(70歳代 女性)

**買い取られた貴金属
クーリング・オフができます!**

宅配買取り

宅配買取りは、店舗へ持ち込むことができない方や自宅等に来てもらうことに不安がある方には便利なサービスです。買取り業者の指定した段ボール箱や手持ちの箱等を使って梱包しておいて、買取り業者や宅配業者に引き取りにきてもらいます。

宅配買取りの主な流れ



ここで注意することは、買取り業者（古物商）が行う本人確認です。非対面での本人確認は、なりすましを防ぐために法令で厳しく規定されています。本人の確認書類を送るだけでは違法となります。

古物営業法

第15条第1項第3号

古物営業法施行規則 第15条第3項

本人の確認方法は 16 通りあり、比較的簡単な方法はつぎの 3 つです。

方法 1 あらかじめ宅配買取りの申し込みを行ったうえで、段ボール箱等に売りたいものと印鑑登録証明書あるいは登録した印鑑を押印した書面（買取り申込書、査定申込書など）を入れて一緒に送る。
(規則第 15 条第 3 項第 1 号)



方法 2 あらかじめ宅配買取りの申し込みを行ったうえで、段ボール箱等に売りたいものと市区町村の窓口等で交付を受けた各種証明書（住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書など）と本人名義の預貯金口座（銀行・郵便）を記載した書類を入れて一緒に送る。
(規則第 15 条第 3 項第 6 号)



方法 3 宅配買取りの申し込みで自宅引き取りを選択し、リユース事業者から委託された宅配事業者が訪問した際に段ボール等に売りたいものと本人確認書類（運転免許証、健康保険証※、パスポート等のコピー）及び本人名義の預貯金口座（銀行・郵便）を記載した書類を入れて渡す。
※健康保険証は記号・番号・QRコードをかくしてコピーする。
(規則第 15 条第 3 項第 7 号)



Web サイトを使った手続きでは、買取事業者によって 1 回目の申込みの際に本人専用の ID とパスワードを付与し、2 回目以降の本人確認手続きを簡略化しています。本人確認は、オンラインによる確認「eKYC *」を導入している事業者も増えています。買取事業者によって方法が異なるため、サービスの利用規定等をしっかり確認したうえで利用しましょう。

* eKYC : 「electronic Know Your Customer」の略。オンライン上（インターネットにつながっている状態）で本人確認するための技術。



コラム2 クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度が規定されている法律は「特定商取引法」です。出張買取りは「訪問購入」と定義されており、事業者に対する規定が設けられています。

クーリング・オフとは、買取りの日を含めて（契約書などの書面の交付から）**8日以内**であれば売主である消費者は無条件で契約申し込みの撤回、契約の解除ができる制度のことです。

クーリング・オフ期間中は、引渡しを拒否して売却した物品を手元に置いておくことができます

NO



クーリング・オフ期間内であればクーリング・オフを通知して、第三者に転売された物品を返すよう求めることができます

返品



ただし、クーリング・オフはつぎの場合は適用されません。

適用されない商品



自動車
(バイクを除く)



家具



本・CD・DVD・
ゲームソフト類



商品券などの
有価証券



家電（携行が
容易なものを除く）

適用されない取引対応

- 消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- いわゆる御用聞き取引の場合

- いわゆる常連取引の場合
- 転居に伴う売却の場合

自ら買取業者を契約締結する意思で呼んだ場合は、クーリング・オフは適用除外となります。また、引っ越しで売却を要請した場合もクーリング・オフの対象外となります。

引用：消費者庁 特定商取引法「消費者の方へ 訪問購入のトラブルに注意してください！」

詳しくは
こちら



消費者庁
「特定商取引法ガイド」



国民生活センター
「身近な消費者トラブル Q&A」

はじめに

リユース
(再使用)する

修理する
修繕・

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者
が定める指定法人

法律の豆知識

2 不要品回収業者を利用する

不要品回収業者（市中回収業者）の多くは、小型家電リサイクル法の附帯決議に示されている「地域に根付いた回収業者」です。回収するものはリユース・リサイクルできるものです。業者によっては片付け、遺品整理も行っています。



依頼者立合いの回収の様子

事業者の主な営業形態	<ul style="list-style-type: none"> 新聞を使った折り込み広告 ポスティングによるチラシ広告 ホームページを使った広告
	<ul style="list-style-type: none"> 依頼する前に見積書、契約書などの書面を発行してもらえるか確認しましょう 引き取り後に引取り書や領収書などの書面を発行してもらえるか確認しましょう 片付けや遺品整理を依頼するときは、ごみの処理をどうするか確認しましょう 産業廃棄物収集運搬の許可で家庭から出るごみを回収していないか確認しましょう
依頼するときの注意点	<p>不用品・粗大ゴミ回収します!</p> <p>親切 安心価格 便利 丁寧</p> <p>【ご依頼内容】例は……</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗濯機 プリンタ テーブル <p>2,500円～ 500円～ 1,000円～</p> <p>お問い合わせください 見積無料 03-1234-5678</p>  <div style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>産業廃棄物収集運搬許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号</p> <p>産業廃棄物の許可で家庭から出るごみは運べません。収集運搬ができるのは一般廃棄物のみです。</p> </div>

回収された不要品のリユース・リサイクル

引き取られた不要品は、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）の目的等で有効利用されます。主な有効利用は次のとおりです。

- 国内外のリユース・リサイクルショップで販売される
- 資源として製品の原材料になる
- 発展途上国に輸出され、販売される



発展途上国でのリユースショップ

回収された不要品のリユース・リサイクル

不要品回収業者には業界団体があります。2013年に設立された一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合（JRRC）は、法令遵守を掲げ、事業者に対して啓蒙活動を実施しています。回収事業者に対して気にならざれば、JRRCへ問い合わせるとよいでしょう。

**一般社団法人
日本リユース・リサイクル
回収事業者組合（JRRC）**

住 所：東京都港区虎ノ門 1-16-9
双葉ビル 301
連絡先：03-3539-2707




3 ネットオークション・フリマアプリを利用する

ネットオークションやフリマアプリを使った個人間売買を利用するとリユースショップに持ち込むより高い値段で売れる場合もあります。ネットオークションで代表的なものはYahoo!オークション、フリマアプリはYahoo!フリマと楽天ラクマ、メルカリです。どれもパソコン、スマートフォン、タブレットで出品ができます。

登録・費用	 YAHOO! JAPAN オークション	 YAHOO! JAPAN フリマ	 Rakuten Rakuma	 mercari
出品できる環境	Yahoo!オークションWebサイト Yahoo!オークションアプリ	Yahoo!フリマ アプリ	楽天ラクマ サイト 楽天ラクマ アプリ	メルカリ Web サイト メルカリ アプリ
出品するのに必要な登録手続き	①Yahoo! JAPAN ID の取得 ②出品者情報の登録 ③Yahoo!ウォレットの登録	①Yahoo! JAPAN ID の取得 ②PayPay アカウントとの連携 ③住所・メールアドレスの登録 ④Yahoo!ウォレットの登録	①楽天ラクマ 会員登録 ②本人の情報登録 ③振込先口座の登録	①会員登録・本人確認 ②本人情報の登録 ③振込先口座の登録 (売上金の口座送金の場合) ※登録内容の不十分等で無期限停止となる可能性有り
出品にかかる費用(システム利用料)	特定カテゴリ以外は無料 Yahoo!プレミアム会員登録するとオプション機能が利用可(月額有料)	出品は無料	すべて無料	すべて無料
落札又は売れたときにかかる費用(システム利用料)	一般会員: 10% (税込) プレミアム会員: 8.8% (税込) ※ 特定カテゴリは、所定の落札システム利用料がかかる	販売手数料 5% (税込) 商品の送料 (出品者負担)	4.5%～10% (税込) 取引きが完了した合計の販売回数及び合計販売金額の両方によって翌月の販売手数料が決まる変動制	販売手数料 10% (税込)
サービスの利用制限	未成年者 (18歳未満) は利用前に親権者など法定代理人の包括的な同意が必要 (LINEヤフー利用規約2.3) 20歳以上: 制限なし 18歳以上 20歳未満: アルコールの入札制限 15歳以上 18歳未満(中学生): 保護者の同意/カテゴリの制限/入札・落札の制限	20歳未満の出品・購入制限: タバコ/アルコール 18歳未満の出品・購入制限: ナイフ/トイガン/車/危険物	未成年者 (18歳未満) は親権者の同意が必要 (楽天ラクマ規約第3条)	未成年者 (18歳未満) は利用前に親権者など法定代理人の包括的な同意が必要 (メルカリ利用規約第3条)
参考	Yahoo!オークション Web サイト 	Yahoo!フリマ Web サイト 	楽天ラクマ Web サイト 	メルカリ Web サイト 
	Yahoo!オークション アプリ 	Yahoo!フリマ アプリ 	楽天ラクマ フリマアプリ 	メルカリアプリ (使いかた) 
	Yahoo!オークション ヘルプ (利用登録) 	Yahoo!フリマ ヘルプ 	楽天ラクマ 公式ガイド 	メルカリガイド 
	出品できないもの 	出品できないもの 	禁止商品リスト 	出品できないもの 
	LINEヤフー共通利用規約 		利用規約 	利用規約 
自分が落札又は購入のとき支払い方法	Yahoo!かんたん決済 (PayPay・クレジットカード・PayPay銀行・コンビニなど) 手数料は PayPay 銀行は無料	PayPay・クレジットカード 手数料は無料	クレジットカード・コンビニ・FamiPay・郵便局・銀行 ATM・d 払い・売上金・楽天ポイント・楽天キャッシュなど 手数料は無料	クレジットカード・コンビニ・ATM 払い・キャリア決済・FamiPay・メルペイ・Apple Pay など 手数料は 0 円～ 880 円

出品する品物が基本的に自分の所有物の場合は、特段法律の規制はありませんが、仕入れて売る場合は古物営業の許可が必要となります。中古店から本などを購入する、いわゆる「せどり」も対象です。

※サービスを利用する場合は、運営会社の最新情報を要確認。掲載情報は 2023 年 10 月現在です。

4 無料のネット掲示板を利用する

ジモティーのサービスを利用する

『ジモティー』は、株式会社ジモティーが提供するインターネットを使った掲示板サービスです。地域の情報サイトでまだ使える不要品のやり取りを行うことができます。会員登録、システム利用料などは一切かかりません。譲る側、もらう・買う側同士が相談して決めることが大きな特徴です。



Web サイト画面



アプリ画面

- ジモティー Web サイト又はジモティーアプリを利用
- 必要な登録手続きは、会員登録（無料）のみ
- 不要品内容の投稿費用と手数料、システム利用料はすべて無料
- サービスが利用できるのは 18 歳以上



Web サイト



特徴



アプリ



利用規約

5 市や区のリユース取組みやイベントを利用する

横浜市は、市と各区でリユースの取り組みを行っています。主な取り組みをいくつか紹介します。

実施地域	取り組み	横浜市の WEBサイト
市	粗大ごみとして出す前に『リユース(再利用)』 リユースを行う民間事業者の「おいくら」「ジモティー」と協定を締結。市民が「おいくら」と「ジモティー」のサービスを個人の責任で利用できる。市は責任を負わない。粗大ごみの他に不要品も対象。	
全 区	「リユース文庫」 不要になった本の再使用をすべての区で実施。本の受入及び提供スペース(リユース文庫)を区役所や図書館等に設置。	
一部の区	「リユース家具」 粗大ごみとして回収した家具を、リユース家具として無償で提供。但し、無償のため修繕はせず、対象も持帰れるようにテーブル、いすなど基本的に1m以下程度の小型の物に限定。	
全 区	「食品ロス・フードバンク・フードドライブ」 使い切れない食品や余った食品などを受付。受付できない食品もある。常時受け付けているところと期間を定めてイベントで実施することもある。	
瀬 谷 区	「リユース情報版」 不要になった物の再利用を促進。区役所の1階エレベータ前に設置。情報交換の場として活用。	
都 筑 区	「ゆずりあい情報版」 不要になった物を市民同士で自主的にリサイクルするための情報交換コーナー。区役所1階区民ホール。原則毎月15日前後に情報入替。	
緑 区	「ゆずります」「ゆずってください」不要品交換情報ボード 日常の家庭生活で不要になった品物をお互いに再利用することを目的。品物の詳細、連絡先等の問合せには非対応。交換ボードは緑区役所1階トイレ横に設置。	

横浜市が受け付けている食品

受付できる食品	受付できない食品
<ul style="list-style-type: none"> ●穀類（白米、玄米、アルファ米、小麦粉など） ●缶詰（肉、魚、果物など） ●インスタント・レトルト食品（カレールー、カップ麺など） ●お菓子（チョコレート、クッキー、せんべいなど） ●調味料（食用油、砂糖、塩、みりん、料理酒など） ●乾物（そうめん、パスタ、海藻など） ●飲料（ジュース、お茶、水など）など 	<ul style="list-style-type: none"> ●賞味期限が2か月を切っているもの ●開封されているもの ●冷凍、冷蔵保存のもの ●生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜） ●アルコール ●ペットフード など

引用：横浜市ホームページ「フードバンク・フードドライブ活動の推進」より作成



コラム3 フードバンク・フードドライブ・こども食堂

■ フードバンクって!?

各家庭や食品を取り扱う企業あるいは農家から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、困窮している家庭や福祉施設等へ無償で提供する団体・活動を言います。全国のフードバンク活動を行っている団体等の数は151（農林水産省令和3年8月31日時点）あります。



■ フードドライブって!?

フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動を言います。食材は、子ども食堂やひとり親家庭、地域ケアプラザ等で開催されている高齢者の食事会等で活用されています。

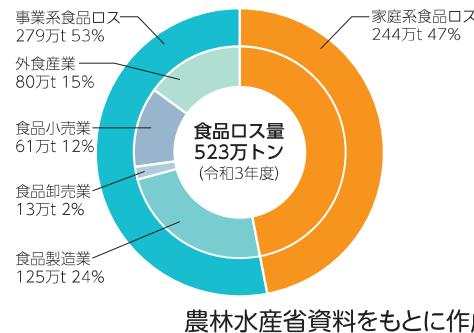
■ 子ども食堂!?

子ども食堂とは、地域住民やボランティア、自治体などが主体となって無料または低料金で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のことです。はじまりは2012年で、東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」の店主近藤博子さんが、ごはんを当たり前に食べられない子どもの存在を知ったことからはじめたとされています。



■ 食品ロス!?

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、年間500万トン以上もあります。農林水産省の令和3年度の推計値は523万トンで食品製造業や食品小売業、外食産業などの事業系は、279万トン、家庭系は244万トンです。



国民1人当たりの食品ロス量

1日 約114g

※茶碗約1杯(約150g)のご飯の量に近い量



年間 約42kg

※年間1人当たりの米の消費量(約51kg)に近い量

農林水産省資料をもとに作成（一部引用）

国の災害用備蓄食品に入れ替え時期となった食品は原則としてフードバンク団体等へ提供。生活困窮者支援などに活用

国の災害用備蓄食品の提供
ポータルサイト



2 修理・修繕・補修する

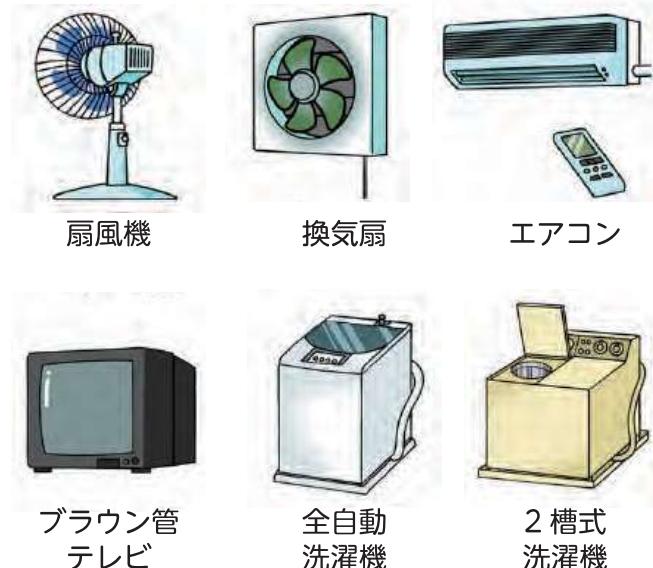
1 家庭用電気製品

製品の寿命と修理部品保有期間

生活に欠かせない冷蔵庫や洗濯機、エアコン、掃除機、テレビなどの耐用年数いわゆる寿命は、使い方、使用頻度、使用環境などによって変わってくるため法律で規定されてはいません。

ただし、経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示を製造メーカー、輸入事業者へ義務化されました。対象は、扇風機、エアコン、換気扇、二槽式洗濯機・全自動洗濯機（乾燥機能がないもの）、ブラウン管テレビの5品目です。

日本の製造メーカーや小売事業者で組織された、公益財団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（略称：家電公取協）では独自の運用規約「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」「公正競争規約施行規則」を定め、製品に対する補修用性能部品（修理部品）の保有期間を定めています。この期間（年数）を下回ることはできないので、部品の保有期間を使用期間とみなすことができます。

ブラウン管
テレビ全自動
洗濯機2槽式
洗濯機

ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令の技術基準に遵守すべき機能が付属している製品は対象となります。本規制の対象となる製品を故障等により修理をする場合には、設計上の標準使用期間に注意する必要があります。

引用：経済産業省「長期使用製品安全点検制度」

[補修用性能部品表示対象品目と保有期間]

製品名	年数	製品名	年数	製品名	年数
電気冷蔵庫	9	テープレコーダー	6	エアーコンディショナー	9
電気洗濯機	6	白黒テレビ	8	電気掃除機	6
カラーテレビ	8	ミキサー・ジューサー	6	ステレオ	8
電気釜	6	扇風機	8	電気コタツ	6
電気井戸ポンプ	8	電気アンカ	6	冷水器	8
電気毛布	6	冷風扇	8	電気ストーブ	6
電子レンジ	8	電気カミソリ	6	換気扇	6
電気ポット	5	電子ジャー	6	トースター	5
ズボンプレッサー	6	ロースター	5	電気パネルヒーター	6
アイロン	5	ウィンドファン	6	電気コンロ	5
ラジオ	6	ヘーカーラー	5	屋外排気式石油ストーブ	7
開放式石油ストーブ	6				

この表は、規約が定められた昭和59年当時の内容のため、載っていない製品の保有期間は、製造メーカーのホームページで確認する必要があります。

引用：公益社団法人 全国家庭電気製品 公正取引協議会「補修用性能部品表示対象品目と保有期間」をもとに作成

主な製造メーカーのお客様サポート窓口

製造メーカーへ修理を依頼するときは、製品の保証書、取扱説明書に記載されている連絡先へ電話するか、あるいはWebサイトから行います。依頼するときは、製品の名称、品番・製造番号・故障、不具合の症状と症状が出たときの使用状況をまとめておくとよいでしょう。

2025年4月現在

製造メーカー・輸入事業者	サポート・相談窓口	修理案内・依頼 (Webサイト)
パナソニック	0120-878-554 (修理) 月～土 9:00～19:00 日・祝日 9:00～17:30	 商品から修理選択 全国に修理サービス拠点有り 出張修理・持込修理・宅配修理 
日立	0120-3121-68 (修理) 0570-0031-68 (有料) 月～土 9:00～18:00 日・祝日 9:00～17:00	 出張修理 持込修理 宅配修理 
三菱電機	0120-139-365 月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00	 映像情報機器、キッチン電化、生活関連商品、空調機器、住まいの設備 
東芝 (東芝ライフスタイル)	0120-1048-76 月～土 9:00～18:00 日・祝日 9:00～17:00	 冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコン、電子レンジ 
SONY	サービスステーション秋葉原 03-5818-0521 月～土 10:00～18:30	 修理申込みはSTEP1から5の順に実施 (補修用性能部品保有期間外の場合 は申込不可) 
NEC	受け付け、問い合わせ先は製品 によって異なる	 パソコン・タブレット (家電、携帯電話、ファクシミリ等の 修理、部品販売は終了) 
シャープ	受け付け、問い合わせ先は製品 によって異なる	 基本販売店へ依頼 訪問修理・持込修理 (宅配業者引取り サービス有り) 
象印マホービン	0120-345135 06-6356-2451 (有料) 月～土 9:00～17:00	 修理品を梱包して発送 宅配業者の引取りサービス 
タイガー魔法瓶	電話受付窓口なし	 Web修理診断サポート有り 出張修理未対応 
富士通ゼネラル	0120-089-888 月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～18:00	 エアコン Web故障診断サポート有り 
フナイ	0120-055-271 お客様相談窓口は、2025年1月31日で終了 各種問合せは購入店舗へ	 東京リペアセンター 042-679-5406 大阪リペアセンター 06-6746-3373 月～金 9:00～17:30 (祝日除く) 
ダイキン	0120-881-081 24時間 365日対応	 エアコン・エコキュート・空気清浄機 など AIチャットサポート有り 
コロナ	0120-919-302 (修理) 24時間 365日対応	 修理依頼は本人から 出張修理のみ 対応は 9:00～17:00 
アイリスオーヤマ	0800-170-7070 (修理) 9:00～17:00 平日・土日・祝日	 各種製品全般 修理料金診断サポート有り 
デノン	0570-666-112 月～金 10:00～18:00 (祝日、会社休日除く)	 持込み修理 宅配便を利用した依頼 出張修理 
エプソン	電話番号は製品別 月～土 9:00～17:30	 出張修理 引取修理 持込修理 
ハイアール	携帯 0570-010-5402 (有料) 月～金 9:00～18:30 土日・祝日 9:00～17:30	 各種製品全般 保証・修理サポート対象製品を案内 
キヤノン	0570-08-0060 (パーソナル機器) 9:00～17:00 平日・土	 引取修理 持込修理 

引用:各社のWebサイトをもとに作成

製品のリコール情報

重大事故を起こした製品あるいは欠陥が見つかった製品は、製造メーカーから新聞紙面や折り込みチラシ等を通じて使用の中止や回収、修理等を呼び掛けていますので日頃からリコール情報に注意が必要です。特に燃料を使うガス機器・石油機器は注意が必要です。



引用:パナソニック(株) 折り込みチラシ『今でも「危険な状態」で見つかっています』

経済産業省と消費者庁は、製品の欠陥、不具合、事故の発生等により安全上の問題が生じる可能性のある製品に対して、Webサイトを通じて消費者へ情報の提供、注意喚起を行っています。

経済産業省 		
リコールハンドブック 	<p>①製造、流通及び販売の停止／流通及び販売段階からの回収 ②消費者に対するリスクについての適切な情報提供 ③類似の製品事故等未然防止に必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起 ④消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理、部品の交換等）又は引取り</p>	<p>①リコール実施日 ②製品名 ③リコール事業者名 ④リコール実施の理由 ⑤リコール対策内容 ⑥リコール製品の概要 ⑦事業者問い合わせ先電話番号 ⑧事業者リコール情報 URL</p>
消費者庁 		

引用: 消費者庁ホームページ「リコール情報サイト」 <https://www.recall.caa.go.jp/recall/>



電気製品の使用
で意識すること

- 使用している製品に不具合や何かおかしいと感じたら、ただちに使用を中止する
- 修理を依頼する前にリコール情報がないか確認する

2 家具

家具は、生活するうえでなくてはならない道具です。多くの家庭には、ダイニングテーブル・イス、ソファ、食器棚、本棚、タンス、ベッドなどが備えられています。家具も長期間の使用、使用する環境、また、不注意等により壊れてしまうこともあります。そうした場合は、粗大ごみとして処分することが多いのではないかでしょうか。

壊れた家具の多くは、直せばまだ使えるものが多くあります。ごみとして捨てる前に地域の家具修理店へ問い合わせて、直せるか、費用はいくらになるか聞いてみましょう。日本の格式ある家具、ブランド家具、北欧のヴィンテージ家具など、日本国内には修理技術の高い職人がたくさんいます。



家具の補修・修理の工程

北欧家具のリペア（修理）と販売を中心に手掛ける事業者さんのところへ修理依頼で持ち込まれた椅子の修理工程を一例として紹介します。



コラム 4

家庭ごみの量と焼却、埋立てされるごみの量

令和4年度の横浜市の家庭ごみの量は、67万5,218トンでした。その内、粗大ごみの量は、2万2,817トンで、家庭ごみから資源化された量は、11万トンほどです。一方、焼却と埋立てされる量は合せて56.6万トンで、全体の80パーセント以上です。

令和4年度 家庭ごみの総量 67万5,218t	焼却 565,853t 直接埋立 286t 資源化 109,079t
資源集団回収 紙類・布類・金属類・びん類	136,438t
粗大ごみ	22,817t

引用：横浜市資源循環局「令和5年度 事業概要 第2ごみ処理」をもとに作成

3 パソコン・タブレット・携帯電話

パソコン、スマートフォン、タブレットは、仕事や生活には欠かせないものとなりました。これらデジタル機器は、インターネットを使用した通信を行うと常に外部からの脅威にさらされます。また、使用頻度が高いため故障も起きやすくなります。修理等のサポートを受けるときはメーカーのWebサイトを確認するか、専門の修理業者を選びましょう。

パソコン・タブレット

パソコンを新品で購入したときのメーカー保証期間は基本的に1年間です。保証期間を過ぎた故障対応は有償となります。以下は、メーカーのサポート窓口、Webサイト情報を一覧にしたものです。メーカーごとにサポート内容に違いはありますが、新品購入、中古品購入に限らず製品を使用しているユーザーは、サポートを受けることができます。

2025年4月現在

主な製造メーカー・輸入業者	サポート・相談窓口	修理案内・依頼 (Webサイト)
パナソニック	サポート情報  0120-873029 月～土 9:00～18:00 (祝日除く) 	修理は購入店へ 出張修理サービス 宅配修理サービス  修理相談窓口 0120-878-554 受付時間 9:00～18:00 (年中無休) 
	電話サポート予約サービス チャット相談サービス  121 コンタクトセンター 0120-977-121 平日 9:00～19:00 	修理依頼はお客様登録が必要 宅配便引取りサービス 
NEC	サポート情報  お困りごとの相談 0120-950-222 045-514-2255 (有料) 9:00～19:00／17:00 (有料) 	引取修理サービス 訪問修理サービス (有料) 
	サポート情報  お問い合わせ窓口 0120-97-1048 0570-66-6773 (有料) 9:00～18:00 	宅配引取修理サービス 
富士通	サポート情報  お困りごとの相談 0120-950-222 045-514-2255 (有料) 9:00～19:00／17:00 (有料) 	宅配引取修理サービス 
	サポート情報  お問い合わせ窓口 0120-97-1048 0570-66-6773 (有料) 9:00～18:00 	宅配引取修理サービス 修理期間はおよそ10日前後 
VAIO	サポート情報  電話窓口対応は営業を終了 対応：LINE／チャット／メール／ 自動回答／コミュニティサイト 	保証期間内、保証対象外で選択 
	サポート情報  0120-198-226 月～日 9:00～21:00 個人向けクライアントベーシック サポート 	Web修理受付 バーチャルエージェント問合せサービス 
DELL	サポート情報  0120-198-226 月～日 9:00～21:00 個人向けクライアントベーシック サポート 	Web修理受付 バーチャルエージェント問合せサービス 
	サポート情報 HP サービス相談・問合せ 0120-436-555 平日 9:00～18:00 	Web修理受付 バーチャルエージェント問合せサービス

ASUS	サポート情報 	オンライン修理受付
	問合せ (製品により異なる) 0800-123-2787 365日 9:00 ~ 19:00 	
マウスコンピューター	電サポート情報 	訪問修理 引取修理 持込修理 部品発送
	問合せ窓口 0570-783-794 24時間 365日 	
Lenovo	サポート情報 	訪問修理 引取修理 部品発送 (CRU)
	修理受付問い合わせ窓口 0120-000-817(スマートセンター) 月~日 9:00~18:00 	
LG エレクトロニクス	サポート情報 	預かり修理 (センドバック修理) 受け付けは電話とメール
	0120-407-722 9:00 ~ 18:00 年末年始・LG 指定日以外 	
Apple	サポート情報 	訪問修理 (保証期間内のみ) 引取修理 持込修理
	サポート・修理問合せ 0120-277-535 365日 9:00 ~ 21:00 	

引用:各社の Web サイトをもとに作成

注意) ほとんどのメーカーが補修用性能部品の保有期間を修理期間としている

携帯電話・タブレット(通信会社)

携帯電話端末 (スマートフォン・折り畳み式など)、データ通信端末、タブレット端末 (iPad) のサポート、故障・修理等は、各通信会社で対応しています。通信会社の Web サイトは、各種端末、機種別に選択するようになっており、オペレーターによる総合案内や問合せ番号もフリーダイヤルと通信会社専用の番号が用意されています。以下は、代表的な情報を掲載しています。

2025年4月現在

主な通信電話会社	サポート・相談窓口	修理案内・依頼 (Web サイト)
NTT docomo	サポート情報 	Android スマホ・タブレット／ ドコモケータイ／Apple 製品
	総合問合せ 0120-800-000 ドコモ携帯電話専用 151 365日 9:00 ~ 20:00 	
KDDI au	サポート情報 	Android スマホ・タブレット／ au ケータイ／データ通信端末／ Apple 製品
	故障紛失サポートセンター 0120-925-919 365日 9:00 ~ 20:00 	
SoftBank ソフトバンク	サポート情報 	Android スマホ・タブレット／ ソフトバンクケータイ／ データ通信端末／Apple 製品
	総合案内 0800-919-0157 ソフトバンク携帯電話専用 157 365日 10:00 ~ 19:00 	

楽天モバイル	サポート情報 	トラブル解決ナビから確認 
	050-5434-4653(Rakuten UN-LIMIT 利用) / 050-5444-4010 (修理交換) Rakuten Link 通話は無料 365 日 9:00 ~ 17:00	各製品メーカー問合せ先 
UQ mobile	サポート情報 	故障・紛失時の対応 
	故障紛失サポート 0120-925-050 365 日 9:00 ~ 20:00	
Y! mobile	サポート情報 	オペレーター電話対応 修理シミュレータ 
	ワイドサポート専用窓口 0800-919-0151 365 日 10:00 ~ 21:00	

引用: 各社の Web サイトをもとに作成

端末の修理対応期間を過ぎてしまっている場合は、修理専門の事業者に問い合わせてみるとよいでしょう。修理できる内容は業者によって違いはあるものの、概ね対応していると思われます。

主な修理内容	<ul style="list-style-type: none"> ● バッテリー交換 ● 画面・液晶割れ修理 ● 水没・浸水修理 ● 各種ボタン・コネクター修理 ● マイク・スピーカー修理 ● カメラ故障修理 ● 電源が入らない ● 通信不具合の修理
--------	---

気を付けておきたいことは修理によるトラブルです。携帯電話端末（特別特定無線設備）を修理専門の事業者へ依頼する場合は、総務省登録修理業者制度の**登録修理業者**（総務大臣登録）を受けている事業者が安心です。例えば、修理されたスマートフォンが電波法の技術基準から外れてしまった場合、それを使った使用者が、法律違反になる恐れがあります。

登録修理業者制度		
登録修理業者制度 (電波法・登録修理業者規則) 	<p>《登録修理業者の義務》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①登録した修理方法書にしたがって修理及び修理の確認をおこなうこと ②修理及び修理の確認の記録を作成し、10 年間保存すること ③修理した携帯電話端末にその旨の表示を付すこと <p>《修理方法の基準等》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカー、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。 ②同等の部品を用いる修理により技術基準に適合しない電波が発射されないものであること。 ③製造業者との間の契約等に基づき工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。 ④特別特定無線設備の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。 	
登録修理業者 リスト検索	全国の登録修理業者を総務省電波 利用 Web サイトより検索できる 	登録修理業者一覧 

引用: 総務省 電波利用ホームページ「登録修理業者制度」をもとに作成

4 いろんな修理・修繕

全国にはいろんなものを直す、修理・修繕屋さんがいます。想い出の品や大切に使ってきたものを直したいときに強い味方になってくれます。市町村でも製品を長く使う、ごみを減らすなどの取り組みとして修理に力をいれているところがあります。

種 別	主なもの	主な修理内容
靴	▪革靴・ハイヒール・ブーツ・サンダル ▪パンプス・スニーカーなど	▪つま先・かかと・前底・靴底全部・中敷き ▪金具・ファスナー・はがれ補修・縫い補修 ▪ヒールカット・磨き(革靴)など
バッグ・かばん	▪ショルダーバッグ・セカンドバッグ ▪ハンドバッグ・ビジネスバッグなど	▪パーテス補強・作製交換・裂け・ほつれ ▪金具交換・錠前交換・ファスナー交換 ▪角・フチ修理・ベルトの穴あけ・内張交換など
時計	▪腕時計(電池式・機械式)	▪ベルト交換・金属製バンドのコマ詰め ▪電池交換・オーバーホールなど
かさ	▪雨傘・日傘・折りたたみ傘 ▪晴雨兼用傘など	▪骨折れ・ハトメ・つゆ先交換・石突き交換 ▪つゆ先ほつれ・持ち手など
カギ	▪住居・事務所・店舗・自転車 ▪電動アシスト自転車・自動車・バイクなど	▪ホームキー・ディンプルキー ▪ウェーブキー・メーカー純正キー ▪電子キーなど
樂 器	ギター	▪アコースティックギター・エレキギター ▪エレキベース・ウクレレなど
	管楽器	▪フルート・クラリネット・サックス ▪トランペット・トロンボーン・ホルンなど
	弦楽器	▪バイオリン・ビオラ・チェロ ▪コントラバス
	ピアノ	▪アップライトピアノ・グランドピアノ
	和太鼓	▪長胴太鼓・締太鼓・平胴太鼓・桶胴太鼓 ▪囃子太鼓など
	三味線 三 線	▪津軽三味線・民謡三味線・小唄三味線 ▪長唄三味線・地唄三味線
	お 琴	▪十三絃・十七絃・二十絃・二十五絃 ▪八十絃など
笛	▪尺八・横笛など	▪割れ巻き・中継ぎ・唄口・菅尻など
自転車	▪シティサイクル・スポーツ車 ▪電動アシストなど	▪パンク修理・タイヤ交換・チューブ交換 ▪バルブ交換・ブレーキ交換・ブレーキパッド交換 ▪変則ケーブル交換・チェーン交換・カギ
洋 服	▪シャツ・ワンピース・ジャケット ▪デニム・スラックスなど	▪修理(穴あき・虫食い・やぶれ・ほつれ・すりきれ・ほごろび)・ファスナー交換 ▪ひも交換・ボタン付・リメイクなど
仏 壇	▪金箔仏壇・唐木仏壇・家具調仏壇	▪修復・部分修理・修復・クリーニング
建 具	▪玄関ドア・窓・網戸・雨戸・室内ドア ▪間仕切り・障子・ふすまなど	▪修理・調節・交換・張替
布 団	▪綿布団・羽毛布団	▪打ち直し・作り直し・クリーニング

他にも、家具、包丁・まな板、ぬいぐるみ、おもちゃ、スポーツ用品、観葉植物、農機具などの修理を行っている事業者がいます。



コラム5 主な都道府県・市町村の取り組み

市町村においても修理に力を入れているところがたくさんあります。これまで捨てていたものを修理したり、修繕することを奨励し、ごみを減らすこと、モノを大事にする「もったいない」に取り組んでいます。

福井県

福井県は、「まちの修理屋さん」登録制度を行っています。平成29年3月末時点で14事業者が登録されています。その内電化製品は300近く登録がされています。

項目	
▪ 靴	▪ ガラス・サッシ
▪ 家具	▪ 布団
▪ 時計・眼鏡	▪ アクセサリー
▪ 漆器	▪ 仏壇
▪ 洋服	▪ 農業機械
▪ 建具	▪ 宝石・貴金属
▪ 自転車・バイク	▪ 電化製品
▪ 包丁研ぎ等	▪ 和服
▪ ピアノ	▪ 観葉植物
▪ かばん	▪ 鉄



まちの修理屋さん

引用：福井県ホームページ リサイクル推進『まちの修理屋さん情報』を提供しています。』

九州7県の取り組み

九州の7県では、2013年（平成25年度）より壊れたモノを簡単に捨てず、修理して長く使う、モノのリペア（修理）を奨励する取り組みとして「九州」事業を実施しています。県内の修理事業者や店舗を募集し、登録してWebサイトで紹介しています。

項目	細目
台所用品及び食卓用品	調理用品、食器、食糧貯蔵器具等
衣服	外衣、寝衣、帽子、手袋、着物等
身の回り品	かばん、傘、杖、扇子、うちわ、時計、めがね、アクセサリー等
履物	革靴、下駄等
家庭用繊維製品	床敷物、寝具、クッション、カーテン等
家具	たんす、戸棚、テーブル、いす等
玩具	玩具、人形、ぬいぐるみ等
楽器	管楽器、弦楽器、打楽器等
スポーツ用品	野球用具、サッカー用具、バスケットボール用具等
自転車	自転車、自転車部品及び付属品等
電化製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、ミシン等
機械工具	チェンソー、芝刈り機等
その他	修理により製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に資するもの



佐賀県 長崎県 福岡県 熊本県



大分県 鹿児島県 宮崎県

引用：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県の各ホームページ「九州まちの修理屋さん」をもとに作成



コラム6 自分で修理してみる

修理の受付が終了した製品など修理したくてもできない場合や修理代が高額で修理をためらう場合は、自分で行ってみるのも選択肢の一つです。但し、安全上分解を禁じている製品や危険な場合があるので必ず製品の取扱説明書やメーカーのホームページで確認することが必要です。

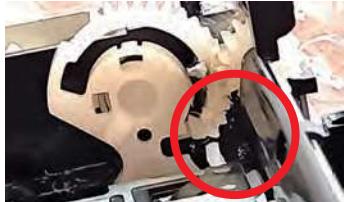
電気製品を修理するときの主な注意点

注意点	取るべき対処	
分解を行うとメーカーの修理を受けられなくなる可能性がある	●修理の前に保証期間を確認する ●取扱説明書を確認する ●メーカーのホームページを確認する	
修理中に電気が入っていると感電、誤動作、回路のショートの危険がある	●電源コードを必ずコンセントから抜く	修理したことによる損害はすべて自己責任
静電気の発生が故障の原因となる	●静電気防止手袋などを付けて作業する	
純正ではない部品や規格外の電子部品を使うと故障の原因になる	●メーカー純正の部品を使う ●特に電子部品は規格に合ったものを使う	

交換用消耗部品・補修用部品の入手

部品の種類	入手方法
交換用消耗部品	●製品名称、製品型番、部品名称、部品型番を取扱説明書やメーカーホームページで確認し、メーカーサービスセンターや家電量販店で注文する
補修用部品	●メーカーのサービスセンターへ問い合わせてみる（製品の安全な使用を考慮し、メーカーでは販売していない場合が多い） ●インターネットで探してみる（家電修理業者が部品を販売している場合がある）

修理の例 [ソニー製8mmビデオカセットレコーダー Hi 8 EV-PR2]

製品			
症状	カセットが入らず出てきてしまう。カセット引き込み不良。		
原因	カセットを引き込んでセットするための部品（カセコン）内の駆動ギアの破損。   		
修理	①純正の中古部品を販売している業者より、中古のカセコンを購入 ②元に戻せるように写真を撮影しながら分解し、故障原因のギヤユニットを交換 ③カセットがセットされ映像を再生		

3 リサイクルする

1 生ごみのリサイクル(たい肥化)

ごみ処分の現在

一般廃棄物に区分されている家庭ごみは、市町村がごみ収集車で回収しています。その中の可燃ごみは、焼却施設に運ばれ燃やされています。使用される燃料はガスや重油で、焼却炉内を熱くするために最初に使用されます。炉内が自然発火する500度くらいまでになってからごみが投入されます。

焼却施設によっては、焼却時の熱を使った発電や温水プールの温水に使用されています。

排ガスや焼却灰は、有害な成分を除去して気体は大気へ、固体は最終処分場に埋め立てられます。



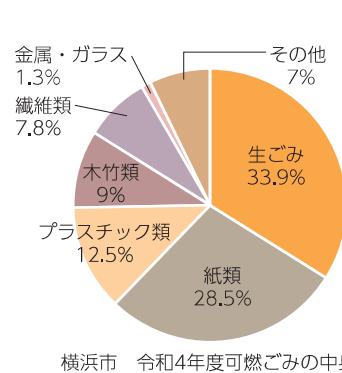
ごみを回収してきたパッカー車

ごみピット

引用：相模原市 南清掃工場 「第9回 3R推進全国大会 施設見学会」

焼却の課題

家庭ごみで一番多いのは生ごみです。生ごみの約90%が水分のため、炉内の熱が下がってしまいます。熱を上げるために化石燃料の使用量を増やしますが、当然二酸化炭素の排出量も増えてしまいます。横浜市は『ごみと資源物の分け方・出し方』の中で、可燃ごみの水分を減らしてもらうよう市民のみなさんへ、生ごみの水切り、木の枝・葉は乾燥させて出してくださいように呼び掛けられています。



資源とごみの
分け方・出し方

引用：横浜市ホームページ「ごみ組成調査」より作成

生ごみをたい肥にする

生ごみのたい肥化は、花や野菜を育てるのに適した有機肥料になります。今では集合住宅でも臭いが気にならないコンポストキット（たい肥化キット）も登場しています。横浜市の各区では、土壤混合法による生ごみの分解を紹介しています。



プランターを使った
コンポストの例

土壤混合法 プランターを使った方法

必要なもの：黒土、プランター、シャベル

土壤混合法について
はこちら



① 土をプランターの底に入れる



② 生ごみを土と水で混ぜる

生ごみは2～3cmにカットする
水は土団子ができるくらいの量にする



③ 生ごみの上に土を被せる

生ごみの上に乾いた土を3cmの厚さくらい被せる

渋谷区主催「令和3年9月15日 食品ロス削減・土壤混合法講習会」

2 家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)のリサイクル

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンを廃棄するときは家電リサイクル法に従って、リサイクルを適正に行う業者に引き渡さなければなりません。その際、排出者である消費者は、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払わなければなりません。



引き渡しの方法

処分の類別	引き渡し方法	リサイクル料金と収集・運搬料金	リサイクル券
買い替えで処分	買い替えするお店(小売業者)に引き取ってもらえる	小売業者あるいは小売業者から委託を受けた業者へ回収時にリサイクル料金と収集・運搬料金を支払う。その際に家電リサイクル券の「排出者控え」を受け取る	
片付けや 引っ越し等で 処分	購入したお店(小売業者)に回収依頼ができる	業者指定の方法でリサイクル料金と収集・運搬料金を納める	
	住んでいる市町村の指定する業者に依頼する	郵便局に備え付けの家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を払い込む。指定引取場所へリサイクル券と一緒に家電を持ち込む	
購入したお店が遠方の場合、自分で指定引取場所へ持っていくことができる			

リサイクル券の種類

家電リサイクル券は、小売業者が回収時に発行するものと自ら指定引取場所へ持ち込むときに使用する郵便局振込票、自治体が災害等で使用する自治体券など数種類があります。

小売業者が回収時に発行	自ら指定引取場所へ持ち込む郵便局振込票

リサイクル料金と
収集・運搬料金は一緒に支払う

リサイクル料金のみを払い込む
収集運搬料金は回収を依頼した場合、業者へ払う

引用:一般財団法人 家電製品協会ホームページ「家電リサイクル法とは」より作成

リサイクル料金の確認方法

リサイクル料金は、家電リサイクル券センターのホームページで確認することができます。

また、リサイクル料金は、メーカー(製造業者等)ごと、製品の大きさによって異なっているので、使っている製品のメーカー名を確認しておきましょう。



再商品化等料金一覧 (家電リサイクル料金)

メーカー(製造業者等)ごとにリサイクル料金が異なりますので、該当のメーカー名を以下から検索し、料金を確認して下さい。

算出物が混入していた場合は引き取れませんので、あらかじめ確認ください。
冷蔵庫内に食材、洗濯槽に衣類など異物があれば取り除いてください。

主なメーカー	メーカー名で検索	詳細検索	ロゴ検索	登録検索
<small>料金表はすべて税込み表示です。</small>				
310 シャープ(株)	990円 1,870円 2,970円 1,870円 2,970円 3,740円 4,730円 2,			
340 ソニー(株)		1,870円 2,970円 1,870円 2,970円		
120 ダイキン工業(株)	990円			
114 TVs REGZA(株)		1,320円 2,420円 1,870円 2,970円		
110 東芝ライフルスタイル(株)	990円			3,740円 4,730円 2,
100 パナソニック(株)	990円 1,320円 2,420円 1,870円 2,970円 3,740円 4,730円 2,			

引用:一般財団法人 家電製品協会ホームページ「再商品化等料金一覧 (家電リサイクル料金)」

3 小型家電 28 品目のリサイクル

使わなくなった小型家電をリサイクルとして処分する場合には、再資源化事業を行う国の認定事業者や適正に回収する事業者へ引き渡すよう努める必要があります。小型家電には、金や銀、銅、希少金属が含まれており、資源の乏しい日本は高度なリサイクル技術で再資源化を進めています。資源の循環となる方法をいくつかご紹介します。



引用:環境省 小型家電リサイクル関連「各種ガイドライン類 制度対象品目イラスト集」

市の小型家電回収ボックスを利用する

横浜市は、市内の地区センターや区役所、資源循環事務所、スーパーなどに小型家電回収ボックスを設置し、回収を推進しています。投入できるものは投入口に入り、長さ 30cm 未満の電気・電池で動作するものです。そのほとんどは法律で規定する特定対象品目です。

特定対象品目			
1 携帯電話端末・PHS 端末、パソコン	9 電子辞書、電卓		
2 電話機、ファクシミリ	10 電子血圧計、電子体温計		
3 ラジオ	11 理容用機器		
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	12 懐中電灯		
5 映像用機器(DVD・HDD・BD レコーダー、プレーヤーなど)	13 時計		
6 音響機器	14 ゲーム機		
7 補助記憶装置	15 カー用品		
8 電子書籍端末	16 1～15 の付属品		



投入口 30cm × 15cm

小型家電に規定されている、ランニングマシンや電気アイロンなどは回収ボックスに入らないため、可燃ごみか粗大ごみで処分しなければならないのが課題です。まだ使用できるようならリユース、廃棄物ではなく資源回収ならリサイクルにつながります。

不要品回収事業者を利用する

一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合 (JRRC) の正会員である不要品回収事業者は、リユースできないものの内、その一部が原材料として相当程度の価値を有するものは「有害使用済機器（廃棄物ではない）」として回収を行っています。回収した有害使用済機器は、保管または処分を適性に行う「有害使用済機器保管等届出事業者」へ引き渡されています。



鳥取県の JRRC 正会員



広島県の JRRC 正会員



JRRC 会員を証するマーク
JRRC 商標登録

小売業者（家電量販店・街のでんきやさんなど）を利用する

認定事業者と連携している小売業者は、引取りサービスを行っています。引取りする品目によつてはリサイクル料金・引取り費用がかかります。

小売業者	サービスの内容と料金(税込)		
K's ケーズデンキ	買替時の店頭及び配達回収 特定品目 無料 小型品目 550 円 中型品目 1,100 円	大型品目 2,200 円 超大型品目 4,400 円 (マッサージチェア、電子ピアノなど)	
ノジマ	買取り可能製品 (パソコン・スマートフォン・ゲーム機など) 以外の製品は、モバイル会員限定で買い替えのみ無料で処分 (同等商品購入から 30 日以内)		
ビックカメラ	宅配便を使った回収サービス 1 箱 1,958 円 (税込) ※ リネットジャパン代行		
ヤマダ電機	携帯電話・スマートフォン・パソコン・ゲーム機 無料 それ以外 220 円～ 1100 円 指定段ボール一括回収 1 箱 1,650 円		
上新電機 Joshin	配達時回収 宅配便を使った回収サービス (1 箱 1,958 円 (税込)) ※リネットジャパン代行 パソコン・ワープロ 無料)	小型家電 無料 中型家電① 550 円 中型家電② 1,100 円 特殊家電 2,200 円 大型家電 4,400 円 ※サービスを行っていない店舗有り	
エディオン EDION	特定品目 無料 小型品目 550 円 中型品目 1,100 円 …… ガス給湯器、石油ファンヒーター、電気カーペット、家具調コタツなど 特殊家電 2,200 円 …… マッサージチェア、電子ピアノ、コピー機、フィットネス機器など 大型品目 4,400 円 …… オイルヒーター、除湿器・冷風機 (フロン使用) ※フランチャイズ店舗は行っていない		
街のでんきやさん	基本は自治体の回収に委ねている。 お店によっては、買い替え・配達時に引き取りを行っており、その場合、産業廃棄物として適性に処分するか認定事業者へ引き渡しを行っている。		

引用：各小売業者のホームページをもとに作成

出すときに気をつけること

- 電池 (乾電池、リチウムイオン電池、ボタン電池など) を抜き取る
- 電球、蛍光灯は取り外す ● 個人情報などのデータは消去する



コラム7 小型家電再資源化事業者(認定事業者)

国の認定を受けた事業者(認定事業者)は、特例により、一般廃棄物と産業廃棄物の廃棄物処理業の許可を地方自治体から取得することなく、使用済小型家電の再資源化を実施することができるようになります。許可が必要な使用済小型家電 (廃棄小型家電) の収集、運搬ができるということです。また、回収したものの中からまだ使えるものをリユースすることもできます。

一方、多くの認定事業者は、希少金属が多く含まれるパソコンやデジタル機器等を回収する傾向にあり、回収品目に偏りが出ているのが課題です。また、認定事業者の国への報告は、廃棄小型家電の引取り数量、再資源化等で得られた資源の種類ごとの重量の他にリユースを行った数量があります。しかし、国はリユースの数量の集計は行っておらず、リユースされた数量を知ることはできません。まだ使用できる小型家電をリサイクルするかリユースするか、制度のあり方の変革も求められます。

認定事業者	
2025年1月現在の認定事業者数は60	小型家電認定事業者マーク

4 金属類のリサイクル

家庭内にある電気製品等に使われている金属類の多くは海外の鉱山から採掘され、精錬されたものです。原料とするには多くの資金と時間を費やし、また、その過程で多くの二酸化炭素を排出します。ここでは、金属をごみとして捨てるのではなく資源として引き取ってもらう、あるいは売る方法についていくつか紹介します。

主な貴金属	1トン当たりの含有量
金	2～5g
銀	70～500g
プラチナ	1～5g
パラジウム	1～5g
銅	200～8000g

引用：倉敷市立自然史博物館ホームページ「鉱床」

市町村の資源回収を利用する

横浜市は空き缶（スチール・アルミ）と小さな金属類を回収しています。回収日は地域ごとに決まっており、集積場所で表示を確認したり資源循環局事務所へ問い合わせると教えてくれます。回収された金属資源はリサイクル工場で種類ごとにプレスされ、溶解炉で溶かして製品の原材料になります。

分別	対象物	横浜市のWEBサイト
空き缶	食べもの・飲みものが入っていたもの 缶ジュース・缶コーヒー・缶ビール・缶チューハイ・缶詰	
小さな金属類	30cm未満の金属製品 なべ・やかん・フライパン・トースター・ペンキ缶・オイル缶・刃物類・かさの骨・ワイヤーハンガー・炊飯器の内釜・ジャムなどの金属製のふた・スプーン・フォーク・ネジ・くぎ・金属製のはさみなど	

ヘアスプレーや殺虫剤などのスプレー缶や卓上コンロのガスボンベの分別は空き缶ではなく、スプレー缶として出さなければなりません。分別を調べるには、横浜市が発行している「資源とごみの分け方・出し方」冊子や分別アプリを利用すると便利です。



横浜市「資源とごみの分け方・出し方 2025年度版」/「ごみ分別アプリ」

アプリの
ダウンロードは
こちら



App Store



Play ストア

地域の事業者を利用する

地域には、くず鉄、銅、アルミニウムなどの金属を回収、購入する事業者がいます。特にパソコンの基板類やCPU、電源ケーブルなどには銅や金などの貴金属、希少金属（レアメタル）が使われており、これらを専門に買取りや回収を行っている事業者がいます。買取り価格は事業者によって差があります。

種別	主な品目	種別	主な品目
鉄	中華鍋・工具類・パソコンの筐体・農業用具・大工道具など	鉛	車用バッテリー・バイク用バッテリー・はんだなど
銅	通信線・電源コード・家電製品の線材・なべ・トランスなど	錫(すず)	スズ食器・はんだなど
アルミニウム	アルミホイル・アルミサッシ・CPUヒートシンクなど	貴金属使用品(金・銀・プラチナ)	基板類・触媒(マフラー)など
ステンレス	シンク・流し台・浴槽・なべ・やかん・蛇口・包丁・ハサミなど	希少金属(イリジウム・ルテニウム・パラジウム・ゲルマニウム他)	ハードディスク・CPU・基板・メモリーカードなど
真鍮(しんちゅう)	蛇口・バルブ・仏具(りん・香炉・ろうそく立て)・シンバルなど		



コラム8 パソコンのリサイクル

パソコンは「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定再資源化製品に指定され、ごみとして燃やしたり、埋立てをしてはならない製品となっています。これに加えて、小型家電リサイクル法の対象品目となっています。家庭で使われたパソコンを廃棄するときは自作したものも含めてリサイクルが求められており、メーカー・業界団体は回収を促進しています。横浜市では収集していません。

一般社団法人パソコン3R推進協会(PC3R協会)に加入しているメーカーは、2003年10月以降に販売した家庭用のパソコンへ「PCリサイクルマーク」を貼付けています。PCリサイクルマークのあるパソコンは無料回収の対象となります。PCリサイクルマークのついていないパソコンを処分する場合は、回収再資源化料金を負担することになります。料金は製品のメーカーへ確認します。



PCリサイクルマーク

倒産したメーカー、事業撤退したメーカーのパソコン、自作のパソコンは、PC3R協会が回収を受け付けています。回収再資源化料金は、PC3R協会のWebサイトに掲載されており、輸送費用込みとなっています。振込手数料は別途負担する必要があります。

デスクトップパソコン (本体) 4,400円/台(税込) 税抜金額: 4,000円 消費税額: 400円	ノートパソコン 4,400円/台(税込) 税抜金額: 4,000円 消費税額: 400円	CRTディスプレイ 5,500円/台(税込) 税抜金額: 5,000円 消費税額: 500円
液晶ディスプレイ 4,400円/台(税込) 税抜金額: 4,000円 消費税額: 400円	CRTディスプレイ 一体型パソコン 5,500円/台(税込) 税抜金額: 5,000円 消費税額: 500円	液晶ディスプレイ 一体型パソコン 4,400円/台(税込) 税抜金額: 4,000円 消費税額: 400円

メーカー窓口
一覧



〈PC3R協会〉

回収申込み



〈PC3R協会〉

引用: PC3R協会 Webサイト

パソコンメーカーの状態	回収依頼先	料金	
		マーク有	マーク無
既存メーカー	製造メーカー	無料	有料
メーカー倒産・撤退・自作パソコン	PC3R協会	—	有料
メーカー名変更	KOUZIRO・FRONTIER	インバースネット	無料 有料
	ソーテック・オンキヨー	オーディーエス	無料 有料
	Prime・Dospara	サードウェーブ	無料 有料
	日本ビクター・東京特殊電線	JVCケンウッド	無料 有料
	DEC・コンパック	日本HP	無料 有料
	IBM	レノボ・ジャパン	無料 有料

引用: PC3R協会 Webサイト「家庭で使っていたパソコンを廃棄／メーカー名が見当たらない場合」をもとに作成

回収再資源化料金や輸送費用によっては、地域の回収事業者、買取り事業者、リユース店を有効に利用する方が処分費用の負担を押さえることができる場合があります。

はじめに

(リユース)
する

修理・
修繕・

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

社会の主なキーワード
サステナブル・資源循環

地域のお店・事業者団体
が定める指定法人

法律の豆知識



コラム9 都市鉱山

現代の生活にはスマートフォン、パソコン、自動車、家電製品はなくてはならないものとなりました。これらの製品にはデジタル技術が使われており、私たちの生活を支えています。このデジタル技術を正常に機能させているのがレアメタル・レアアース（希土類）と呼ばれる希少金属です。また、電気や水道、ガス、電話・インターネット、道路・鉄道などの産業や社会生活の基盤となる施設（インフラ）にはベースメタルといわれる鉄、銅、アルミニウムなどがたくさん使われています。

ベースメタル	レアメタル 31 種類		レアアース(希土類)
	①リチウム ②ベリリウム ③ホウ素 ④チタン ⑤バナジウム ⑥クロム ⑦マンガン ⑧コバルト ⑨ニッケル ⑩ガリウム ⑪ゲルマニウム ⑫セレン ⑬ルビジウム ⑭ストロンチウム ⑮ジルコニウム ⑯レアアース(希土類)	⑯ニオブ ⑰モリブデン ⑱パラジウム ⑲インジウム ⑳アンチモン ㉑テルル ㉒セシウム ㉓バリウム ㉔ハフニウム ㉕タンタル ㉖タングステン ㉗レニウム ㉘白金 ㉙タリウム ㉚ビスマス	
鉄／銅／亜鉛／鉛／ アルミニウム／錫など			❖ ①スカンジウム ❖ ②イットリウム ❖ ランタノイド ③ランタン ④セリウム ⑤プラセオジム ⑥ネオジム ⑦プロメチウム ⑧サマリウム ⑨ユウロピウム ⑩ガドリニウム ⑪テルビウム ⑫ジスプロシウム ⑬ホルミウム ⑭エルビウム ⑮ツリウム ⑯イッテルビウム ⑰ルテチウム

引用：経済産業省「レアメタル・レアアース（リサイクル優先5鉱種）の現状」および国立研究開発法人物質・材料研究機構ホームページ「レアメタル・レアアース特集」をもとに作成

指輪、ネックレスなどの装飾品に使われている金属には金、銀、プラチナなどのいわゆる貴金属が使われていますが、電気・電子機器の基板や部品などにも電気のとおりをよくしたり、腐食を抑えるといったことで使われています。2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピックでは、小型家電に使われている基板から貴金属を回収する取り組みが行われ、金メダル、銀メダル、銅メダルのすべてがリサイクルされた金・銀・銅で作られました。これは五輪の歴史上初めての取り組みでした。

貴金属

- ①金 ②銀 ③プラチナ ④パラジウム ⑤ロジウム ⑥ルテニウム ⑦オスミウム ⑧イリジウム

あらゆる金属は、鉱山で採掘された鉱石を製鍊メーカーで精錬（純度を高める）し、素材として製造メーカーや医療機関などで使われます。ここで使われた製品が廃棄され、焼却や埋め立てとなれば、貴重な金属を捨ててしまうことになります。そこで提唱されたのが「都市鉱山」で、地上に蓄積された工業製品を資源とみなす考え方です。



日本には家電や小型家電、自動車などいくつかの「リサイクル法」がありますが、すべての使用済み製品がリサイクルできているわけではありません。まだまだ、焼却されたり埋め立てに回されたりしているベースメタル、貴金属、レアメタル、レアアースがあります。

身の回りの家電製品の多くに金や銅、レアアース、レアメタルなどが使われています。地域には資源価値の高いものを買い取ったり、回収する回収業者やリサイクル業者がおり、この事業者を有効活用することは資源循環の推進となります。

主な製品・用途	主な金属・貴金属・レアメタル・レアアース
エアコン	鉄（フレーム）／銅（配線・配管）／アルミニウム（熱交換器）／ネオジム・ジスプロシウム（コンプレッサー）
洗濯機	鉄（フレーム）／ニッケル・クロム（ステンレス槽）／ネオジム・ジスプロシウム（モーター）
液晶テレビ	インジウム（蛍光体）／ガリウム・アルミニウム（LED バックライト）
冷凍冷蔵庫	ネオジム／ジスプロシウム
パソコン	白金／マンガン／ニッケル／アンチモン／バリウム／クロム／アルミニウム／鉄／銅／亜鉛／銀／錫／鉛／金
携帯電話	ニッケル／バリウム／チタン／アンチモン／アルミニウム／鉄／銅／亜鉛／錫／銀／金／鉛
デジタルカメラ	ニッケル／バリウム／チタン／タンタル／クロム／マンガン／ポロン／ネオジム／ガドリニウム／ジルコニアム／アルミニウム／マグネシウム／鉄／銅／亜鉛／銀／錫／鉛／金
自動車 (ハイブリッド)	インジウム／銅／ベリリウム／ガリウム／ネオジム／ジスプロシウム／プラチナ／パラジウム／アルミナ／ジルコニア／セリウム／リチウム／コバルト／ニッケル／マンガン
歯科用材料	金／銀／パラジウム／銅／錫／亜鉛／イリジウム／コバルト／チタン／白金

引用：環境省「第1回 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会 参考資料」および経済産業省「レアメタル・レアアース（リサイクル優先5鉱種）の現状」等をもとに作成

金属資源が含まれている身近な電気電子機器類

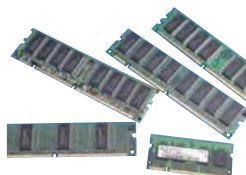
パソコン・携帯電話・小型家電・家電4品目・車のバッテリーなど



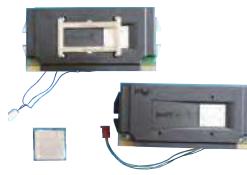
基板類①



基板類②



メモリー



CPU



ヒートシンク



ハードディスク



電源ボックス



コード類



携帯電話・スマートフォン



リチウムイオン電池



カメラ類



デジタル電子機器



内蔵DVD・BD



鉛バッテリー



電気カミソリ



ビデオレコーダー



エアコン



エアコン室外機



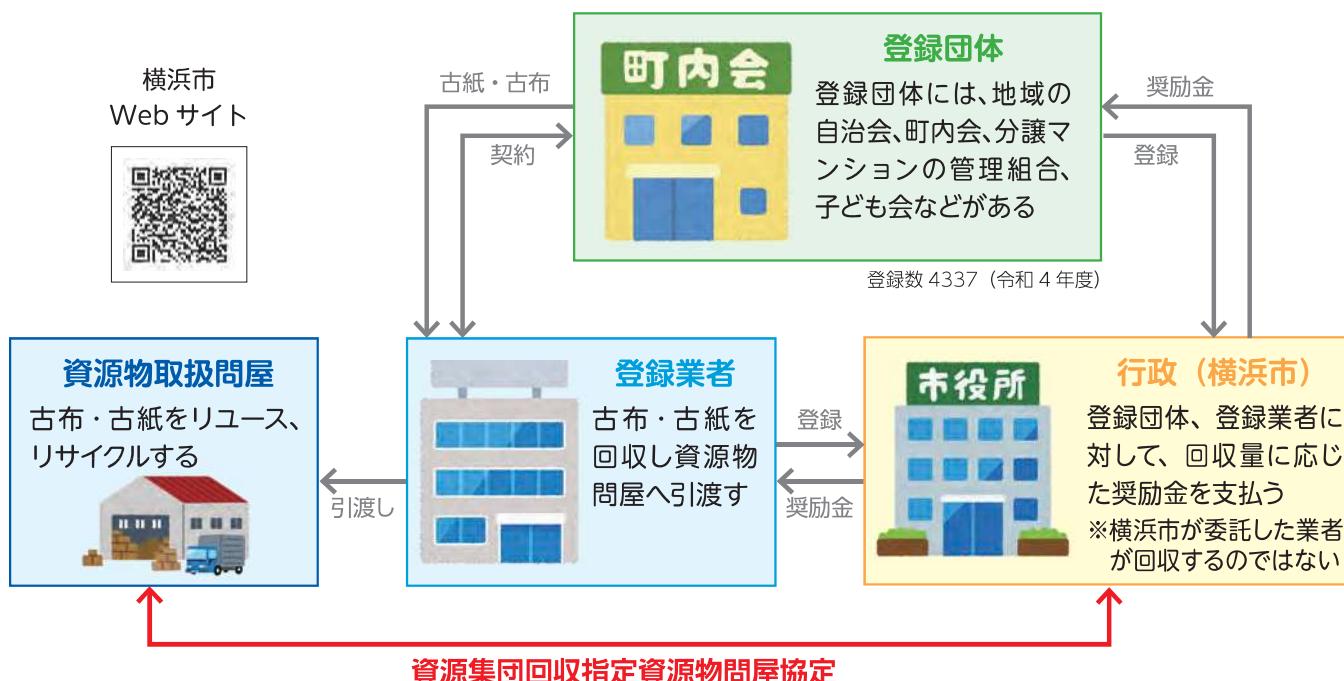
液晶モニター・テレビ

5 古布・古紙のリサイクル

着なくなった洋服や古くなったハンカチ、タオル、毛布、カーテンなどの古布と新聞、雑誌・その他の紙類、段ボール、紙パックなどの古紙の多くは「資源集団回収」で回収され、リユースあるいはリサイクルされています。地域によっては、空き缶、金属類、びん類も回収されています。

資源集団回収制度

「資源集団回収」は横浜市の制度で、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、ごみの減量とリサイクルに取り組む協働事業です。資源集団回収を行うには、横浜市に「登録団体」「登録業者」として登録申請を行います。「登録団体」「登録業者」には回収量に応じて奨励金が交付されます。奨励金は地域団体の活動費となっており「資源集団回収」は多くのメリットがあります。



引用：横浜市ホームページ 資源集団回収「制度のしくみ」より作成

地域の自治会、町内会、分譲マンションの管理組合、子ども会などが横浜市に「登録団体」として登録し、回収する事業者が「登録業者」として登録されています。登録団体から回収を委託された登録業者は、決められた回収日、回収場所に古布を回収にいきます。横浜市が回収しているわけではありません。そして、回収された衣類などの古布、新聞などの古紙はリユース、リサイクルされます。

古布・古紙の回収場所は、登録団体の回収場所以外にも一部の区役所・地区センター・スポーツセンターや資源循環局事務所などに資源回収BOXが設置されています。設置場所は、横浜市のWebサイトで確認できます。



詳しくはこちら
(横浜市 Web サイト)



資源循環局戸塚事務所



古布



段ボール



その他の紙類



雑誌

資源として出せるもの

「資源集団回収」で回収されるものは家庭から出るものが対象です。事務所や工場など事業活動で発生したものは対象外となります。また、古布は濡れるとカビの発生などでリサイクルができないため雨天時や濡れたままでは出せません。

	古 布	古 紙
資源回収されるもの	衣類／シーツ／毛布／カーテン／毛糸製品／ハンカチ・タオル ※洗濯して乾いたもの	新聞／雑誌／段ボール／紙パック／その他の紙類（包装紙・メモ用紙・シュッレッダーした紙・菓子の紙箱・レシート・紙袋・絵を描いた紙など）
資源回収されないもの	汚れのひどいもの（油汚れなど）／破れたもの／わたが入っているもの（はんてん・どてらなど）／革製品／布団／カーペット／マットレス	汚れた紙（ピザの箱・ハンバーガーの包装紙・納豆の紙製容器など）／銀紙／内側がアルミ貼りの紙パック／裏カーボン紙／捺染紙（昇華転写紙・アイロンプリント・裁断用の型紙など）／感熱発泡紙（点字の印刷物）／ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器／カップ麺の紙製容器／洗剤の紙製容器／石鹼の個別包装紙／使用済みのティッシュペーパーなど

引用：横浜市「ごみと資源物の分け方・出し方 2023」および横浜市ホームページ「分け方・出し方」をもとに作成

回収された古布と古紙

回収された古布と古紙は、横浜市資源集団回収指定資源物問屋協定書に基づき、資源物取扱問屋へ納入されます。

古布

古布は素材、長さ、色別に選別されます。用途によって、中古衣類、工業用ウエス（雑巾）、クッション材や断熱材として使用されます。



画像はイメージ

古紙

古紙は、溶解後異物除去、脱墨、漂白を経て古紙パルプになります。そして、品目により新聞、雑誌、ボール紙、絵本、トイレットペーパー、段ボール箱、紙筒などに再生利用されます。



画像はイメージ



コラム 10 古紙のリサイクルを困らせる紙

古紙はリサイクルすることであらたな紙に生まれかわります。リサイクルする上で最も大事なことは不純物を取り除くことです。不純物が入るとせっかくリサイクルされた紙の表面に時間とともに斑点が現れたり、臭いが発生したりして品質が落ちてしまいます。リサイクルで困らせる紙を禁忌品（きんきひん）といいます。古紙と一緒に出せない禁忌品は25種類あり、主なものはつぎのとおりです。

主な禁忌品	使われている紙の主な例	リサイクルできない理由
においのついた紙	洗剤の紙製容器／石鹼の個別包装紙／線香の紙製容器／臭いの付いた紙／芳香紙など	完全な脱臭ができず、製品に臭いが残る
昇華転写紙 (捺染紙・アイロンプリント紙)	雑誌の付録などについている布地に加熱してプリントする紙／カバンやくつの中に詰めものとして入ってる紙（模様や文字が薄く印刷されている紙）／裁断用の型紙	時間の経過とともに製品にカビ状の斑点になって現れてくる
感熱性発泡紙 (立体コピー紙)	点字印刷物（図や絵）	製品の表面にデコボコが発生する
食品残渣のついた紙	ピザ・ケーキなど食品を直接包んだ容器／ハンバーガーなどを包んだ紙など	腐敗・異臭などの衛生上の問題が発生する
汚れた紙	油のついた紙／使い終わったティッシュペーパー・ペーパータオル／ペットの汚物処理をした紙など	衛生上の問題
ワックス付段ボール (ろう段)	輸入青果物・水産加工品・苗木の段ボール箱	新しい段ボールに油染みができる
箔押しされた紙	金や銀の折り紙など	製品が金属反応を示す
圧着はがき (親展はがき)	公共料金の請求書／ダイレクトメールなど	粘着物が機械や製品に付着する
ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙	アイスクリームのカップ／カップ麺のふた／お酒のパック／ガムの内側の包装紙など	紙ではない成分が含まれており印刷不良を引き起す
カーボン紙 ノーカーボン紙	複写用紙／伝票類／宅配便の伝票など	製品に斑点が出てくる
防水加工された紙	紙コップ／紙皿／紙製カップ麺の容器／ヨーグルト・アイスクリームの容器など	古紙処理工程で離解できない
印画紙	写真／アルバム／インクジェット用写真用紙など	古紙処理工程で離解できない
果物類のクッション材	色の濃い果物類のクッション材など	水や製品に色が付く
複合材	通販用緩衝封筒／絵本型おもちゃなど	古紙処理工程で離解できない
紙ではないもの	不織布	マスク／簡易お手拭／フローリングワイパー／コーヒーフィルター／水切り袋／ティーバッグ／キッチンペーパー／包装紙など
	吸水素材	使い捨ておむつ／生理用品／ペット用トイレシートなど
	合成紙 ストーンペーパー	屋外で使用する選挙ポスター／地図など

引用：公益財団法人古紙再生促進センター「製紙原料に適さない紙類! 古紙を出す際には注意してください」をもとに作成



製紙原料にならない紙類については、
公益財団法人古紙再生促進センターの
Web サイトをご参照ください。

出典：公益財団法人古紙再生促進センター
「製紙原料に適さない紙類! 古紙を出す際には注意してください」



公益財団法人
古紙再生促進センター

6 プラスチックのリサイクル

プラスチックは多種、多様な用途に使われており種類もたくさんあります。横浜市では、容器包装リサイクル法にもとづいたプラスチック製の容器と包装材を対象に収集を行っています。2024年10月から一部地域で容器包装以外のプラスチック製品の回収が始まる予定です。

資源として出せるもの

プラマークがついているものが対象です。
プラマークがなくても商品を包装しているプラスチック製のものは対象となります。



PE : ポリエチレン

PP : ポリプロピレン

PET : ポリエチレンテフタレート

PA : ポリアミド など

	種類	容器・包装の例
対象となるもの	ボトル類	ペットボトル／シャンプー・洗剤・乳酸菌飲料などのボトル ●中身が少々残っていてもよい
	チューブ類	歯みがき粉／わさび・からしなどのチューブ ●中身が少々残っていてもよい
	ネット・緩衝材類	野菜・果物を包んでいるネット（発泡スチロール製ネットも含む）／食品・家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材／チップチ
	トレイ類	生鮮食料品のトレイ／惣菜などのトレイ
	カップ・パック類	プリン／卵パック／コンビニなどの弁当容器・惣菜のパックなど（紙類は除く）
	キャップ類	インスタントコーヒー・ペットボトルなどのプラスチック製のキャップ
対象とならないもの ※ 2023年時点	ポリ袋・ラップ類	レジ袋／スナック菓子／お菓子などの包み／食品や惣菜などを包むラップ／内服用の錠剤ケース／醤油・わさび・からし・ケチャップなどの小袋 ●中身が少々残っていてもよい ●紙シールなどすべてはがれていなくてよい
		プラスチック製のハンガー・バケツ・おもちゃ・歯ブラシ・衣装ケース・弁当箱・コップ・カップ・タッパー・サンダル／CD・DVD・BDとそのケース／水道ホース／ボールペン／ゴム手袋／プリンターなど
絶対に混入してはいけないもの		<ul style="list-style-type: none"> ●発火するもの ●切れるもの ●刺さるもの ■電池類 ■使い捨てライター ■カミソリ・ひげそり ■はさみ ■注射器・注射針 ■割れたガラス ■お皿のかけら ■在宅医療用のビニールバック・チューブ・カテーテル類
リサイクルをするための心がけ		<ul style="list-style-type: none"> ●容器・包装を入れた袋を2重、3重にして袋に入れないように ●食品の容器に食品の残渣が付いていたら軽くくすぐかふき取る ●たまごのパックはつぶしたり、容器がかさばるものは小さくする

引用：横浜市「ごみと資源物の分け方・出し方 2023年」より作成



取り扱い協動画

リサイクルされた製品

収集されたプラスチック容器・包装は、中間処理業者、リサイクル業者へ運ばれ、異物除去をしたのち原料として、いろんな製品、用途に生まれ変わります。

種別	材料リサイクル	ケミカルリサイクル
ペットボトル	ボトル／卵パック／繊維／回収ボックスなど	—
容器・包装	パレット／プランター／ごみ袋／OAフロアーカー／杭／再生樹脂など	コークス炉化学原料／合成ガス／高炉還元剤

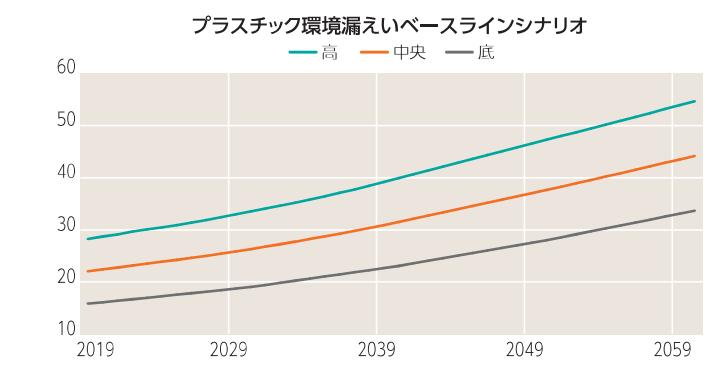
引用：横浜市ホームページ「分別収集した資源物のリサイクル」より作成



コラム 11 プラスチックの自然環境への流出

プラスチックの陸や海、山、河川などへの流出は、人間の健康はもとより、動植物、生態系に著しい影響をもたらしています。経済協力開発機構(OECD)は、プラスチックの使用と廃棄が2060年までに3倍になると予測し、2019年におけるプラスチックの環境への流出は全世界で2,200万トン(中央値)だったと発表しました。さらに2060年までに2倍の4,400万トン(中央値)になると予測しています。

主な原因は、プラスチック廃棄物が正しく処理されていないことにあります。この未処理のプラスチック廃棄物が河川、湖、海へ流出した量は2019年に610万トンで2060年には1,160万トンになると予測されています。この量をクルーズ船「飛鳥Ⅱ」に例えてみるとつぎのようになります。



プラスチック流出の要因の一つ



また、タイヤ、ブレーキパッドの摩耗は、粒子状物質(PM)の形で空中を汚染する主な原因となっています。一般的にマイクロプラスチックは5mm以下といわれていますが、空中を浮遊するものは微粒子状物質(PM2.5:2.5マイクロメートル未満)より、健康への深刻な影響が心配されています。

プラスチックのごみ問題の一つに1回使っただけで捨ててしまう「使い捨てプラスチック」があります。廃棄量を国別に調査した、Minderoo Foundationのレポート「THE PLASTIC WASTE MAKERS INDEX」によると日本の年間総廃棄量は471万トンで第4位、一人当たりの年間廃棄量は37kgの18位となっています。日本の一般社団法人プラスチック循環利用協会の資料(プラスチック再資源化フロー図)によると、2021年の排出量は、824万トンとなっています。



順位	年間総廃棄量(万トン)	順位	一人当たり年間廃棄量(kg)
1	中国	2,536	1 シンガポール 76
2	アメリカ	1,719	2 オーストラリア 59
3	インド	558	3 オマーン 56
4	日本	471	4 オランダ 55
5	イギリス	289	18 日本 37

プラスチックの年間排出量

引用:一般社団法人日本エシカル推進協議会 Web サイトをもとに作成
(<https://www.jejc.org/knowledge-base/20210609-1/>)



コラム 12 アップサイクル(Upcycle)

アップサイクルとは、使わなくなった洋服やあらゆる製品を廃棄物にしないで、そのままの形で色を変えたり、素材をそのまま使って別の製品を作ったりすることをいいます。リサイクルは、製品を原料に戻して新しい製品を作るため、多くのエネルギーを必要としますが、アップサイクルは少なくてすみます。アップサイクルは、新しい価値の創造です。

使用済み自動車の部品を使った製品

石川県金沢市の会宝産業社は、使用済み自動車の部品を使った製品を製造販売しています。運転席や助手席をそのまま使ったオフィス用椅子「トレジャーチェア」は、アップサイクルの代名詞といえる製品です。また、シートベルトをそのまま使用したバッグや小物入れは職人の手作りでデザイン性も高く、ファンション性もあります。



トレジャーチェア

トートバッグ ブランド品
「Re+Belt(リベルト)」

海洋プラスチックごみを使用した工芸品

横浜市のテクノラボ社は、全国の海岸に流れ着く海洋プラスチックごみを使用した工芸品「buøy」を開発し、店舗やネットショップなどで販売しています。原料となるプラスチックごみは、北海道から沖縄県まで全国各地に及び、地域の団体との協働で集められています。工芸品「buøy」には、採取地の表示がされています。



異なる色と模様の工芸品 buøy



採取地別の海洋プラスチック原材料



buøy 横浜工房併設店内

いろんなアップサイクル製品

ほかにも跳び箱を椅子に作り変えたり、段ボールから財布を作ったりするなどいろいろなアップサイクル製品が登場しています。



段ボールから財布



跳び箱を椅子に

はじめに

(リユース)
する

修理・
修繕・

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者団体
国が定める指定法人

法律の豆知識

4 片付けを依頼する

遺品整理や生前整理、空き家に残されたものを片付ける作業は、かなりの時間と労力がいります。業者へ依頼するとどのくらいの費用がかかるのか。多量のごみの処理はどうしたらいいのか。また、パソコン、スマートフォン等を処分するときには保存されているデータの流出にも注意が必要です。ここでは、遺品整理、生前整理、残置物の片付けを自分で行う場合に気を付けておくこと、業者に依頼するときに気を付けておくことをいくつか紹介します。

1 仕分け・ごみの分別と処分

片付けでもっとも重要な作業は家財の要、不要の仕分けとごみの分別です。ごみは廃棄物処理法にもとづき適正に処理しなければならないため地域の分別のルールを心得ておく必要があります。これらの作業を自分で行うのであれば、ごみ処理の費用以外はかかりませんが、業者に依頼する場合は、仕分け、分別、搬出、運搬などの費用が発生します。また、一度に多量のごみを出す場合は、横浜市のルールに従って行う必要があり、処分は有料となります。

自ら行う場合と業者へ依頼する場合の比較

	A 自分で実施	B 横浜市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼	C 片付けの専門業者へ依頼 (収集運搬許可無し)
作業例	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕分け ● ごみの分別 ● ごみの処分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地確認 ● 見積り、日程調整 ● 回収作業 (状況により養生、分別) ● 搬出、積み込み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地確認 ● 見積り、日程調整 ● 養生(損害保険加入有) ● 仕分け ● ごみと資源の分別 ● 不要品の査定と買取り(業者による) ● 搬出、積み込み、清掃
ごみの適正処分の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみは処理施設へ持ち込む(有料) ● 粗大ごみは受付センターへ申し込む ● 家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)は家電リサイクル法に従って処分 ● 燃えないごみは最寄りの資源循環局へ持ち込み可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみはごみ処理施設へ搬入 ● 物によりリユース、リサイクルできるものに仕分ける ● 家電4品目は指定引取り場所へ搬入する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物収集運搬業許可業者と現地確認の日程調整 ● 現地確認への同行 ● ごみ回収の立合い
費用の目安	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみの持ち込みは1kgあたり13円 ● 粗大ごみは処理手数料表に順ずる ● 家電4品目はリサイクル料金がかかる(引取りのときは収集運搬費がそれぞれかかる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本は出張費、人件費、運搬費でごみの回収費用は業者によって異なる ● 横浜市一般廃棄物許可業協同組合のWebサイトで処理料金の概要の掲載有 ● 家電4品目はリサイクル料金と運搬費がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張費 ● 仕分け、ごみ分別人件費円(1m³あたり、間取りで設定されている場合が多い) ● 買取り品がある場合作業費と相殺する場合が多い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 多量のごみ回収を業者へ依頼する場合は横浜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する ● 横浜市では取り扱えないものは「ごみと資源物の分け方・出し方」を参照 ● ごみ処理施設へのごみの持ち込みは本人が原則ではあるが、運ぶ手段がないとき友人、知人等所有の車等で厚意で運ぶ場合は問題ない。但し、本人が同乗する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的にすべてごみとして回収する ● 買い取りは行わない ● 当日の対応は難しいため事前に確認をする方がよい ● 回収できないものや危険物などがあれば依頼前に確認する方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの収集運搬業許可のない業者はごみを運べないことに注意 ● 産業廃棄物収集運搬業許可では家庭から出るごみは運べないことに注意

横浜市の一般廃棄物収集運搬許可業者は、2023年8月1日現在94社で52社が遺品整理などの片付け作業に対応しています。ただし、すべてごみとして回収し、買取りは行っていません。リユース・リサイクルなどまだ使えるものを中古品としての買取りや可能な限り資源物としての利用を希望する場合は、片付け専門の事業者へ相談するとよいでしょう。

片付けとごみ処理に関する主な問合せ先と事業者

片付けの依頼に関する 主な事業者	一般社団法人 日本リユース・リサイクル 回収事業者組合		ブックオフ おかたづけサービス	
ごみ収集に関する 主な問い合わせ先	横浜市 資源循環局事務所		横浜市 一般廃棄物許可業協同組合	
	横浜市 ごみの分別案内「ミクショナリー」		横浜市 家電リサイクル協力店	



コラム 13 横浜市では収集しないごみについて

ごみの分別と処分で注意することは、横浜市が収集しないごみの処分です。判断がつかない場合は、横浜市発行の冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」またはごみ分別検索システム「Mictionary（ミクショナリー）」分別アプリ「イーオのごみ分別案内」で確認するとよいでしょう。

類別	対象となるもの	主な用途	出し方・回収先・問合せ先
電池類	ボタン電池 記号：LR／SR／PR	腕時計、補聴器、電子体温計、キッチンタイマー、ペンライト、歩数計、防犯ブザーなど	販売店 回収協力店 資源循環局
	充電式電池 乾電池互換型（単4形、単3形）、角形、パック形	リモコン、時計、デジタルカメラ・ビデオカメラ、玩具、電動歯ブラシ、電気カミソリ、トランシーバー、携帯型音楽プレーヤー、コードレス電話機・子機、ノート型パソコン、敬帶電話、アシスト自転車、電動工具など	販売店 回収協力店 専用回収箱（市役所・区役所・収集事務所）
古紙	新聞、雑誌段ボール、紙パック、その他の紙類		資源集団回収の登録事業者
古布	衣類／シーツ／毛布／カーテン／毛糸製品／ハンカチ・タオル		
家電4品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン		購入したお店 指定引取場所 家電リサイクル協力店 横浜家電リサイクル推進協議会
パソコン	パソコン全般（ノート型、デスクトップ型、一体型） 自作パソコン		メーカー パソコン3R推進協会
燃料	プロパンガスボンベ		販売店
	灯油・ガソリン		
楽器・金庫	ピアノ・耐火金庫		販売店
バイク	原付、小型、中型、大型		二輪車販売店 指定引取場所
消火器	住宅用消火器		購入先、販売店、消火器リサイクル推進センター
工事で 出たもの	置、ブロック、フェンス、構造物や交換した器具類など		工事請負業者が対応

引用：横浜市「ごみと資源物の分け方・出し方」をもとに作成

2 遺品整理作業の主なポイント

遺品の整理を依頼するときに気を付けておきたいことは、故人の遺産相続の手続きが済んでいること、あるいは相続権者との同意を得ていることです。自分で決めてしまったり、相続権者でなかったりすると思わぬトラブルに巻き込まれる恐れがあります。急ぐ必要がある場合でも相続権者へ確認するなど連絡を取ったうえで対応することが大事です。

相続の順位

相続の順位	相続できる人（法定相続人）
配偶者	夫／妻 ※内縁関係は相続人になれない
第一順位	故人の子供、孫 ※胎児も生まれれば相続人
第二順位	故人の父母、祖父母
第三順位	故人の兄弟姉妹とその子供
特別縁故者	相続人がいない場合に限られる

作業のおおまかな流れ



例 一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合の遺品3Rディレクター

家庭ごみを収集運搬できるのは、横浜市あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者のみです。依頼予定の業者が許可を持っていない場合は、許可業者へ取り次ぎ（コーディネート）を実施しているなどの確認が必要です。

現地調査

現地調査、仕分け・分別のポイント

作業を実施する前にまずは現地調査を行い、準備すべきこと、作業のボリューム感を確認します。仕分け・分別の物量、ごみの量、処分方法等を把握し、依頼者へ見積書を提示し、内容に対して確認等を経て、同意となれば契約の締結を行います。特にごみの処分方法については見積りの段階で確認しておく必要があります。

仕分け・ごみの分別作業にかかる時間は、物量や広さによって変わってくるので、貴重品等はあらかじめ分けておくとよいでしょう。適切に行う事業者は、貴重品や思い出の品などは依頼者へ返却することを基本としています。ごみは資源物と分けたあと、一般廃棄物収集運搬許可業者が回収することになります。依頼業者が許可業者の場合は、そのまま回収になります。

チェック項目	確認のポイント
①駐車スペース	車の駐車位置・台数、付近の駐車場有無
②近隣への挨拶	駐車、音の発生、作業時間の周知有無
③間取り	片付けする部屋の数、トイレの使用、浴室等
④階段・エレベーター	搬出ルート、エレベーターの有無
⑤養生箇所	作業・搬出時に気を付けるところを確認
⑥買取りできるもの	家電類、雑貨類、ブランド品等を確認
⑦ごみの量	一般ごみ、粗大ごみのおおよその量を確認
⑧ごみの処分方法	依頼者に対して処理方法・要望を確認
⑨危険物、有害物	燃料や家庭用医療用品、農薬等がないか確認
⑩作業の日数	人員とおおよその作業日数を算出

仕分け・ごみの分別と処理

仕分・分別	対応
貴重品・ 価値の あるもの	基本的に依頼者へ 返すもの
	引き取るもの (無償・買取り)
ごみ	横浜市一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

引用：JRRC「遺品3Rディレクター資格講座テキスト」をもとに作成

業者へ依頼する前に確認しておくこと

- 遺品の整理では、すべての相続権者の同意を得ている
- 見積りを必ず取る
- ごみの処分を業者に依頼するか決めておく
- 部屋の清掃、エアコンの撤去などの工事を依頼するか決めておく
- マンションなどの集合住宅の場合、管理組合や理事会等に事前に許可が必要か確認する

3 適切に行う業者の見極め方

最も注意することは法令を遵守して作業を行う事業者かどうか判断することです。特にごみを無許可で回収したり、許可がないのに費用を請求する業者は違法の疑いがあります。依頼する前にいくつか確認をしてみるとよいでしょう。

■不要品をごみとして処分するときどうするか聞いてみる

- ・地域の一般廃棄物（家庭系）の収集運搬業の許可を持っていることを告げたらきちんとした業者
- ・産業廃棄物の収集運搬業の許可があるから問題はないと告げたら違法が疑われる業者
- ・収集運搬の許可を持っていないので持っていくことができないと告げたらきちんとした業者
- ・許可を持っている業者と依頼者を繋ぐなどコーディネートをすると告げたらきちんとした業者

■見積書や明細書などの書面を出してくれるか聞いてみる

- ・現地調査では見積書、作業終了後に費用明細書等の書面を発行すると告げたらきちんとした業者
- ・見積書も作業明細書等の書面は出さないと告げたら依頼を避けた方がよい業者

■引き取ったものあるいは買ってくれたものをどうするか聞いてみる

- ・古物商許可があるので、自店やネット、リユース・リサイクル業者に売ると告げたらきちんとした業者

■こんなことを言ってきたら…

- ・無料で引き取るといったのにリサイクル料金を請求してたら違法な業者の疑いがある

業者の見極め比較(参考)

主な確認内容	A社	B社	C社	D社
見積り内容を書面で提示してくれるか	する	する	する	する
古物商許可を持っているか	持っている	持っている	持っていない	持っている
遺品整理の資格(民間)を持っているか	持っている	持っている	持っていない	持っている
ごみを回収する許可(一般廃棄物)はあるか	ない	ない	ある	ある
ごみの回収費用はかかるか	かかる	かかる	かかる	かかる
ごみ収集運搬は誰が行うのか	許可業者が行う	自社で行う	自社で行う	自社で行う
ごみの回収をコーディネートしてくれるか	する	しない	しない	しない
作業や買取り費用の書面を発行してくれるか	発行する	発行する	発行する	発行する
業者の判断	法令遵守の業者	違法の疑い	買取りはしない業者	法令遵守の業者
判断の目安	顧客目線であり法令を遵守した適切な対応を心がけている業者。信頼できる業者といえます。	家庭ごみの収集運搬業の許可がなければ違法な業者です。産業廃棄物の収集運搬業の許可で家庭のごみは運べません。	ごみは許可のもと回収するが、不要品の買取りはしてくれない。すべてごみとなる可能性が高いので、費用がかかる業者	買取りもごみの収集運搬も法令にそって行う業者。

4 デジタル遺品の整理

デジタル遺品は、写真や動画を含めた個人情報をパソコンやUSBメモリやDVDなどの記憶媒体にデータとして保存しているものから企業・団体等がWebサイト等を使って提供している就職・転職サイト、ネット通販、個人売買アプリなど利用するときに登録しているものなどがあります。

特にパソコンやスマートフォンは安易に売却や処分したりすると情報が復元されて犯罪に悪用されたり、犯罪者にされてしまう危険性があります。また、Webサイトを利用した資産等が隠れている可能性があるので、故人のパソコン等に保存されているデータを十分確認する必要があります。



デジタル遺品の種類

- インターネット上のWebサイトに登録した情報・画像・ログインID・パスワード

個人を特定するデータファイル	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、写真・動画など
ソーシャルネットワークサービス (SNS)	LINE、Facebook、X (旧Twitter)、Instagram、YouTube等に登録している個人情報や画像など
カード情報	クレジットカード番号
銀行口座・ネット口座、ネット証券、株などの情報	各銀行が提供しているネットバンキングのID、パスワード株券、FX(外国為替保証金取引)など
通信販売 Web サイト、ネットショップ登録情報	Amazon、楽天、Yahoo!ショッピング、ZOZOTOWN、au PAYマーケット、Appleストア、Google Play ストアなど
会員登録情報	マイレージ(JAL、ANA)、名刺管理 Eight、クラウドファンディング、JR予約 EX-IC、JR-Suica ポイントクラブ、ネットオーパークションヤフオク、個人間売買メルカリ、宿泊予約じゃらん、転職日経オンライン、ふるさと納税、Zoom アカウントなど
無料メール・SNS のアカウント情報 (ID、パスワード)	マイクロソフトアカウント、Google アカウント、Yahoo アカウント、Apple アカウントなど

- 機器内や記憶媒体に保存されているデータ

パソコン	記憶ディスク (HDD・SSD)
記録媒体	FD、CD、DVD、BD、USBメモリ、SDカード、マイクロSDカード、ポータブルHDD・SSD
スマートフォン、携帯電話、タブレット	SIMカード、内蔵メモリ、外部メモリ(マイクロSDカード)
モバイルルーター	SIMカード

データの消去とデータの復元

パソコンに保存されているデータや画像は、「Delete」キーを使った削除や初期化だけでは完全に消えません。復元できないように完全に消去するには、物理的破壊または専用のソフトウェアを使った消去が有効です。



物理的破壊は、ハードディスク(HDD)はディスクにドリルで穴を開けたり、ソリッドステートドライブ(SSD)はすべてのメモリーチップを破壊する必要があります。ソフトウェアを使ったデータの消去と復元は、無料のものと有料のものがあり、自分で行うのはそれなりの知識が必要なため、専門業者へ依頼するのが確実です。

アカウント情報（ログインID・パスワード）の確認とWebサービスの解約

アカウント情報が分からぬためにパソコンが起動しない場合や利用していたと思われるWebサービスにログインできない、あるいは解約ができない場合には、専門の業者へ問い合わせたり、Webサービスはヘルプコーナーや運営会社へ確認する方がよいでしょう。解決の方法を案内している主な事業者・Webサービスはつぎのとおりです。

2022年3月8日現在

Apple iPhone、iPad、MACなど	亡くなったご家族のAppleアカウントへのアクセスを申請する方法	
Yahoo!プレミアム	利用者本人が登録解除できないとき	
楽天カード	カードの契約者が亡くなった際の手続きについて	
Facebook	追悼アカウントをリクエストまたはアカウントを削除	
三菱UFJ銀行	口座名義人が死亡した際の銀行口座の手続きについて	

パソコン・携帯電話・タブレット端末などのロック解除

デジタル遺品を整理するには、故人のパソコンやスマートフォンなどは重要な情報源です。しかし、ロックがかかっていて起動しない場合があります。思いつく記号・番号を試してみても解除ができない場合は、ロック解除を専門に行っていている業者に依頼するのが確実です。ただし、携帯電話の主な通信キャリア(NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)はロック解除のサポートは一部の製品に限られています。多くの場合、画面ロックを解除する手段がないため、店頭での初期化のみの対応となっています。

MEMO スマートフォンに限らず、パソコン、SNSのアカウント、ID、パスワードは、もしものときに備えてメモに書くなどして残しておくと、遺族の負担は軽減されます。

auメッセージアプリを使った回答例

スマートフォンの画面ロックについて、セキュリティの面でauスマートフォンを他人に操作されないようにするために設定していただくものですので、利用者ご本人様のみが知り得る情報となります。

そのため、画面ロックを解除について手段がないため、初期化の方法となってしまう状況でございます。



コラム14 生前整理・遺品整理に関する民間資格

生前整理、遺品整理に関する国家資格、認定、認証制度はいまのところありませんが、民間企業や団体が独自に設けた資格はいくつかあります。

2023年10月現在

資格名称	運営企業・団体	
遺品3Rディレクター	一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合	
家財評価アドバイザー資格	一般社団法人日本リユース機構・APRE	
遺品整理士	一般社団法人遺品整理士認定協会	
生前整理アドバイザー 1級・2級認定	一般社団法人生前整理普及協会	

5 空き家の管理と活用

遺品整理や残置物の片付け、引っ越し等により住居が空き家となってしまう場合や空き家となつたときに知っておくと便利なこと、気を付けておきたいことをいくつか紹介します。

1 横浜市の「空家条例」

横浜市は、空家・敷地等の所有者を対象とした条例「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」を制定し、2021年8月1日に施行しました。空家（倉庫なども含む）と敷地の所有者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理しなければなりません。



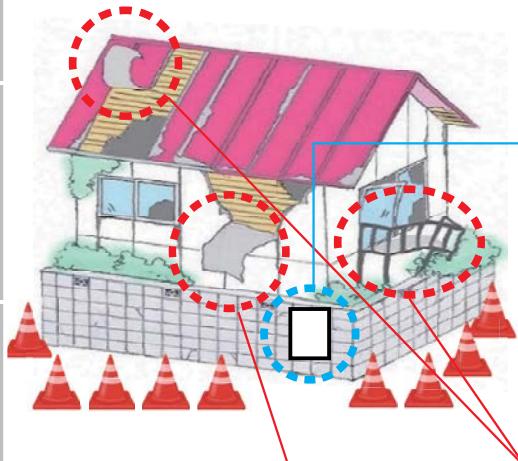
●空家条例リーフレット(2021年3月) ●条例(一部改正2023年8月25日)

所有者等の責務

管理しなくてはならない対象者	管理すべきこと
空き家の所有者・相続人	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安上危険な状態にならないようにする <ul style="list-style-type: none"> ・空家の倒壊 ・外壁の剥離 ・看板等の外れなど
空き家の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生上有害な状態にならないようにする <ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿等の飛散 ・浄化槽等の放置・破損等による汚物の流出や臭気の発生 ・排水等の流出による臭気の発生 ・害虫や害獣の発生 ・ごみ等の放置、不法投棄の防止など
土地の所有者・相続人	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観や周辺の生活環境を損なわないようにする <ul style="list-style-type: none"> ・鳥・動物の糞の放置 ・落書き ・窓ガラスの破損 ・植木、立木、植物の繁茂 ・敷地内のごみ等の放置 など
土地の管理者	

所有者等の責務において、空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）は努力規定であるのに対し、条例では義務となっています。管理不全が原因で周辺へ著しい悪影響、危険等をもたらす空家等については、「**特定空家等**」に認定され、横浜市による対応（助言・指導、勧告、標識設置、危険回避措置、代執行等）が行われることがあります。

条例のポイント



空家等の所有者による適切な管理の義務

空家法では努力規定となっている所有者等による空家等の適切な管理を、条例では義務としている

標識設置

特定空家等に起因する危険を周知するために空家法の規定より早く、勧告の段階で横浜市が現地に標識を設置できる

危険回避措置

特定空家等に認定した空家等に所有者がおらず外壁の剥離等により身体・生命に重大な危険が迫っていると判断したときは、横浜市が応急的に危険を回避する最小限の措置を行なえる

措置例 保安器具（カラーコーンなど）の設置、部材の一部撤去など

2 空家・土地等所有者に対する支援制度

横浜市は、空家・土地等の所有者向けに支援制度を設けています。

補助金などの支援制度は、年度ごとに決められるため、年度予算が達した時点で受付が終了となります。

空家の総合案内窓口	電話や窓口で簡単なアドバイスを無料で受けることができる ☎ 045-451-7762 ヨコハマポートサイドビル（神奈川区栄町 8-1）		
空家活用のマッチング制度	空家等の所有者と、地域活動拠点を探してする団体等との対話の場の設定を無料で行う制度		
空家活用の専門相談員派遣事業	空家等対策に関する協定を締結した専門家団体等と連携して相談員を無料で派遣する 空家の賃貸借契約や改修等の支援を受けられる		
空家の改修等補助金	空き家を改修するための費用の補助を受けることができる	地域貢献型（対象：自治会町内会、NPO 団体等の地域活動団体、事業者）	
		地域貢献【簡易改修】型（対象：自治会町内会、NPO 団体等の地域活動団体、事業者）	
住宅除却補助制度	倒壊等のおそれのある空家や、耐震性が低いと判定された木造住宅などの除却工事費の補助を受けることができる ☎ 045-671-2943 建築局建築防災課耐震事業担当		
建築物不燃化推進事業補助	特定地域の老朽建築物の除却費や高耐火性建築物の新築工事費（一部）の補助を受けることができる（期間限定） ☎ 045-671-3595 都市整備局防災まちづくり推進課		

引用：横浜市ホームページ「空家対策」をもとに作成

また、近隣の空き家等で困っている方は、横浜市の相談窓口へ問合せることができます。

建物に関すること	各区の区政推進課		火災に関すること	各区の消防署	
隣地側への樹木の繁茂			衛生害虫等に関すること	各区の生活衛生課	
防犯に関すること	各区の地域振興課		道路側への樹木の繁茂	各区の土木事務所	
ごみに関すること	※緊急時は警察へ		横浜市の空家対策全般の情報は、横浜市のホームページに掲載されています		

引用：横浜市ホームページ「近隣の空家等でお困りの方」をもとに作成



コラム 15 空き家活用の取り組み例

空き家を地域のつながるコミュニティとして活用している企業があります。まちづくりのシェアリングプラットフォーム「solar crew（ソーラークルー）」は、空き家のリノベーションを体験参加型 DIY から始まります。空き家をどうするか悩んでいる方は、活用を企業へ託すのも一つの方法です。



体験参加型 DIY



防災設備



つながるコミュニティ

運営会社 株式会社 Solar Crew 横浜市磯子区中原 4-1-30



6 サステナブル・資源循環社会の主なキーワード

1 SDGs (エスティージーズ)

SDGsは、Sustainable Development Goals の略称で、2015年9月の国連サミットで採択されました。2016年から2030年までの地球規模の課題、問題を解決するための国際目標です。SDGsは「持続可能な開発目標」と訳され、17の目標が定められています。

17の目標の中で、消費生活に直結した目標は12です。特に、大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクル社会の日本は、達成に果たす役割は大きいといえます。



米国ニューヨーク国連本部



SDGs 共通理念：誰ひとり取り残さない

国連加盟国	193
目標数	17
ターゲット数	169
指標	232

目標12 持続可能な消費と生産形態を確実にする「つくる責任・つかう責任」

目標12のターゲットは11あり、特に次の2つは生活の中で意識する必要があります。

12 つくる責任
つかう責任



- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

そして、廃棄物の削減は、目標11の持続可能な都市、持続可能な人間の居住地の実現につながります。

目標11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標11のターゲットは10あり、その中で廃棄物の管理をターゲットに挙げていることに注目する必要があります。

11 住み続けられるまちづくりを



- 11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する

日本の国としての取り組み

日本は、全ての国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を実施しています。

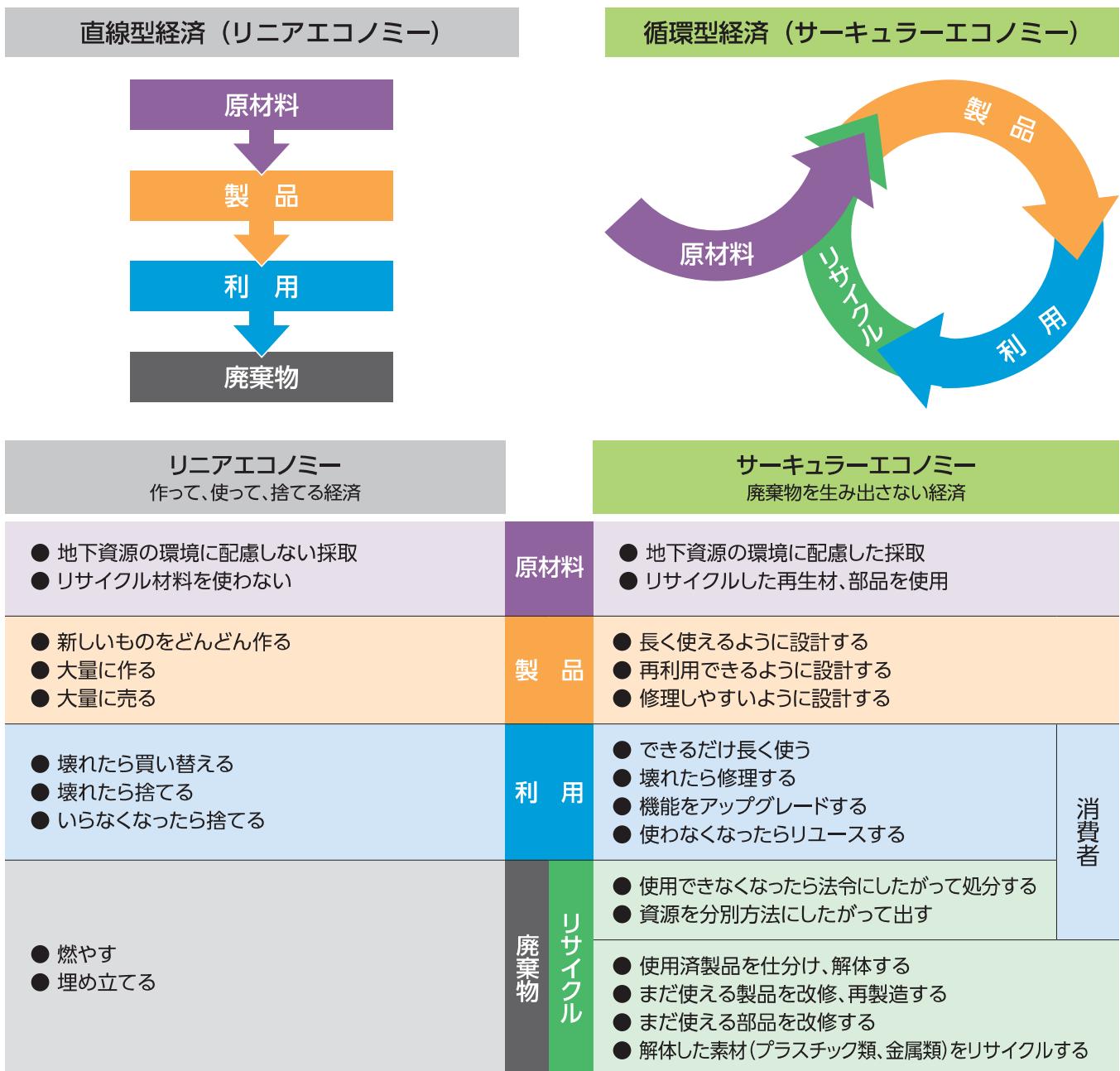
- 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を2016年策定（2019年改定）
- アクションプランを毎年策定



首相官邸
Webサイト

2 サーキュラーエコノミー (Circular Economy)

サーキュラーエコノミーは、欧州で提唱された循環型の経済システムです。製品の生産では自然への負荷を最小限に抑え、製品を可能な限り長く使い、使用を終了したら資源に戻して廃棄物を出さないようにします。これまでの直線型の経済から循環型の経済へ変えていこうというものです。

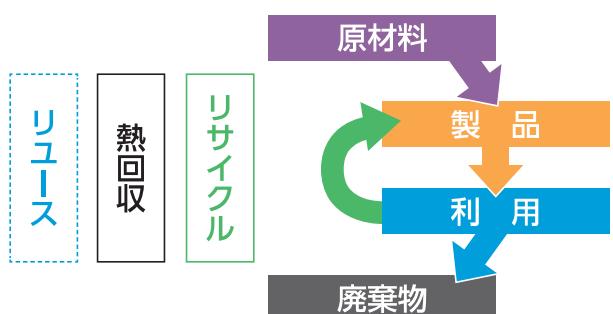


引用：喜多川和典「サーキュラーエコノミーが仕掛けるビジネスモデルの革新（RIEP2019講演）」および中石和良「サーキュラーエコノミーの基礎知識と世界の最前線（RIEP2020講演）」資料を参考に作成

現在の日本はリサイクル、熱回収、廃棄物の処理が中心のリサイクリングエコノミーとなっていますが、循環経済への転換を目指して、2020年に「循環経済ビジョン2020」を公表し、2022年に「循環経済工程表」、2023年には「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し公表しました。廃棄物を出さないシステムは、新たな雇用を生み、産業競争力を高め、CO₂排出量を削減するなど持続可能な社会を実現させる可能性があります。

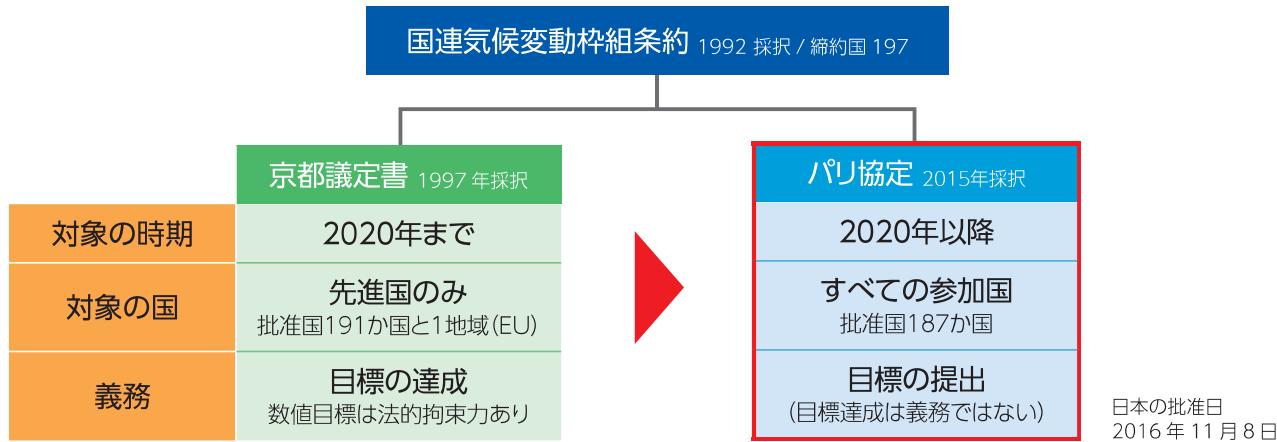
引用：図はオランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 Government wide Program for a circular Economy」をもとに作成

再生利用型経済 (リサイクリングエコノミー)



3 パリ協定

「パリ協定」は、あらたな気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、2015年にフランスパリ市で開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されました。それまでの「京都議定書」が先進国を対象としていたのに対して「パリ協定」は、開発途上国を含むすべての参加国が対象となりました。



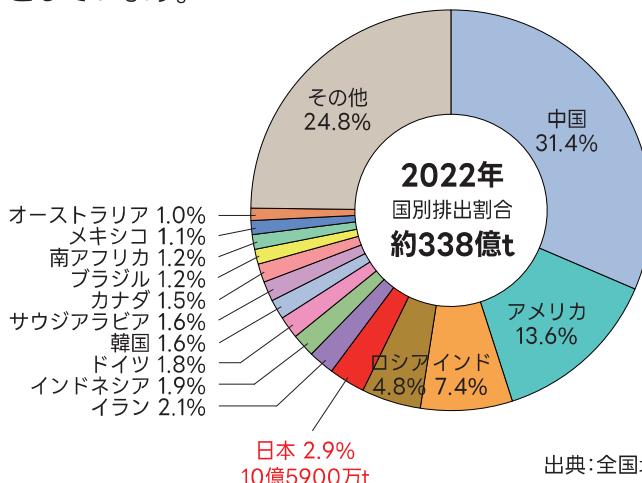
パリ協定の目的

パリ協定が規定するもっとも重要なところは第2条の目的です。

協定本文(英語)	日本語訳
(a) Holding the increase in the global average temperature to well below 2°C above pre-industrial levels and pursuing efforts to limit the temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels, recognizing that this would significantly reduce the risks and impacts of climate change;	(a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。

各国の温室効果ガス排出量と削減目標

日本は、世界で5番目に多い排出国です。2025年2月に国連に提出した日本のNDC(国が決定する貢献)では、2013年度を基準に2035年度60%減の5億7,000万t、2040年度73%減の3億8,000万tを目指すとしています。



各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中盤に向けた目標
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を2030年までに65%以上削減 ※CO ₂ 排出量のピークを2030年より前にすることを目指す	2060年までにCO ₂ 排出を実質ゼロにする
EU	温室効果ガスの排出量を2030年までに55%以上削減 (1990年比)	2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を2030年までに45%削減 (2005年比)	2070年までに排出量を実質ゼロにする
日本	2035年度において60%削減 2040年度において73%削減 (2013年比)	2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする
ロシア	2030年までに30%削減 (1990年比)	2060年までに実質ゼロにする
アメリカ	温室効果ガスの排出量を2035年までに61-66%削減 (2005年比)	2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする

出典:国連NDC登録・動向等、過去の主要指標によるデータ(2023年現在)



出典:全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使えるスライド」

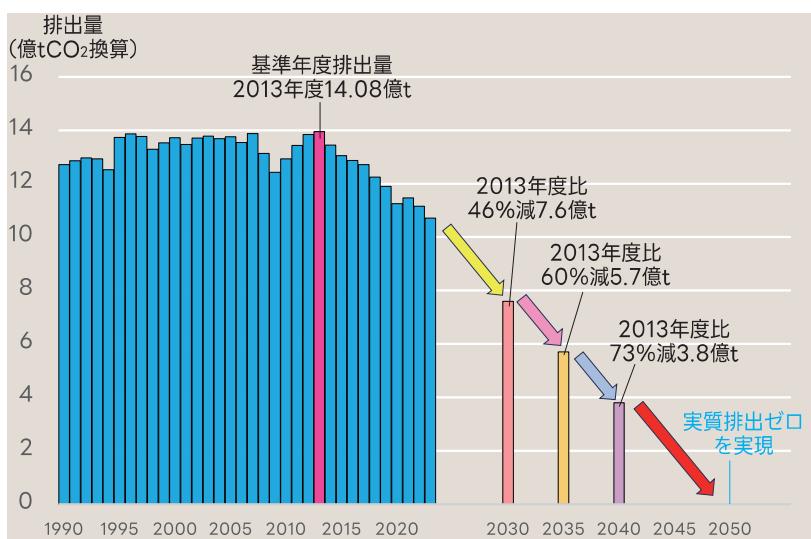
4 2050年カーボンニュートラル

2020年10月、菅首相(当時)は2050年までに温室効果ガス(GHG:Greenhouse Gas)の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。



「排出を全体としてゼロ」とは

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量(人為的)」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。



引用:全国地球温暖化防止活動推進センター「日本における温室効果ガス排出量の推移(1990-2023年度)」をもとに作成

温室効果ガス (GHG) の種類

- 二酸化炭素 CO₂
- メタン CH₄
- 一酸化二窒素 N₂O
- フロンガス HFCs/PFCs/SF₆/NF₃



温室効果ガスを削減するための主な取り組み

国と横浜市は、地球温暖化問題に対して様々な取り組みを行っています。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素事業への出資制度 ・環境金融の拡大（金融のグリーン化） ・GX（Green Transformation）の推進 ・脱炭素経営への取組 ・ゼロカーボンシティの表明から実現へ ・地域脱炭素の推進 ・デコ活の推進 ・気候変動の国際交渉 ・JCM・都市間連携事業 ・環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 	 環境省
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・補助・支援 ・横浜市脱炭素ポータルサイトの開設 ・横浜市温室効果ガス排出状況の公表 ・地球温暖化対策に関する計画等の策定と実行 ・SDGs未来都市（“SDGs Future City”） ・普及啓発「ブルーカーボン他」他 ・かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト 等 	 横浜市脱炭素ポータル

引用:首相官邸・環境省・横浜市の各ホームページより作成

5 エシカル消費

エシカルって！？

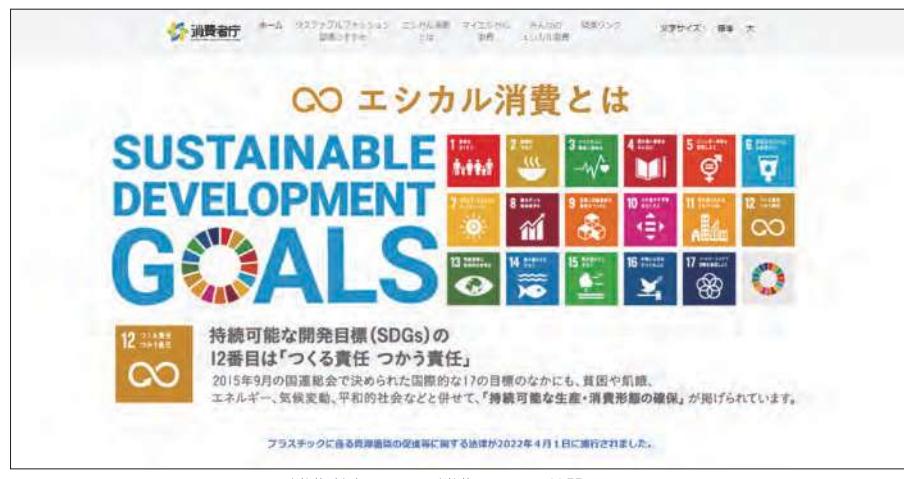
「エシカル(Ethical)」とは「倫理的な」「道徳上の」という意味です。いまでは、人や環境や社会や地域に配慮した考え方、行動のことを指します。エシカルは、いろんな名詞と組み合わせて使われています。中でも「エシカル消費」は近年、環境問題の解決に向けて注目されているエシカルです。

エシカル消費	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境、動物に配慮した消費行動
エシカルファッショ	環境問題のみならず労働問題や社会問題にも配慮したうえで素材を選び、生産し、販売までを行っているファッショ
エシカルフード	環境や社会に配慮した食品を指し、無農薬、有機栽培で育てられた野菜やフェアトレード食品、食品ロスを減らすアップサイクル食品など
エシカルジュエリー	人や環境、社会に配慮した持続可能な素材を用いて作られたジュエリー

引用：消費者庁 エシカル消費に関する特設サイトおよびELEMINTIST Webサイト「エシカル食品って何？」一般財団法人環境イノベーション情報機構「環境用語集」をもとに作成

エシカルの始まりは、1989年にイギリスの専門誌『エシカルコンシューマー:Ethical Consumer』が創刊されたことです。日本では、2015年に消費者庁を中心に「倫理的消費」調査研究会が設置され、全10回の開催を経て、2017年4月に『「倫理的消費」調査研究会取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～』が公表されました。

そして、消費者庁を主体に「エシカル消費に関する特設サイト」が開設されました。目的は、様々な主体と連携を図りながら更なる普及・啓発に取組むことです。SDGsの17の目標でエシカルを表しているのは、12番目の「つくる責任・つかう責任」です。



消費者庁特設サイト

エシカルな消費

私たちは生活する中でいろんなモノを買ひ、使い、いらなくなったら処分しています。いらなくなつたモノの多くは、可燃ごみや燃えないごみ、粗大ごみとして捨てられています。商品を購入するときやサービスを選択するときは、必要かどうか、環境に配慮されているか、使ったあとにリユースやリサイクルできるかを判断するようにしましょう。

エシカル消費の実践的場面の例

- 商品・サービスを選択するとき
 - 誰が、どこで作ったのか
 - お店までどのように運ばれてきたのか
 - 地球環境に配慮されているか
 - 人の暮らしを守って作られているかなどを確認して選ぶ
- 買物をするとき
 - 必要な人が他にもいることを想像する
 - 必要な分だけを買う
- 買ったものを使う・処分するとき
 - いらなくなつたらリユース・リサイクル
 - 壊れても修理するなど長く使う

6 廃プラスチックのリサイクル

廃プラスチックの利用方法は大きく分けると3種類でリサイクル技術を駆使した再生利用と熱回収です。日本のリサイクルは、熱回収が中心で原材料などにするマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルは低いと言われています。一方でプラスチックのリサイクルは課題もあります。

廃プラスチックの利用方法

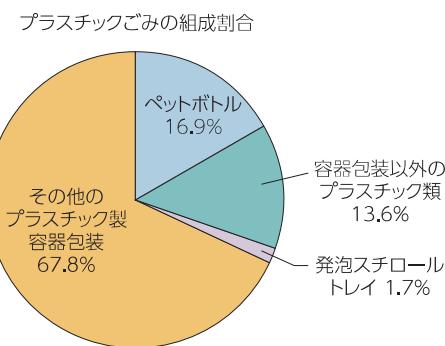
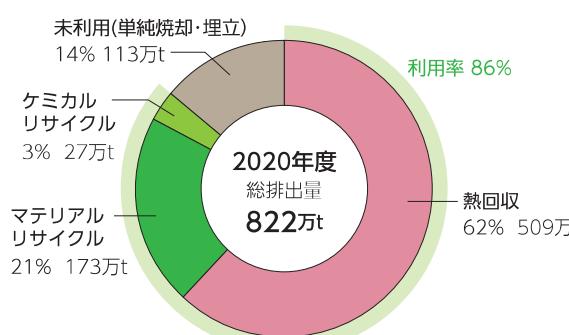
それぞれの方法からどんな製品や用途に利用されているか見てみましょう。

利用方法	手法／用途	主な製造物
マテリアルリサイクル (材料リサイクル) 廃プラスチックを原料として プラスチック製品を作る方法	プラスチック原料化 プラスチック製品化	作業着/ユニフォーム/シャツ/トレー/文具/洗剤用ボトル/飲料用ボトル/パレット/コンテナ/ベンチ/フェンス/遊具/建設資材/公園・道路・鉄道・農林水産関係の用品や施設/自動車部品など
ケミカルリサイクル (化学的リサイクル) 廃プラスチックを化学的に処理し 他の化学物質に転換する方法	原料・モノマー化 高炉原料化 コークス炉化学原料化 ガス化 油化	ボトル to ボトル (ボトルからボトルへの再生) 製鉄所で使う還元剤 コークス、炭化水素油、コークス炉ガス 水素/メタノール/アンモニア/酢酸などの化学工業原料/燃料 生成油、燃料
熱回収	固体燃料化 セメント原・燃料化 ごみ焼却熱利用・発電	固体燃料RPF (Refuse derived paper and plastics densified Fuel) セメント製造時の原燃料 温水 (温水プール、浴場) 、暖房、電気など

引用：一般社団法人 プラスチック循環利用協会『プラスチックリサイクル 8つの「?」』をもとに作成

日本の廃プラスチックのリサイクル率と組成割合

2020年の日本の廃プラスチックの利用率は86%です。利用の中で熱回収が最も高く62%で、リサイクル率は24%と高くありません。



引用：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査（2020年度）」をもとに作成

プラスチックをリサイクルするまでの環境配慮

プラスチックはとても便利ですが、その便利さと用途のために添加剤(化学物質)が使われています。硬くする、柔らかくする、酸化しないようにするなど、特性を出すための添加剤は数多くあります。1996年に東京都杉並区で廃プラを圧縮梱包する施設から有毒ガスが発生し、地域住民に健康被害「杉並病」が発生しました。これはプラスチックに含まれる化学物質が揮発し、拡散したのが原因です。2004年には大阪寝屋川市でも同様の健康被害「寝屋川病」が発生しました。行政と事業者は、廃プラスチックのリサイクル施設を計画する場合には住民との対話を実施し、十分な環境影響評価と住民の理解を得ることが必要です。



廃プラによるリサイクル公害の健康被害を訴える書籍と特集誌



化学物質による環境汚染を考える会

7 ゼロ・ウェイスト (Zero Waste)

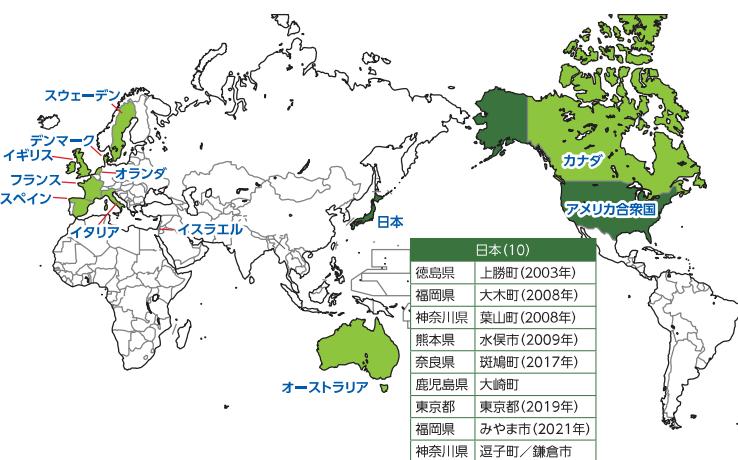
ゼロ・ウェイスト(Zero Waste)は、ごみを出さないようにする取り組みです。世界で初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」をしたのはオーストラリアの首都キャンベラ市です（1996年）。日本では、徳島県の上勝町が最初に宣言しました。

ゼロ・ウェイストを宣言した自治体

これまでに12カ国から37の自治体が宣言しました。

日本は10の自治体が宣言しており、世界の中ではゼロ・ウェイストの意識が高いと言えます。

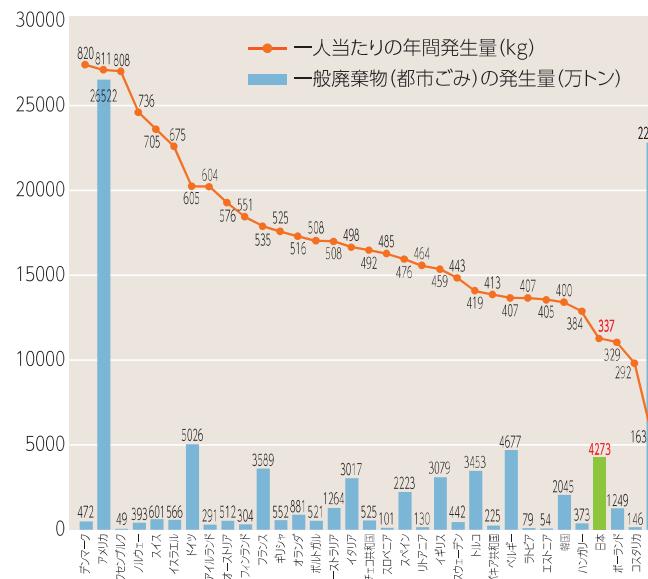
世界各国(27)	
アメリカ合衆国(11)	オークランド/ボストン/ロサンゼルス/ニューヨーク/フィラデルフィア/ポートランド/サンフランシスコ/ワシントンDC/ニューベリーポート/サンノゼ/サンタモニカ
イギリス(2)	ロンドン/ウェールズ
カナダ(3)	モントリオール/バンクーバー/トロント
オーストラリア(2)	メルボルン/シドニー
デンマーク(1)	コペンハーゲン
スウェーデン(1)	ストックホルム
イタリア(1)	ミラノ
フランス(1)	パリ
オランダ(1)	ロッテルダム
スペイン(2)	カタロニア/ナバラ
イスラエル(1)	テルアビブ・ヤфф



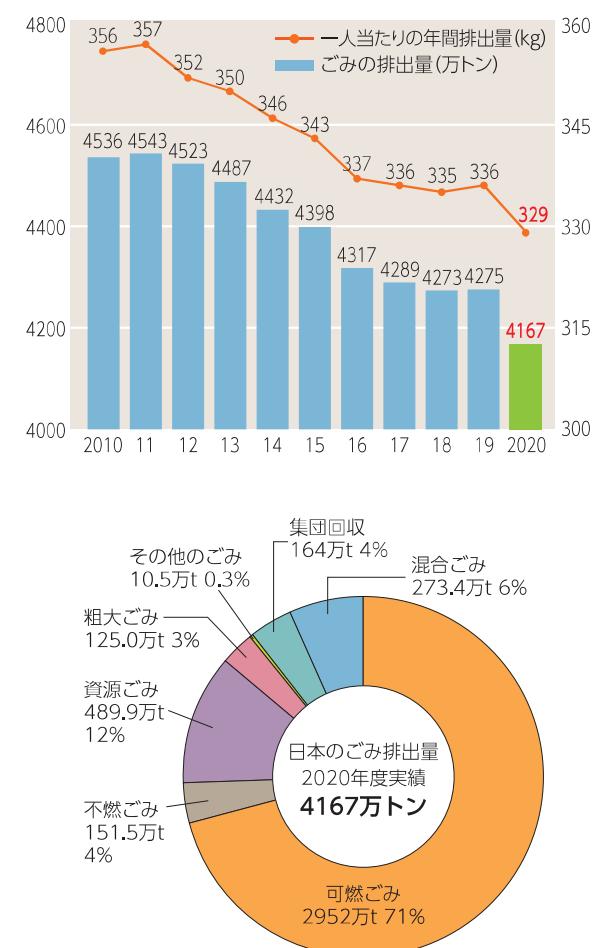
引用: Life Hugger ホームページ「世界のゼロウェイスト宣言都市まとめ・一覧」より作成

ごみ発生量の国際比較と日本の状況

2018年のごみ発生量を国別にみると、日本は4番目に多い4,273万トンです。これを一人当たりでみると逆に4番目に少ない337キログラムです。日本は3Rを推進することで、ごみの発生を抑えてきました。2020年度(令和2年度)は、これまでにもっとも少ない4,167万トンでしたが、混合ごみと可燃ごみはまだ多いのが現状です。



引用: OECD加盟国一般廃棄物(都市ごみ)の発生量と一人当たりの発生量(2018年)
OECD2018年データをもとに作成 ※中国は中国国家統計局の公表データを引用



引用: 環境省「ごみ搬入量の状況(令和2年度実績)」をもとに作成

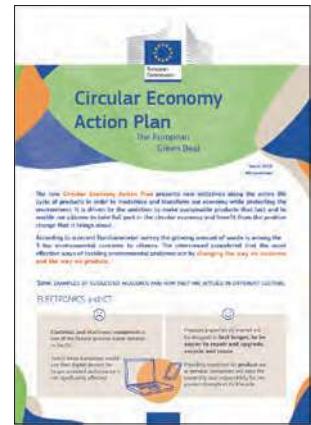
8 修理する権利

EU や米国では、消費者が所有する製品を法定保証の対象か否かにかかわらず製造事業者が一定の条件で修理を義務付ける法規制を導入しています。それが「消費者の修理する権利」です。これは、まだ使える製品の廃棄や買い替えを抑制することで、さまざまな環境負荷の低減を抑え同時に修理をベースにした新しいビジネス創出が期待されます。

I EU 欧州委員会

EU は、2023 年 3 月 16 日「循環型経済行動計画」にもとづく持続可能な製品政策の枠組みとして「商品の修理を促進する共通規則に関する指令案」を発表しました。消費者は、製品の修復や耐久性などに関する情報を入手でき、製品をできるかぎり長く使うことができるようになります。

- メーカーに修理義務（事由による修理義務免除有り）
- 消費者に対する修理義務の通知と情報の提供
- 修理事業者への部品や必要情報の提供



[循環型経済行動計画]

この政策により生産と販売による温室効果ガスの排出削減量は 15 年間で 1,850 万トン、資源は 180 万トン、廃棄物は 300 万トンが削減されると推定されています。

I アメリカ合衆国

ニューヨーク州は、2023 年 7 月 1 日より修理する権利が規定された「デジタル公正修理法」を施行しました。法律は、すべてのメーカーに対して、消費者と独立した修理事業者がデジタル電子製品を修理できるように義務付けました。

- メーカーは、消費者、修理事業者に対して部品や特殊工具の販売をしなければならない
- メーカーは、修理情報を提供しなければならない
- メーカーは、ソフトウェア、ファームウェア等の機能へのアクセスを提供しなければならない

引用：ニューヨーク州「デジタル公正修理法：Digital Fair Repair Act」をもとに作成

マイクロソフト、アップル、グーグルなどは一部製品の修理方法や修理マニュアルを公開、部品や修理キットの提供を行っています。

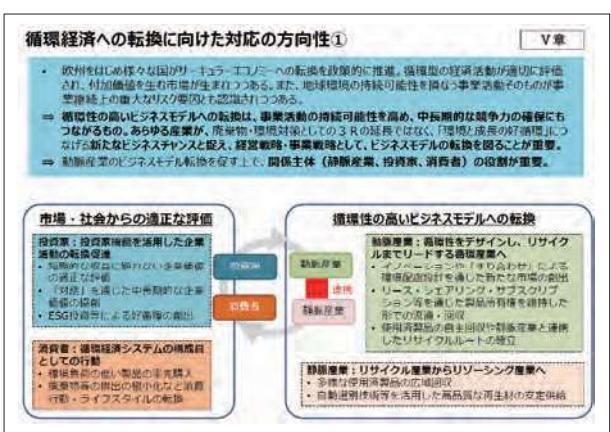
引用：アップル「セルフサービス修理ストア」<https://www.selfservicerepair.com/en-US/home>



[アップル製品のセルフサービス修理ストア]

I 日本

2020 年の「循環経済ビジョン 2020」と 2022 年の「循環経済工程表 2050 年の循環型社会に向けて」では、欧米のような「修理する権利」は盛り込まれていません。2050 年カーボンニュートラルの必達に向けて、消費を喚起する商習慣から、持続可能な製品政策に消費者の権利を含めて取り組むことを期待するところです。



[循環経済ビジョン 2020 (概要)]

7

地域のお店・事業者・業界団体・国が定める指定法人

1 地域のお店・事業者

市内には、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リペア（修理）など家庭から出るいらなくなつたモノをごみにしない事業に取り組む事業者、団体が多数あります。ここでは、主なリユース・リサイクルショップ、地域に根付いた回収事業者、修理・修繕事業者、リサイクル事業者を紹介します。

【事業者紹介の見方】 「○」は事業の範囲を表す

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○	○	○	○	○

残置物の処理、管理、紹介、活用、解体など

片付け・仕分け、不要品の買取り・引取り・適正処分

不要品の買取り・引取り、リサイクル（マテリアル・ケミカル、熱回収）、適正処分

家電、家具、雑貨、衣類、寝具、建具などの修理・修繕

不要品の買取り・引取り

事業者へ依頼する際のご注意

- 事業者の情報はインターネットや広告、チラシ、地域新聞等をもとにしています。依頼される時期によっては情報が更新されている場合がありますのでご注意ください。
- 掲載情報は2023年8月までのものです。
- 依頼された際に生じたトラブル等にはNPO法人国際環境政策研究所は一切関与しません。
- 不要品の回収のトラブル等はJRRC（☎ 03-3539-2707）へおかけください。

神奈川県内で展開の地元企業!



ワットマン

横浜市内に17店舗、国内海外に61店舗展開する東証スタンダード上場企業。

店頭買取・宅配買取・出張買取・法人買取

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	○

- 専門査定士がしっかり査定
- 他店で買取できないものも買取ります!
- 国内でリユースできないものは海外直営店でリユース・エコ活動に協力!

本社 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-27-13

代表取締役社長 川畠 泰史

☎ 0800-800-8107(買取り)

□ 10:30～20:00

□ 店舗による



古物商許可番号第451480000321号
日本流通自主管理協会加盟

ゲーム・ホビー・ソフトは駿河屋!



駿河屋

全国約100店舗展開中!
リユースを生活のベースに!

店舗買取・通信買取(宅配便)

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○		

- 「スマ得買取」で査定時間短縮と適正・高価格!
- 「020 買取サービスあんしん持込」はネットで事前査定、店舗で買取り!
- 「かんたん買取」は詰めて送るだけ!

市内に多店舗展開中

運営 (株)エーツー

代表取締役社長 杉山 純重

☎ 電話・営業時間は店舗へ

□ 店舗へ要確認



本社 静岡県静岡市駿河区丸子新田317-1
古物商許可証第491140002748号

売って、買って、楽しい



トレジャーファクトリー

持ち主に必要がなくなったモノにもう一度価値を与え、世の中に送り出していく工場の役割を果たしたい。

店頭買取・宅配買取・出張買取

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	

- 予約不要でまとめて売れる
- 引越しと出張買取が同時にできる
- WEBで申込み、自宅から送るだけ
- 見積りだけでも大歓迎!

市内に多店舗展開中

(株)トレジャーファクトリー

代表取締役社長 野坂 英吾

☎ 電話・営業時間は店舗へ

□ 店舗へ要確認



本社 東京都千代田区神田練塀町3 大東ビル2F
古物商許可番号第306689505009号

本以外もお売りください



ブックオフ

選べる4つの買取方法

- ・店頭に持ち込んで貰取り
- ・自宅へ訪問して預かり査定
- ・宅配便を使って貰取り
- ・自宅へ訪問してその場で査定買取

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○	○*	○	○	

- 店頭で1点1点安心査定!
- 宅配はらくらくwebでお申し込み!
- 出張無料! 買取りはその場でお支払い
- 修理はジュエリーに対応!

※ジュエリー限定

横浜市内に21店舗を展開

運営 ブックオフグループホールディングス株



代表取締役社長 堀内 康隆

電話・営業時間は店舗へ

店舗へ要確認

本社 相模原市南区古淵2-14-20
古物商許可番号第452760001146号

JRRC会員・遺品整理専門業者



第一回収(株)

横浜市で不要品のリユース＆リサイクル・遺品整理・ゴミ屋敷の片付けを始めて10年以上です。片付けで出たごみは地域の許可業者と連携して適法・適正に処理していますのでご安心ください。

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	○

- リユースできないものも引き取り
- 遺品整理は事前に現地確認
- 書面を発行します
- ごみは許可業者へコーディネート

横浜市港北区高田西4-23-11-502

代表取締役 岡澤 芳光

☎ 0120-996-409

営 24時間受付

休 不定期・年末年始



古物商許可番号第451450015040号

貨物軽自動車運送事業届出事業者

JRRC 遺品3Rディレクター

女性の視点でセミナーも開催



アメイジー(株)

長年使ってきましたモノの整理は、愛着もあり簡単ではありません。私たちは、お客様の利益保護を重視し、その方の人生に敬意を持って作業を致します。

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	○

- 廃棄物処理業界で営業経験有り
- モットーは、捨てるを伴うお片付け
- 手放し方、捨て方、いらないモノの活かし方をアドバイス

横浜市青葉区美しが丘1-13-10-107

代表取締役 古川 めぐみ

☎ 045-624-8272

営 9:00～18:00

休 不定期・年末年始



古物商許可番号第451450016922号

整理収納アドバイザー1級

環境カウンセラー/環境プランナー

ガイアの夜明けに登場!



福招商会

川崎を拠点に横浜市をエリアに地域に根付いた事業を展開しています。2022年にはガイアの夜明けに取り上げていただきました。

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	○

- 異業種の定期的な交流に参加
- 不要品はごみにしない
- ごみは許可業者へコーディネート
- 法令遵守をモットーに展開

川崎市麻生区細山4-26-1-103

代表 加藤 敬太

☎ 044-954-9337 / 090-3128-8848

営 9:00～18:00

休 不定期・年末年始

古物商許可番号第452490001767号
調査届出第45080007号
JRRC 遺品3Rディレクター

地域密着・夫婦経営の便利屋さん



エコロジカル

夫婦で便利屋を営んでいます。いらなくなってしまったモノの無料回収から、引っ越し、木の伐採、生前整理、遺品整理などご自宅の困りごとの解決をお手伝いします。



リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	○

- 無料回収エリアは1点から引き取り
- 色々な不要品回収に対応!
- 空き家の片付けに対応!
- LINEから依頼OK

横浜市旭区

代表 中村 亮介

☎ 070-6470-5929

営 9:00～17:00

休 年中無休

古物商許可番号第452750016769号
JRRC 遺品3Rディレクター

休日は釣りに行く日



川崎リサイクルゴーゴー

地域を絞っているのでスグに伺えます! 不用品回収と同時に、家電の買取りもOK。お気軽にご相談ください。

リユース	修理	リサイクル	片付	空家
○		○	○	○

- 損害賠償保険加入
- 土日祝日も対応!(釣り以外)
- ハウスクリーニング・リフォーム対応します

横浜市都筑区茅ヶ崎南2-14-23-201

代表 本多 松治郎

☎ 080-4150-5355

営 7:00～22:00

休 不定期(釣りに行く日)

古物商許可番号第451930006775号
貨物軽自動車運送業届出事業者
解体工事業登録/遺品3Rディレクター

注)掲載の事業者は、掲載の同意を得たところのみです。

2 全国展開している主なリユース・リサイクル業者

不要品の買取りを依頼する場合は、まず店舗へ買取りを依頼する不要品を取り扱っているかを確認するようにしましょう。

※順不同

リユース・リサイクルショップ	主な取り扱い商材
ブックオフ・ブックオフプラス ブックオフバザール	 本・メディア・バザールは生活用品全般
トレジャーファクトリー	 生活用品全般
2ndストリート	 生活用品全般
GEO ゲオ	 メディア・ゲーム機・携帯電話・パソコン・本など
駿河屋 ブックマーケット	 メディア・ゲーム機・携帯電話・パソコン・本・おもちゃ・フィギュアなど
おいくら	 生活用品全般
KOMEHYO コメ兵	 宝石・ブランド品・貴金属・洋服・着物・カメラ・ギターなど
カメラのキタムラ	 カメラ・交換レンズ・カメラ用品・スマートフォン・腕時計など
エコリング	 生活用品全般
ハードオフ	 家電製品・携帯電話・パソコン・カメラ・楽器・メディア・ゲーム機・電動工具など
オフハウス	 家具・生活雑貨・ギフト・スポーツ用品・アウトドア用品・洋服・ブランド品・貴金属など
ホビーオフ	 トレカ・ラジコン・フィギュア・おもちゃ・鉄道模型など
モードオフ	 洋服・ファッショングッズ・ブランド品・貴金属・腕時計など
大黒屋	 宝飾・ブランド品・貴金属・携帯電話・電動工具・楽器・骨董品・チケット・酒類・家電など
タックルベリー	 釣り具用品
なんばや	 宝飾・ブランド品・洋服・骨董品など
ゴルフキッズ	 ゴルフ用品
アップガレージ	 カー用品・バイク用品・自転車・自転車用品・電動工具など

生活用品全般：洋服・服飾雑貨・家具・家電・携帯電話・ホビー用品・アウトドア用品・スポーツ用品・楽器・自転車・金券・商品券・貴金属・ブランド品など

③ 横浜市の資源循環局事務所・持込み施設等

横浜市が運営している施設には、資源物を持ち込むことができるよう回収箱が設置されています。最寄りの施設では何を回収しているかチェックしてみましょう。

| 資源物の直接持ち込み 各区の資源循環局事務所「センターリサイクル」

各区の資源循環局事務所に資源物を持ち込むことができます。生ごみや引越しごみ、剪定枝などは持ち込めません。



持込時間：月 - 土 9:00 ~ 16:00 (注意) 11:30 ~ 13:30 は持ち込めない

回収しているもの
※施設へ要確認

- ①古紙（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）
- ②古布
- ③プラスチック製容器包装
- ④缶・びん・ペットボトル（飲料・食料用）
- ⑤小さな金属類
- ⑥乾電池
- ⑦スプレー缶
- ⑧燃えないごみ

- ⑨小型家電（サイズ30cm×15cm）
- ⑩インクカートリッジ

区	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区小野町39	045-502-5383
神奈川区	神奈川区千若町3-1-43	045-441-0871
西区	西区浜松町11-4	045-241-9773
中区	中区錦町11-2	045-621-6952
南区	南区睦町1-1-2	045-741-3077
港南区	港南区日野南3-1-2	045-832-0135
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区狩場町355	045-742-3715
旭区	旭区白根2-8-1	045-953-4811
磯子区	磯子区新磯子町6	045-761-5331
金沢区	金沢区幸浦2-2-6	045-781-3375
港北区	港北区大豆戸町1238	045-541-1220
緑区	緑区長津田みなみ台5-1-15	045-983-7611
青葉区	青葉区市ケ尾町2039-1	045-975-0025
都筑区	都筑区平台27-2	045-941-7914
戸塚区	戸塚区川上町415-8	045-824-2580
栄区	栄区上郷町1570-1	045-891-9200
泉区	泉区和泉町5874-14	045-803-5191
瀬谷区	谷区二ツ橋町548-2	045-364-0561



資源循環局戸塚事務所



センターリサイクル



小型家電回収ボックス



フードドライブ回収ボックス



瀬谷区役所

| 古紙・古布の持ち込み 区役所(一部)・総合庁舎・地区センター・スポーツセンター

各区の区役所・総合庁舎・地区センター・スポーツセンターなどに資源回収ボックスが設置されています。

持込時間：各施設の開館時間中

回収しているもの
※施設へ要確認

- ①古紙（新聞、雑誌・その他の紙、紙パック）
 - ②古布（古着、古繊維、タオル、シーツ）
- (注意) 段ボールは出せない



| インクカートリッジの持ち込み

各区の区役所・総合庁舎・地区センター・スポーツセンター・ケアプラザ・図書館・行政サービスセンターなどに回収箱が設置されています。持ち込む前に施設を確認しましょう。

持込時間：各施設の開館時間中

回収対象のメーカー

キヤノン エプソン ブラザー H.P



はじめに

リユース
(再使用)する

修理・修繕・
補修する

リサイクルする

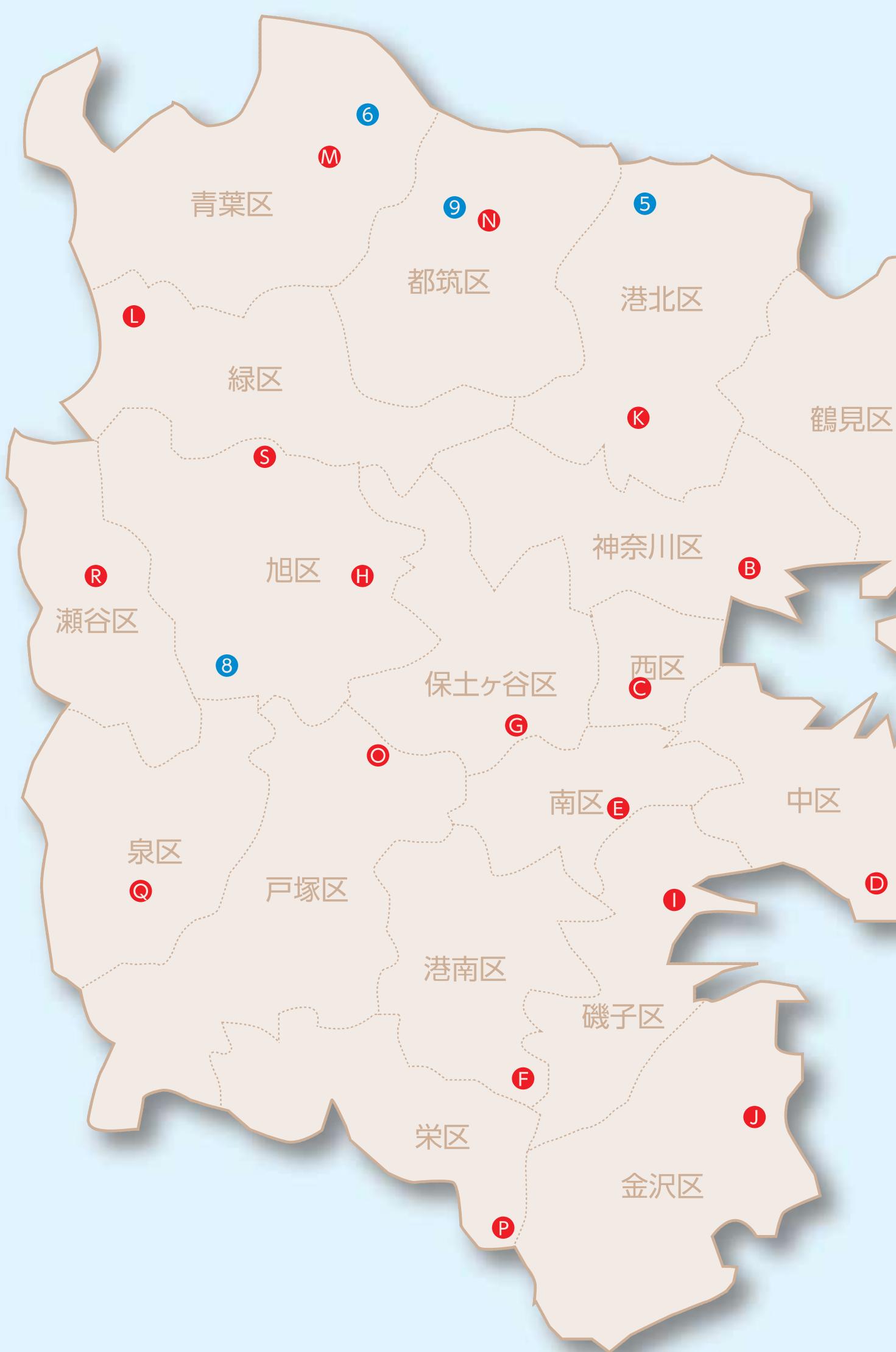
片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者
が定める指針
団体

法律の豆知識



4 地域の主な事業者・資源循環局事務所マップ

区	地域の事業者	区	資源循環事務所
①	ワットマン	A	鶴見事務所
②	駿河屋	B	神奈川事務所
③	トレジャーファクトリー	C	西事務所
④	ブックオフ	D	中事務所
⑤	第一回収(株)	E	南事務所
⑥	アメイジー(株)	F	港南事務所
⑦	福招商会	G	保土ヶ谷事務所
⑧	エコロジカル	H	旭事務所
⑨	川崎リサイクルゴーゴー	I	磯子事務所
		J	金沢事務所
		K	港北事務所
		L	緑事務所
		M	青葉事務所
		N	都筑事務所
		O	戸塚事務所
		P	栄事務所
		Q	泉事務所
		R	瀬谷事務所
		S	北部事務所

- ① ワットマン
(横浜市内に多店舗展開)
- ② 駿河屋
(横浜市内に多店舗展開)
- ③ トレジャーファクトリー
(横浜市内に多店舗展開)
- ④ ブックオフ
(横浜市内に多店舗展開)
- ⑦ 福招商会
(川崎市)

はじめに

リユース
(再使用)する

修理・
修繕・

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者団体
国が定める指定法人

法律の豆知識

5 主な企業・業界団体の紹介

アメイジー株式会社

アメイジー社は横浜を拠点に片付け、遺品整理、リユース・リサイクル事業を展開している。代表の古川めぐみさんは環境省の環境カウンセラーの一面もあり、片付けて生じる値段の付かないものを寄付、また、ごみにしない取り組み、再資源化、リサイクルの必要性を各地の自治体等で講演を行っている。ごみは少なく、かつ適法、適正処理を遵守した事業だ。



片付けや遺品整理では、食品・日用品・タオル・衛生用品・衣類・布団・本・介護用品・雑貨・文房具など、実に多くの捨てるにはもったいないモノが出てくる。そのほとんどが買取りできず、再使用も難しいため多くの片付け・遺品整理事業者ではごみとして処分されているという。

アメイジー社は、これらをごみとして処分せずに必要なところへ寄付する取り組みに力を入れている。福祉と環境のマッチング支援でモノと人と思いの繋りと笑顔を生み出している。



福祉施設や団体等への寄付



食品



衣類



日用品



寝具

他に小物・アクセサリー類をリメイクやアップサイクルする取り組みも行っている。それが、『Blue old River : BOR』だ。女性ならではの視点で工芸品やアート作品へと価値を与える。

※ 2023年9月現在、本業と寄付の取り組みが忙しくイベントは休止中。



値段の付かない小物・アクセサリーを使ったプロダクト

女性目線のお片づけ
遺品 & 生前整理
不動産・空き家整理



古川めぐみ 代表

アメイジー社は、お客様の資産や権利を守るお片付け、断捨離、遺品整理、生前整理、年末の大掃除等のお手伝いと心の整理と一緒に考えてくれる存在である。

アメイジー株式会社

神奈川県横浜市青葉区美しが丘 1-13-10-107



一般社団法人日本リユース・リサイクル事業者組合

日本リユース・リサイクル回収事業者組合（JRRC）は、小型家電リサイクル法の附帯決議にある「地域に根付いた回収業者の有効活用」を図る唯一の業界団体である。いらなくなつたものを有償無償にかかわらず、法律に則した形で回収する方法を定めたガイドラインを作成し、法令遵守に取り組んでいる。片付けや遺品整理等においては、独自の資格を設け、毎年講座を開催している。

設立は2013年12月。不要品回収事業者の有志が一同に集い、初代代表理事に家電リユース協議会の代表を務めた岩瀬勝一氏が選ばれた。2023年3月31日現在の会員数は478（法人167、個人事業主311）で業界最大である。

設立後、掲げた法令遵守を形にしたのが『リユース及びリサイクル品の回収に関するガイドライン』だ。作成には、関係省庁との意見交換や他団体との面談を実施するなどして、約1年を要した。特に消費者との取り引きを明確にするための『見積・売買契約書兼古物台帳』を作成し、消費者に不利益とならないためのしくみの構築に力を入れた。これこそ、悪質な事業者との差別化を図るとともに消費者との信頼関係を築くものである。

2017年には、遺品整理に特化した『遺品3Rディレクター』資格制度を立ち上げた。重点に挙げた法律は、民法、消費者契約法、特定商取引法、古物営業法、廃棄物処理法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、個人情報保護法などで「基礎編」「実務編」「法令の基礎と遵守」の3部構成となっている。

JRRCは、ブックオフと連携し、首都圏を中心に遺品整理を拡大させている。消費者の求めに対して、法令遵守を徹底し、適切なサービスの提供を心掛けている。また、行政との信頼関係を構築している。

**一般社団法人
日本リユース・リサイクル回収事業者組合**
東京都港区虎ノ門1-16-9 双葉ビル301



回収ガイドライン／遺品整理テキスト



設立総会の様子



見積・売買契約書兼古物台帳



取引を明確にする各種帳票類



資格講座の様子



堀越 雄二 代表理事

NPO 法人 RUM アライアンス

自動車リサイクルの事業者で構成する NPO 法人 RUM アライアンスは、自動車の解体現場の見学受け入れ事業を行っている。目的は、自動車リサイクル法に則って、使用済み自動車の適正な解体と資源循環を現場から伝えることである。自動車には多くの資源が使われており、それを再使用、再生利用すること及び、有害なものを適正に処理することは自然環境の保護と資源確保につながる。



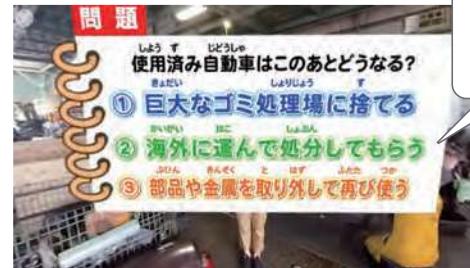
工場見学の様子

見学は、現地工場と動画等を使ったオンラインで実施している。現場の作業員からの説明、重機(ニブラ)を使ったハーネス(線材)の取り外し、ボディの解体は圧巻である。

ニブラを使った繊細で迫力ある解体



学校の教室や会議室からオンライン見学



クイズ形式で
リサイクルを学習

360 度カメラ
による動画で
臨場感たっぷり



自動車リサイクル学習用小冊子／新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン



2023 年 8 月末現在の工場見学ができるところは全国 28 か所で、RUM アライアンスの工場見学 Web サイト「自動車リサイクル工場見学紹介」で探すことができる。

NPO 法人 RUM アライアンス
東京都中央区銀座 6 丁目 6-1
銀座風月堂ビル 5F



工場見学はこちらから



赤須 洋一郎 代表理事

6 日本国内の主なリユース・リサイクルに関する団体

リユース・リサイクルの業界団体は、取り扱っている製品や遺品整理などのサービスによっていくつかあります。

※順不同

一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション

神奈川県高座郡寒川町一之宮4-26-28
代表理事 江川 健次郎
☎ 0467-75-8555 営 10:00~18:00
設立 2006年7月
会員 6,500社

QRコード

“皆で守ろう地球環境”をテーマとし、営利を目的とせず、国民、社会に貢献してリユース業界の地位向上を目指す



一般社団法人日本リユース機構

東京都千代田区内神田2-8-2 片山ビル1F
代表理事 波多部 彰
☎ 03-3525-8443
営 10:00~18:00
設立 2006年8月31日
会員 一

QRコード

リユースの促進に向けた政策提言、家財評価アドバイザー資格の普及、製品のリコール情報の提供



一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合

東京都港区虎ノ門1-16-9 双葉ビル301
代表理事 堀越 雄二
☎ 03-3539-2707 営 10:00~17:00
設立 2013年12月20日
会員 正会員443 賛助会員7 特別法人会員6
登録会員1621 (2025年7月現在)

QRコード

法令遵守を大原則とした回収ニーズへの対応、3Rの促進、不適正処理・不法投棄の防止及び生活環境の維持向上を行政と協調し、実施



一般社団法人日本ITAD協会

東京都中央区銀座8-18-1 銀座木挽町ビル7F
代表理事 及川 信之
☎ 03-3248-5670 営 一
設立 2006年7月4日
会員 正会員A 12社 正会員B 22社 正会員C 13社
賛助会員 3 (2025年7月現在)

QRコード

ITAD 業界の取り纏め、資源消費の抑制と環境負荷の低減化が可能となるリユース・リサイクルを推進し、サステナブルな社会の構築に貢献



一般社団法人プラスチック循環利用協会

東京都中央区日本橋茅場町3-7-6
茅場町スクエアビル9F
代表理事(会長) 岩田 圭一
☎ 03-6810-9146 営 平日
設立 1971年12月
会員 正会員17 3団体
賛助会員5社 4団体 (2025年6月現在)

QRコード

廃プラスチックの循環利用に関する調査研究、プラスチックのライフサイクル全体での環境負荷低減、プラスチック関連産業の健全な発展、社会の持続的発展の構築に寄与



一般社団法人太陽光パネルリユース・リサイクル協会

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 10番8号
代表理事 濱田 篤介
✉ info@sp2ra.jp 営 一
設立 2022年11月1日
会員 会員71 連携団体1 (2025年7月現在)

QRコード

使用済み太陽光パネルの適切なリユース・リサイクルの啓発活動と様々な主体と課題解決を幅広く展開し、適切なリユース・リサイクルスキームを確立する



引用:各団体のホームページをもとに作成

7 その他の主なリユース・リサイクルに関する団体

主な事業分野	団体名称	住所・連絡先等
生活用品等のリユース・リサイクル	一般社団法人 日本リユース業協会	東京都港区虎ノ門 3-11-12 虎ノ門水野ビル 5F ☎ 03-6435-6035
タイルカーペットのリユース	一般社団法人 日本カーペットタイルリセット協会	東京都日野市上田 129-1 (株)富士管理内 ☎ 042-589-2230
携帯端末の修理	一般社団法人 携帯端末登録修理協議会	東京都豊島区駒込 2-3-10 電波会館 4F ☎ 03-5972-4831
ファッション	一般社団法人 日本リ・ファッショナ協会	東京都墨田区東向島 1-22-2
食品ロス削減	一般社団法人 食品ロス・リボーンセンター	東京都千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクウェア1132
使用済みパソコン	一般社団法人 パソコン3R推進協会	東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 7F ☎ 03-5282-7685
鉄リサイクル	一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会	東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館内 ☎ 03-5695-1541
小型家電リサイクル	一般社団法人 小型家電リサイクル協会	神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6 ☎ 044-379-4465
自動車リサイクル	一般社団法人 日本自動車リサイクル機構	東京都港区新橋 3-2-2 ラヴィーナ新橋 5F ☎ 03-3519-5181
ガラス再資源化	一般社団法人 ガラス再資源化協議会	東京都港区六本木 3-4-24 六本木足立ビル 203号室 ☎ 03-5775-1600

引用:各団体のホームページをもとに作成 (2023年11月現在)

7 国が定める指定法人

法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人「指定法人」がリサイクル法でも定められています。

主な法律	名称	住所・連絡先等
自動車リサイクル法	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11F ☎ 03-5733-8300
家電リサイクル法	一般財団法人 家電製品協会	東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル5F
容器包装リサイクル法 プラスチックリサイクル法	公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2F ☎ 03-5532-8597

引用:各団体のホームページをもとに作成 (2023年11月現在)

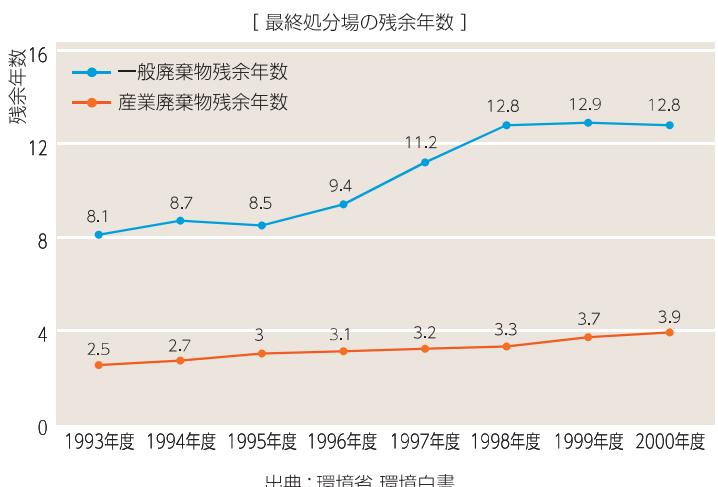
8 法律の豆知識 ~ 環境と消費に関する主な法律 ~

1 循環型社会形成推進基本法

日本に循環型社会を形成することを目的とした法律「循環型社会形成推進基本法（循環法）」が成立したのは平成12年（2000年）の5月。同年6月に施行された。廃棄物を焼却し、最終処分場に埋め立てをすることから3Rの推進に大きく転換させた。

ひっ迫する最終処分場の残余年数

1990年代、当時の日本は、毎年大量に排出される廃棄物が深刻な社会問題となっていました。増え続ける廃棄物を埋め立てるための最終処分場の残余年数は、残り11年余りと非常にひっ迫していました。一方で、リサイクルは低迷していました。



出典：環境省 環境白書

「循環型社会」への移行

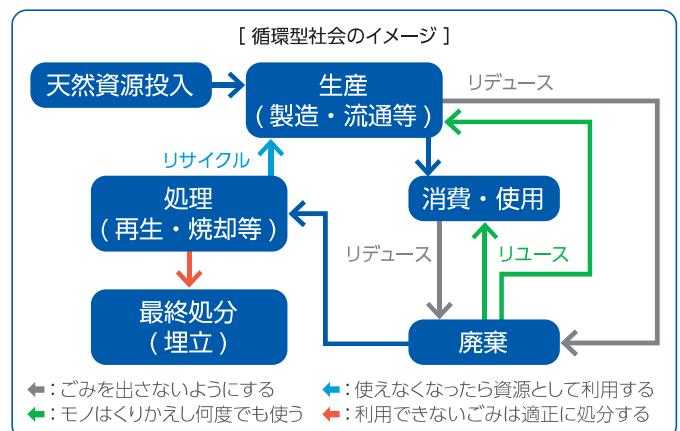
そこで国は、物質循環を確保し、環境への負荷を低減することを目的とした法整備を行いました。

それが「循環型社会形成推進基本法」です。物質循環の環を形成し、環境保全上隙間のない包括的なシステムの中に「循環型社会」を据えました。事業者には排出者責任と拡大生産者責任の考え方を取り入れられました。

循環型社会の形成に関する基本的施策

国は、法律で定める基本原則にのっとり、基本的・総合的な施策である「循環型社会形成推進基本計画」を5年ごとに策定し、実施しています。

地方公共団体も同様の施策を策定し、実施しなくてはなりません。横浜市は「横浜市 循環型社会形成推進地域計画」を策定し、実施しています。



循環型社会の形成に関する基本的施策

- 発生の抑制のための措置
- 適正な循環的利用・処分のための措置
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障の防止
- 発生の抑制等に係る経済的措置
- 教育及び学習の振興等
- 民間団体等の自発的な活動の促進など

責務

国

- 基本的・総合的な施策の策定と実施

地方公共団体

- 循環資源の循環的な利用と処分のための措置の実施
- 自然的・社会的条件に応じた施策の策定と実施

事業者

- 循環資源の適正処分(排出者責任)
- 製品、容器等の設計工夫、引取り、循環的な利用等(拡大生産者責任)

国民

- 製品の長期使用
- 再生品の使用
- 製品等の廃棄抑制
- 分別回収への協力
- 循環型社会形成への実施と協力

2 廃棄物処理法

ごみを捨てるとき、不要品をごみとして捨てるときは常に廃棄物処理法が関わってくる！

雑貨や家具、家電製品、消費期限切れの食品、食器など不要となったものをごみとして捨てるときは、市町村のルールに従わなくてはいけません。市町村以外の回収業者、市町村からごみ処分の許可を受けていない業者に有償、無償を問わず引き渡すことはできません。うっかりでも引き渡してしまうとその業者は、無許可で廃棄物を回収したとして罰せられる恐れがあります。

特に意識しておくべき条文は法第 16 条です。

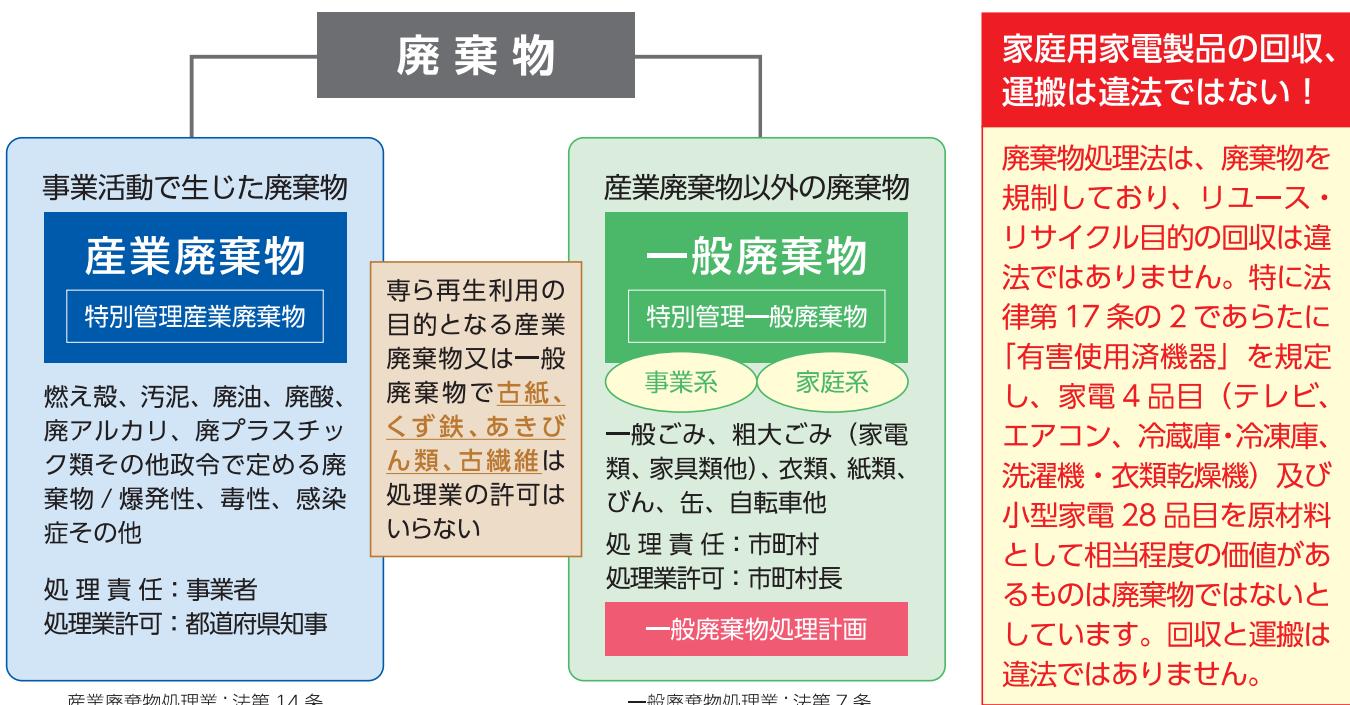
(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

これに違反すると個人は、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、あるいは両方が課せられます。法人は、3 億円以下の罰金が科せられます。主な罰則は次のとおりです。

- 粗大ごみを捨てるのに粗大ごみ券を貼らずにそのまま集積場所に捨てた場合は、不法投棄になります。
- 事務所として使っている賃貸マンションから出すごみに「事業系有料ごみ処理券」を貼らずに出した場合は不法投棄になります。

それと、家庭から出るごみ、生活で出てくるすべてのごみは「一般廃棄物」と決められています。では、工場など事業活動で出てくるごみは何かというと「産業廃棄物」です。事業者が産業廃棄物処理業の許可を持っていても「一般廃棄物」である家庭ごみを回収することができません。その逆も同じです。チラシやインターネットで回収業者を探すときは、廃棄物をどのように回収するか、処理するかを注意して確認しましょう。





コラム 16 消費者による廃棄物の回収強要は罪になる！？

リユース・リサイクル業者や不要品回収事業者（市中回収事業者）に対する相談が消費生活センターへたくさん寄せられています。その一方で、消費者による廃棄物の回収強要も起きており、リユース・リサイクル業者は対応に苦慮する実態もあります。

廃棄物処理法の規定では、ごみは市町村に処理の責任があり、ごみを回収できるのは市町村か市町村の委託業者、市町村長から許可を得た業者になります。多くのリユース・リサイクル業者、不要品回収事業者（市中回収事業者）は、廃棄物処理の許可を得ていないため無許可で廃棄物を回収すると最大で3億円の罰金刑が科されてしまいます。

消費者の場合はどうでしょうか。恫喝したり、高圧な態度で無理やりごみの回収を強要するにつきの2つの刑罰が適用される可能性があります。

■ 廃棄物を業者に回収強要し、業者が断った場合も不法投棄の未遂罪になる可能性

廃棄物処理法 第5章罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

業者によっては、リユースすることができない、リサイクルするには引き取るより費用がかからってしまう場合があります。業者が引取りを断っているのに無理やり引き取らせるなどの無いようにしましょう。



■ 威力業務妨害罪の適用の可能性

刑法

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

実力行使によって業務を妨害する行為を威力業務妨害といいます。

実力行使には、暴力的な行動だけではなく、電話による必要以上のクレームやインターネット上の書き込みなども該当する場合もあります。



はじめに

リユースする

修理する
修繕する

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者団体
国が定める指定法人

法律の豆知識

3 古物営業法

古物営業法は、中古品の売買を規制しているのではなく盗品等の売買の防止と速やかな発見等を目的としている！また「古物」の売買や委託を受けて売買するなどの営業を行うには「古物商」の許可が必要となる！

いらなくなつたものをリユース・リサイクルショップで売ったり、ネットオークション、フリマアプリを使って売ったり買ったりする場合は、古物商の許可はいりません。また、フリーマーケットで販売するときもいりません。

しかし、リユース・リサイクルショップ等から転売目的で大量の中古品を仕入れたりする場合は、古物商の許可が必要となります。もし、盗品と知りつつ仕入れたり、転売すると盗品等関与罪などの刑罰が科せられる恐れがあります。



コラム 17 不要品を売って得た所得の確定申告について

不要品をネットオークションやフリマアプリなどで売って得た所得は、確定申告が必要な場合があります。所得には、譲渡所得と雑所得があります。どんなときに確定申告が必要になるか、事例をいくつか紹介します。法律は、所得税法になります。

■ 生活に通常必要な動産（生活用動産）は非課税

所得税法第9条第1項第9号、所得税法施行令第25条第1項の規定で、生活用動産の譲渡所得は、非課税と規定されています。つまり、生活で使用しているものを売って得た所得はいくらであっても確定申告の必要はありません。

生活用動産の例	普段着ている衣類、食器類、家具類、鞄・靴、携帯電話など 生活家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、炊飯器、電子レンジなど）
---------	---

■ 生活に通常必要な動産（生活用動産）は非課税

一方、生活用動産ではない譲渡所得や雑所得や副業として繰り返しネットオークションやフリマアプリなどに出品して得た所得は課税対象となり確定申告が必要となります。また、趣味で集めたものやコレクションなどは生活用動産ではないとみなされ課税対象となる場合があります。

生活用動産以外 所得税法施行令 第25条第1項	貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品、書画、こつとう及び美術工芸
-------------------------------	---

	所得の例	確定申告の判断
給与所得がある人	不要品を売って得た所得の合計が20万円を超えたとき	必要
	不要品を売って得た所得の合計が20万円以下のとき	不要
給与所得がない人	不要品を売った得た所得の合計が48万円を超えたとき	必要
	不要品を売って得た所得の合計が48万円以下のとき	不要
一個または一組の貴金属や宝石を売って得た所得が30万円を超えたとき		必要

課税対象は所得であることに注意が必要です。不要品を出品して落札された金額から、経費を引いた残りの金額が所得です。確定申告については、最寄りの税務署か国税庁へ確認しましょう。



国税庁税について

4 家電リサイクル法

この法律の対象は、テレビ（ブラウン管式・液晶式・スマートテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンで、これを特定家庭用機器として規定している。消費者は、この家電4品目を廃棄物として処分するときに限り、リサイクル費用と収集・運搬費用を負担する義務がある！

家電リサイクル法の家電4品目の内、対象かどうか分かりづらいものをいくつか取り上げました。

分かりづらい機械器具	法適用	廃棄物としての処分方法
有機ELテレビ	対象外	粗大ごみとして処分 ※今後、法改正を経て対象となる予定
受信チューナーのないディスプレイモニター	対象外	粗大ごみとして処分
パソコン用のディスプレイモニター	対象外	資源有効利用促進法（3R法）の対象となり、パソコンメーカーあるいは一般社団法人3R推進協会へ依頼
天井・壁埋め込み型エアコン	対象外	自分で外して廃棄物として処分する場合は、粗大ごみとして処分。入れ替えなど業者へ依頼して業者が処分する場合は、産業廃棄物として処分。
冷風機・冷風扇・除湿器	対象外	小型家電リサイクル法対象となり、粗大ごみとして処分
ウィンド型エアコン	対象	家電リサイクル法に従って処分
電子冷蔵庫・ポータブル冷蔵庫	対象	家電リサイクル法に従って処分

詳しくは、一般財団法人家電製品協会のWebサイトで確認できます。

一般財団法人家電製品協会・ 家電リサイクル券センター	廃棄物として処分する家電4品目の一覧	
-------------------------------	--------------------	--

家電リサイクル法は、適正なリサイクルだけでなく、消費者には長く使うことによる廃棄物発生の抑制、製造業者等には、耐久性の向上と修理の実施体制の充実が努力義務として規定されています。

また、家電リサイクル法と家電4品目の廃棄物としての処分方法は、経済産業省と環境省及び一般財団法人家電製品協会のWebサイトで確認することができます。

環境省 Ministry of the Environment	家電リサイクル法に関する情報全般		家電リサイクル法Q&A	
	廃家電製品の不法投棄等の状況について		いらなくなってしまった家電製品は正しくリユース・リサイクル！	
経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry	家電リサイクル法に関する情報全般		家電4品目の「正しい処分」早わかり	
	家電リサイクル法資料集		家電リサイクル制度FAQ	
一般財団法人 家電製品協会／ 家電リサイクル券 センター	3秒でえらべる家電の捨て方		家電リサイクル券番号検索 (追跡)	
	家電処分の豆知識		家電リサイクル料金一覧(検索)	

5 食品リサイクル法

この法律は、食品の製造、加工、卸売り、小売業者と飲食店を対象として、製造過程で発生する廃棄物や売れ残り、調理で出る廃棄物の発生を抑えることと、発生した廃棄物のリサイクルの促進である。事業者を「食品関連事業者」と定めている。

「食品関連事業者」の主な例は次のとおり。

食品関連事業者	主な例
食品の製造、加工、卸売り、小売りを行う事業者	食品メーカー、八百屋、デパート・百貨店、スーパー、コンビニエンスストアなど
飲食店、その他食事の提供を行う事業者	食堂、レストラン、居酒屋、ホテル、旅館、結婚式場、レストラン船など

消費者については、食品の購入や調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生を抑えるようにする努力を求めています。例えば、買い過ぎないことや消費する日にちを考えて賞味期限・消費期限を選択するなどです。また、家庭から出る生ごみは法律の対象外ですが、生ごみコンポスト等を使って、たい肥を作り、植物や野菜を作ることは廃棄物の削減になります。

6 自動車リサイクル法

この法律は、使用を終了した自動車の適正なリサイクルと廃棄物の処理を行うために、クルマの最終所有者にリサイクル料金の負担と引渡しを義務付けている。リサイクルと廃棄物の処理を行うのは、自動車メーカー・輸入業者と関連事業者の引取業者、フロン回収業者、解体業者、破碎業者である。

支払われたリサイクル料金は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（略称JARC）が預かり、厳格に管理しています。そして、クルマが廃車になったときに使われます。



JARC

気になるリサイクル料金の使用用途は3つです。



引用：経済産業省ホームページ
「自動車リサイクル法とは」

フロン類	廃車からフロン類の回収と破壊
エアバッグ	廃車搭載のエアバッグの適正処理と回収及び再資源化
自動車破碎残さ (シュレッダーダスト)	廃車の解体、破碎後の残渣の再資源化と適正処理

※ 自動車破碎残さは、自動車シュレッダーダスト (ASR:Automobile Shredder Residue) ともいいます。

クルマの所有者は、所有するクルマのリサイクル料金がいくらなのか、廃車にしたクルマの処理状況をJARCの「自動車リサイクルシステム」で確認することができます。

他に中古車として売却する場合は、車両価値金額+リサイクル料金相当額を受領し、リサイクル券を渡します。廃車する場合は、登録された引取事業者へリサイクル券と一緒に引き渡します。

パソコン	スマホ・タブレット
リサイクル料金を調べる 	
使用済自動車の処理状況を調べる 	

7 小型家電リサイクル法

この法律は、廃棄物として処理する小型電子機器等（小型家電）の再資源化の促進と適正な処理を目的としている。対象の品目は28あり、消費者は廃棄物として捨てるときには、市町村、国の認定事業者・再資源化事業者、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める必要がある。

対象の28品目は次のとおり。

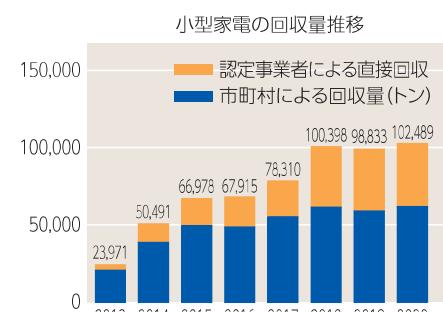
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	16 フィルムカメラ
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具	18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
6 パーソナルコンピュータ	20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
8 プリンターその他の印刷装置	22 電気マッサージ器
9 ディスプレイその他の表示装置	23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
10 電子書籍端末	24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
11 電動ミシン	25 蛍光灯器具その他の電気照明器具
12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	26 電子時計及び電気時計
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	27 電子楽器及び電気楽器
14 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

一方、小型家電をごみとして捨てるのではなく、資源として売却あるいは譲渡することもできます。小型家電を廃棄物とせず循環資源として処分するには「有害使用済機器」として、適切に回収を行う市中回収事業者や保管または処分を適切に行う事業者（有害使用済機器保管等届出事業者）へ引き渡すことが必要です。



コラム 18 小型家電の対象品目とリサイクルの現状

小型家電リサイクル法で指定している28品目は、家電リサイクル法の4品目と異なり、法律でリサイクルを義務付けてはいません。国は、小型家電の回収量を令和5年度までに年間14万tを目指しています。しかし、回収品の多くがパソコンやデジタル機器などの特定対象品目であるため、回収量は伸びてはいません。一方、まだ使えるものがリユースされずに廃棄されたり、価値が低いという理由などから焼却されるものも多くあります。横浜市のごみの分別品目一覧表を見ると、ごみの分別品目に小型家電対応の「★」印の付いているものが多く燃やすごみに分別されています。使わなくなったものをすぐに廃棄せず、中古品としてリユースショップに売ったり、譲渡したり、修理して使うなど、長く使うことを意識することが大切です。



「小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績」をもとに作成

8 容器包装リサイクル法

この法律は、家庭から出る容器包装に限定し、容器包装廃棄物を資源として、再商品化・資源化することを目的としている。対象の容器包装は、金属製容器、ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装・ポリエチレンテレフタレート製容器（PET）の大きく4種類である。

対象の容器包装の具体的なものは次のとおりです。

素材	識別マーク	用途	
金属		アルミ缶	
		スチール缶	
ガラス	なし	無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他の色のガラスびん	
紙		飲料用、紙パック（アルミ不使用のもの）	
		段ボール製容器	
プラスチック		紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど	
		プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、菓子の袋、パック類、ふた・キャップ、ラップフィルムなど	
ポリエチレンテレフタレート製容器（PET）		飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル ※PET素材の容器でも、上記以外のものはプラスチック製容器包装	

※ 網掛けの容器包装は再商品化義務となっているもの

市町村は、法律に従って「分別収集計画」の作成と容器包装の分別基準を定め分別収集を行います。横浜市民は「資源とごみの分け方・出し方」冊子に従って、ごみ集積所や資源集団回収場所に出さなければなりません。



9 プラスチック資源循環法

この法律は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するためにプラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を定めている。横浜市は2024年度より、一部の地域から始める予定です。

対象製品	ハンガー、文具、玩具、日用品などの容器包装以外のプラスチック製品
消費者の責務	プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出する プラスチック使用製品をなるべく長期間使用する プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制する プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制する リサイクルされた材料で作られた製品を使用する

10 資源有効利用促進法

この法律は、循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としている。特に事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めている。

対象の業種	1 パルプ製造業及び紙製造業 2 無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業 3 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業 4 銅第一次製錬・精製業 5 自動車製造業	6 紙製造業 7 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業 8 ガラス容器製造業 9 複写機の製造業 10 建設業
主な製品	自動車 / 家電4品目・小型家電製品 / パソコン / 金属製家具 / ガス・石油機器 システムキッチン / 自転車 / 電動式車いす / プリンター / コードレス電話・ファクシミリなど ※ 2026年度より、モバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこ機器追加の予定	
消費者の責務	製品を長期間使用する 再生資源及び再生部品の利用の促進に努める 分別回収や販売店を通じた引き取りなどに協力する	

11 グリーン購入法

この法律は、国等の機関（国会、裁判所、各省、独立行政法人、国立大学等）による環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を義務化している。

2022年度の特定調達品目は、22分野、287品目が指定されました。毎年対象品目や判断基準の見直しが行われています。

分野・品目	紙類 / 文房具 / オフィス家具等 / 画像機器等 / 電子計算機等 / 自動車等 / オフィス機器等 / 移動電話等 / 照明 / インテリア・寝装寝具 / 制服・作業服等 / 災害備蓄用品 など
国民の責務	物品の購入・レンタル、業務の依頼をする場合は、できる限り環境物品等を選択するよう努める



コラム 19

横浜市 環境事業推進委員の活動

1993年横浜市は、地域での廃棄物の減量化・資源化などの活動の活性化と協力体制強化を図るため、「環境事業推進委員制度」を新設しました。横浜市長より委嘱された環境事業推進委員は市内に3641名(2025年3月31日現在)があり、地域ごとの活動、連絡協議会を開催しています。



環境事業推進委員の主な活動

- 分別排出実践・啓発活動
- 地域への情報提供
- 環境行動の自薦・啓発活動
- 清潔できれいな街づくりの推進
- 地域清掃活動の推進
- 住民からの相談と行政機関への連絡

地区連絡協議会の様子



編集コラム 持続可能なライフスタイルと消費者の行動

私たちの生活は、多くの便利なモノがささえています。洗濯機、冷蔵庫、エアコンなどはその代表的なモノです。移動するときは自動車やバス、電車、飛行機を利用し、食事を作るときはコンロに炊飯器に調理器具を使います。他に洋服、家具、美容器具、パソコン、スマートフォンなどたくさんのモノを利用して生活しています。持続可能なライフスタイルを考えたとき、私たちはどんな行動を取ることがいいでしょうか。例として「温室効果ガスを減らす」ことに視点を置いて考えてみたいと思います。

■ さまざまな方法

本誌では、生活でいらなくなつたモノをごみにしない方法をいくつか紹介しました。リユース、リサイクル、修理・修繕以外にさまざまな方法があり、それらをかしこく選択することで「温室効果ガスの排出を減らす」ことにつながります。

リユース Reuse	再使用	いらなくなつたモノをごみにしないで必要なところ、必要な人に譲るなど繰り返し使う
プーリング Pooling	同時利用	自動車を相乗りするなど製品やサービスを複数の利用者で同時に使用する
アップグレード	機能向上	製品の外装や部品の多くをそのまま利用し、ソフトウェアの更新や一部の部品を最新技術のものに交換すること
シェアリング Sharing	共有	持っている製品を他の消費者に一定期間貸し出す 製品を複数の消費者で共有して使用する
リファービッシュ Refurbish	再整備	製品の劣化している部分をまだ使える部品等を利用して調整し、点検、品質検査等が行われた製品
リマニファクチャリング Remanufacturing	再製造	製品を完全に分解、洗浄、部品交換などを行い新品同様にすること
リペア Repair	修理・修繕	壊れたり傷んだりしたところを直して、使用できるようにすること
レンタル Rental	賃貸	必要なとき、必要な期間だけ製品やサービスを利用する短い期間が多い
リース Lease	賃貸	レンタルと同じように借りて利用することで、期間は年単位で長い

■ 製品の種類によって方法を選択

製品の種類によって、温室効果ガスを減らす使い方はいろいろあります。長く使うことは生産するときや廃棄するときの環境への負荷を考えるとよい選択の一つです。欧州の「消費者の修理する権利」を法律で規定したことは、メーカーの修理に対する慣習を見直すことになったと言えます。

大型家電	リユース	リファービッシュ	リマニファクチャリング	リペア	生活スタイルや地域の状況によつては二酸化炭素が増えてしまう可能性がある。例えば、リユース目的であつても遠方に輸送することは二酸化炭素の排出が増えてしまう。これを「リバウンド効果」「バックファイア効果」という。状況に応じた選択が必要になる。
パソコンなどのICT機器	リユース	リペア	レンタル	リファービッシュ	
工具類	シェアリング				
自動車	プーリング	レンタル	リファービッシュ	リペア	
本・メディア	リユース	レンタル			
衣類	リユース	レンタル			

■ 製品の平均使用年数

製品の寿命は、製品の種類、製品の設計、製造方法、用途、使い方等によってさまざまです。内閣府が毎月発表している消費動向調査、令和5年3月実施調査結果によると、主な製品の平均使用年数は乗用車9年、洗濯機10年、冷蔵庫とルームエアコンは13年、パソコンは8年くらいです。買い替えの理由は故障の割合が高く、修理費用が安く、部品があるなどしたままだ使い続けることを選択すると思われます。

主な製品の平均使用年数と買替え理由（2人以上の世帯）

製品の種類	平均使用年数	買替理由の内 故障の割合(%)
ルームエアコン	13.6	65.1
電気冷蔵庫	13.0	63.0
カラーテレビ	10.7	64.8
電気洗濯機	10.1	74.2
光ディスクプレーヤー・レコーダー	9.3	74.7
乗用車（新車）	9.1	21.9
ビデオカメラ	8.9	62.5
パソコン	7.7	56.7
デジタルカメラ	7.4	37.9
電気掃除機	7.1	63.3
携帯電話	4.4	38.7

出典：内閣府消費者動向調査（令和5年3月実施調査結果）

■ サステナブル・資源循環社会を目指して

人類は、化石資源を使用することで豊かな暮らしを手に入れてきました。しかし、その反動は大きく温室効果ガスの大気への放出やプラスチック・化学物質の自然環境への流出・汚染となって、人類の生存を脅かすことになってしまいました。ひとり一人が節電をしたり、公共交通機関を利用したり、プラスチックの使用を減らすことで小さな貢献にはなるものの、社会全体が変わることはありません。

これまでの習慣を変えるほどのシステムに切り替わらなければ、パリ協定が目指す世界の平均気温の上昇を1.5°C以下に抑えることは難しいのが現状です。本誌は、生活で使う多くのモノをごみにしない方法で焼却や埋め立てを減らし、有限の資源を循環させることを目指すものです。消費者と行政と事業者の連携で地域の持続可能な社会を築けていけたら幸いです。



参考・参照文献

はじめに

- 3R 推進協議会 <https://www.3r-suishinkyogikai.jp/intro/3rs/>
- 資源・リサイクル促進センター <https://www.cjc.or.jp/j-school/b/b-1/>
- 『ヨコハマ プラ5.3計画 横浜市一般廃棄物処理基本計画2023年度～2030年度（概要版）』 / 広報資料（チラシA4サイズ）
- 環境省 循環型社会白書平成17年度 <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/junkan/h17/>
- 3R イニシアティブ閣僚会合 <https://www.env.go.jp/recycle/3r/initiative/index.html>

1 リユース(再使用)する

- 国民生活センター リーフレット『見守り新鮮情報第157号』
- クーリング・オフ https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html
- 一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合 <https://jrrc-h.org/>
- Yahoo!オークションガイドライン <https://auctions.yahoo.co.jp/special/html/guidelines.html>
- 楽天ラクマ利用規約 <https://fril.jp/info/policy>
- メルカリ利用規約 <https://static.jp.mercari.com/tos>
- ジモティー利用規約 <https://jmty.jp/about/terms>
- 横浜市 リユース <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/reuse/>
- 一般社団法人名ともしひatだんだん <https://www.tomoshibiatandan.com/>
- 農林水産省 食品ロスとは https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

2 修理・修繕・補修する

- 経済産業省 長期使用製品安全表示制度 https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/long_term.html
- 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 <https://www.eftc.or.jp/>
- 製造業表示規約 <https://www.eftc.or.jp/code/notation/index.php>
- 家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約
- 消費生活用製品のリコールハンドブック 2019（全体版）
- 経済産業省リコール情報 https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html
- 消費者庁リコール情報サイト <https://www.recall.caa.go.jp/index.php>
- 総務省 電波利用ホームページ 登録修理業者制度 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/repairer/>

3 リサイクルする

- 横浜市『ごみと資源物の分け方・出し方』
- 土壌混合法 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/minami/dojyokongou.html>
- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/
- 一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券 <https://www.rkc.aeha.or.jp/recyclerticket/>
- 小型家電リサイクル法 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/11/index02.html
- 小型家電再資源化事業者 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>
- 一般社団法人パソコン3R推進協会 <https://www.pc3r.jp/home/index.html>
- 横浜市 資源集団回収 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gomi/shudan/>
- 経済産業省「レアメタル・レアアース（リサイクル優先5鉱種）の現状」（平成26年5月）
- 公益財団法人 古紙再生促進センター「紙リサイクルの基礎知識」
http://www.prpc.or.jp/recycle/waste_paper/
- OECD iLibrary Global Plastics Outlook: Policy Scenarios to 2060
Source: OECD ENV-Linkages model, based on Ryberg et al. (2019[11]) (high estimate) and Cottom et al. (2022[16]) (low estimate).
- 一般社団法人 プラスチック循環利用協会「パンフレット・報告書」
https://www.pwmi.or.jp/new_data-pamphlet.php
- テクノラボ「buøy」 <https://www.techno-labo.com/rebirth/>
- 会宝産業「トレージャーチェア／Re+Belt」 <https://with-works.jp/> / <https://rebelt.shop/>
- 倉敷市立自然史博物館「鉱床」 <https://www2.city.kurashiki.okayama.jp/musnat/geology/tisitugensho/koushou/koushou.html>

4 片付けを依頼する

- Mictionary（ミクショナリー） <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>
- イー才のごみ分別案内 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gomi/dashikata.html>

5 空き家の管理と活用

- 横浜市 空家対策 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>
- 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例

6 サステナブル・資源循環社会の主なキーワード

SDGs

- 國際連合広報センター https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
- 蟹江憲史『SDGs（持続可能な開発目標）』（中公新書 2020）
- バウンド『60 分で分かる！SDGs 超入門』（技術評論社 2020）
- 首相官邸 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>

サーキュラーエコノミー

- 駒村 康平・諸富 徹 編著『環境・福祉政策が生み出す新しい経済“惑星の限界”への処方箋』喜多川 和典 新しい経済構造を切り拓くサーキュラー経済の意義
- 梅田靖・21世紀政策研究所編著『サーキュラーエコノミー循環経済がビジネスを変える』（勁草書房 2021）
- A Circular Economy in the Netherlands by 2050

パリ協定

- パリ協定 外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html
- PARIS AGREEMENT（仮訳文）パリ協定
- 各国の温室効果ガス削減目標 全国地球温暖化防止活動推進センター <https://www.jccca.org>

2050年カーボンニュートラル

- 菅内閣総理大臣所信表明演説 https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html
- 日本のNDC（国が決定する貢献）令和7年2月18日 <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>
- 環境省「脱炭素ポータル」 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/
- 全国地球温暖化防止活動推進センター「日本の1990-2022年度の温室効果ガス排出量データ」（2023.4.21発表）
- 横浜市「温暖化対策」 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/>

エシカル消費

- 消費者庁『「倫理的消費」調査研究会取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～』『エシカル消費の視点から消費者ができること』
- 消費者庁エシカル消費に関する特設サイト <https://www.ethical.caa.go.jp/>

廃プラスチックのリサイクル

- 一般社団法人プラスチック循環利用協会『プラスチックとリサイクル 8つの「はてな」』『プラスチックリサイクルの基礎知識 2022』
- 廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 編者『廃プラ・リサイクル公害とのたたかい』

ゼロ・ウェイスト

- C40 <https://www.c40.org/accelerators/zero-waste/>
- OECD https://www.oecd-ilibrary.org/environment/data/oecd-environment-statistics_env-data-en.html
<https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=MUNW&lang=en>
- Life Hugger <https://lifehugger.jp/zero-waste/guide/zero-waste-town-world/>
- 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 統計表一覧

修理する権利

- JETRO ビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/> 欧州委、製造事業者に製品の修理を義務付け、消費者の「修理する権利」法案を発表/欧州ICT業界、EUの「修理する権利」法案について提言
- 欧州連合 EUR-Lex <https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>
- ニューヨーク州上院 上院法案 S1320 <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2023/S1320>
- NCSL 「Right to Repair 2023 Legislation」
- アップルオンラインストア Service Parts or Tools, Inc. <https://www.selfservicerepair.com/en-US/home>
- 経済産業省 循環経済ビジョン 2020 / 循環経済工程表 2050 年の循環型社会に向けて

7 地域のお店・事業者・業界団体・国が定める指定法人

- 横浜市 資源循環局事務所一覧 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/>
- NPO 法人 RUM アライアンス <https://www.rum-alliance.com/>
- NPO 法人 RUM アライアンス 自動車リサイクル工場見学紹介 <https://www.recycletour.com/>
- アメイジー株式会社 <https://www.amazy.co.jp>
- 一般社団法人日本リユース業協会 <https://www.re-use.jp/>
- 一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション <https://jro.or.jp/>
- 一般社団法人日本リユース機構 <http://www.jrca-reuse.com/>
- 一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合 <http://jrrc-h.org/>
- 一般社団法人日本カーペットタイルリサイクル協会 <http://www.jcra-or.jp/>
- 一般社団法人日本 ITAD 協会 <https://itad.or.jp/>
- 公益財団法人古紙再生促進センター <http://www.prpc.or.jp/>
- 一般社団法人プラスチック循環利用協会 <https://www.pwmi.or.jp>
- 一般社団法人太陽光パネルリユース・リサイクル協会 <https://sp2ra.jp/>
- 公益財団法人自動車リサイクル促進センター <https://www.jarc.or.jp/>
- 一般財団法人家電製品協会 <https://aeaha.or.jp/>
- 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 <https://www.jcptra.or.jp/>

8 法律の豆知識

循環型社会形成推進基本法

- 循環型社会形成推進基本法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 環境白書平成13年～令和4年 https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/past_index.html
- 首相官邸 時の動き「循環型社会の形成」 <https://www.kantei.go.jp/jp/tokino-ugoki/2000/11/side.htm>

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- 廃棄物処理法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合『遺品3Rディレクター資格講座テキスト』

古物営業法

- 古物営業法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 所得税法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 国税庁 <https://www.nta.go.jp/index.htm>
 - No.1906 給与所得者がネットオークション等により副収入を得た場合
 - No.1900 給与所得者で確定申告が必要な人
 - No.3105 譲渡所得の対象となる資産と課税方法
 - No.2020 確定申告
 - No.1500 雜所得

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

- 家電リサイクル法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 一般財団法人家電製品協会・家電リサイクル券センター <https://www.rkc.aeha.or.jp/>
- 環境省・経済産業省『家電リサイクル法上の小売業者の義務等について（令和元年5月）』
- 環境省 家電リサイクル関連 <https://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html>
- 経済産業省 家電リサイクル法 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle//

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

- 食品リサイクル法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 農林水産省 食品リサイクル法 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

- 自動車リサイクル法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 公益財団法人自動車リサイクル促進センター <https://www.jarc.or.jp/>
- 自動車リサイクルシステム <http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html>

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

- 小型家電リサイクル法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 環境省・経済産業省『使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver.1.2 平成30年6月）
- 環境省 小型家電リサイクル関連 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index.html>
- 経済産業省 小型家電リサイクル法 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/11/index02.html

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

- 容器包装リサイクル法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 環境省 容器包装リサイクル関連 <https://www.env.go.jp/recycle/yoki/index.html>
- 農林水産省『容器包装リサイクルの手引き』

プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

- プラスチック資源循環法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 環境省 プラスチック資源循環法関連 <https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

- 資源有効利用促進法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 環境省 資源有効利用促進法の概要 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>
- 経済産業省 資源有効利用促進法 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

- グリーン購入法 e -GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>
- 環境省 グリーン購入法について <https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/>

編集コラム

- 国立研究開発法人国立環境研究所／東京大学『サーキュラーエコノミーを脱炭素化につなげるための必須条件を解説』
- 内閣府『消費動向調査 令和5年3月実施調査結果』

本誌利用上の注意

本誌を利用する際は、以下の点にご注意ください。

- ・ 制作にあたっては、細心の注意と情報収集に努めましたがすべての内容を保証するものではありません。本誌利用にあたっては、利用者の責任においてご利用ください。
- ・ 本誌掲載の法令や事業者等の情報は、2025年4月までのものです。情報によってはそれより以前の場合もあります。
- ・ 地域の事業者を利用する場合は、Webサイトの確認や直接連絡するなど最新の情報を得るようにしてください。
- ・ 掲載しているWebサイトのQRコードは、QRコード作成サービスを利用して作成したものです。ご利用時には更新されている場合がありますのでご注意ください。
- ・ 本誌を利用して生じたトラブル等の解決は、利用者ご自身でお願いします。制作・発行者は一切関与いたしません。
- ・ 本誌記事、写真、イラスト等の無断転写及び掲載を禁じます。



発 行 日 2023年12月1日 第1版／2025年8月1日 第2版

制作・発行・著者 NPO法人国際環境政策研究所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-9双葉ビル201号室 ☐ info@iriep.org

監 修 弁護士 都築一仁（法律事務所あすか）

デザイン・編集 株式会社東美
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巣町540 キリン1stビル2F

協 力 (株)浜屋、(株)ユーズドネット、(株)登豊商事、(株)エコロジテム、(株)南越商会、国際商事(株)、NPO法人RUMアライアンス、北欧家具TANUKI、(株)アメイジー、会宝産業(株)、(株)テクノラボ、(株)Solar Crew、一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合、(株)チャイルドバンク、横浜市環境事業推進員連絡協議会東戸塚地区 他

印 刷 ・ 製 本 株式会社シービー

©IRIEP NPO法人国際環境政策研究所

この冊子はいらなくなつたものを
ごみにしない方法を紹介した冊子です。

本誌は横浜市が制作したものではありません。
内容について横浜市への問い合わせはご遠慮ください。

